

**2022**

# **北九州市中小企業 支援ガイドブック**

**～助成金、融資、相談窓口など～**

# 中小企業者・小規模企業者とは

## 1 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

- ◇多くの補助金・助成金にて「みなしだ企業」として大企業と密接な関係を有する企業が対象から外れる場合があります。詳しくは各制度の担当者にお問合せください。
- ◇中小企業融資については、中小企業信用保険法の適用を受け、中小企業と同様に事業を行うNPO法人も対象となる制度があります。
- ◇中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下又は従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業員300人以下を中小企業とする場合があります。法令所管課にお問合せください。

## 2 小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

- ◇「商業」とは、卸売業・小売業を指します。
- ◇商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としています。

### 【注意点】

1. 本書は2022年4月現在で編集しています。
2. 掲載されている内容は、各支援メニューの“概要”ですので、実際の利用に当たっては、各項目下欄に掲載の「問い合わせ先」までご確認ください。
3. 掲載されている内容（金額、要件、申請時期等）が変更される場合もありますので、ご注意ください。

# 「北九州市中小企業振興条例」の概要

平成26年12月議会にて可決・成立、平成27年4月1日施行

## 条例制定にあたって（前文）

本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。

しかし、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。

そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に發揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくために、この条例を制定しました。

## 基本理念（第3条）

- 中小企業者は、経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化に自主的に努める。
- 市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援する。



## それぞれの責務・役割（第4条～第9条）

### 金融機関 第7条

- 必要な融資を行うなど、中小企業者の事業活動を積極的に支援 など

### 市民 第8条

- 中小企業が果たす役割の重要性を理解し、健全な発展に協力

### 大企業者 第6条

- 中小企業者へ業務を発注する等の場合には、基本理念の実現に取り組む など

### 中小企業者 第4条

- 経営改善等に自主的に努める
- 中小企業者相互の連携・協力
- 人材の育成、働きやすい環境の整備 など

### 市 第9条

- 関係機関と協力し、施策を総合的に実施
- 中小企業者の実態の把握、意見の反映
- 中小企業者の人材育成・確保、資金供給の円滑化
- 市の工事発注等にあたって、中小企業者の受注機会を増大
- 市民・児童生徒の理解促進 など

### 中小企業団体 第5条

- 中小企業者とともに、基本理念の実現に取り組む

### その他

- 市は、経営資源の確保など、小規模企業者の事情に配慮する。
- 市は、中小企業の支援に資する商店街の活性化施策を講じる。 など

## 北九州市中小企業振興条例

北九州市は、江戸時代に城下町として栄えた小倉、明治以降に石炭積出港として栄えた若松、官営八幡製鐵所が建設され日本の近代産業発祥の地として発展した八幡と戸畠、陸海の交通の要衝として重要な役割を果たした門司という5つの個性を持った都市が、世界に例のない対等合併したことにより誕生し、さまざまな企業が集積するたくましい産業都市、また環境先進都市として発展してきた。

その発展を支えているのが、創意工夫を凝らした特色ある事業活動を行うことによって、最先端の技術と優秀な人材を提供し続けてきた中小企業である。

中小企業は、その経済活動による市民の雇用の確保、消費生活の充実、女性の社会参画の推進などの本市経済への寄与にとどまらず、まちづくりや災害対応など、市民生活を支え地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業の存在は、市民生活の向上にとって欠くことのできないものである。

近年、本市の中小企業を取り巻く状況は、グローバル化に伴う急速な経営環境の変化や少子高齢化の進展による消費の減退などにより、厳しさを増している。

今こそ、本市の中小企業の経営基盤を強化するとともに、本市の中小企業が飛躍の機会を見いだし、国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓に向けて、その力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていかなければならない。

ここに、本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を有するものをいう。

(2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体のうち市内で活動するものをいう。

(3) 大企業者 市内で事業活動を行う者のうち中小企業者以外のものをいう。

(4) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。

(5) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに中小企業の振興に係る研究及びその事業化の促進に取り組む機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化（以下「経営改善等」という。）に自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援することを基本として推進されなければならない。

(中小企業者の責務)

第4条 中小企業者は、経済的・社会的環境の変化に応じ、経営改善等に自主的に努めるものとする。

2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者相互の連携及び協力に努めるものとする。

3 中小企業者は、人材の育成及び従業員がその能力を十分に発揮するための働きやすい環境の整備に努めるものとする。

4 中小企業者は、中小企業団体が中小企業の振興に関する活動を実施するときは、当該活動に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の責務)

第5条 中小企業団体は、中小企業者の事業活動を支援するに当たっては、中小企業者とともに、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

(大企業者の責務)

第6条 大企業者は、中小企業者へ業務を発注する等の場合には、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の責務)

第7条 金融機関は、中小企業者の事業活動に対し、必要な融資を行う等の方法により、積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業が本市経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、中小企業者の経営改善等を促進するための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めなければならない。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、中小企業者に関する実態の把握に努めるとともに、中小企業者の意見の反映に努めなければならない。

4 市は、中小企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営基盤の強化を促進するよう努めなければならない。

5 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

6 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理を確保しつつ、中小企業者の参入機会の増大に努めなければならない。

7 市は、出資法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人をいう。）、市からの工事の発注、物品及び役務の調達等を受けたもの並びに指定管理者に対し、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めることを求めることができる。

8 市は、中小企業者が安心して暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察等の関係機関と連携してその安全の確保に努めなければならない。

9 市は、中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進するよう努めなければならない。

10 市は、学校教育において、中小企業が本市経済の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力を児童生徒が理解できるための施策を推進するよう努めなければならない。

(小規模企業者への配慮)

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

(地域商業の活性化)

第11条 市は、商店街（北九州市商店街の活性化に関する条例（平成25年北九州市条例第35号）第2条第1号に規定する商店街をいう。）の活性化を図るための必要な施策を講ずるに当たっては、その施策が中小企業の支援に資するものとなるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第13条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表するものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 目 次

### 第1章 経営に関する相談をしたい ..... 1

◎中小企業のための総合支援窓口	1
～公益財団法人 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター～	
◎知的財産権に関する相談	4
◎北九州商工会議所 中小企業支援相談窓口等のご案内	5
◎インボイス制度	7

### 第2章 新型コロナウイルス対策をしたい ..... 8

◎新型コロナウイルスに関する事業者ワンストップ相談窓口	8
◎新型コロナウイルス感染症に係る北九州市中小企業融資制度による資金繰り支援	9
◎新型コロナウイルス感染症に係る福岡県制度融資による資金繰り支援	9
◎セーフティネット保証4号・5号 （中小企業信用保険法第2条第5項）について	10
◎日本政策金融公庫の貸付について	11
◎雇用関連の助成金	12
◎経営等に関する相談窓口	12

### 第3章 円滑な資金調達をしたい ..... 13

◎中小企業融資制度のご案内～北九州市中小企業融資制度～	13
◎セーフティネット保証5号認定のご案内	14
◎北九州市中小企業融資制度（概要）	15
◎信用保証協会の公的保証制度のご案内 ～福岡県信用保証協会の保証制度～	17
◎日本政策金融公庫の融資制度のご案内	19
◎企業立地促進資金融資（北九州市）	25
◎環境産業融資（北九州市）	25
◎企業立地優遇制度のご案内（北九州市）	26
◎グリーンアジア国際戦略総合特区による支援制度	28

## **第4章 生産性向上をしたい ..... 29**

◎中小企業等事業再構築促進事業（事業転換等の補助金）	29
◎国の補助金（設備投資、販路開拓、IT導入）	30
◎先端設備等導入計画（固定資産税ゼロ特例事業）	32
◎ロボット等導入・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について	33

## **第5章 環境(脱炭素)に配慮した経営をしたい ..... 38**

◎中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業	38
◎環境に配慮した製品などに関する支援	39
◎省エネ診断員の派遣	39
◎「エコアクション21（EA21）」認証登録支援事業	40
◎環境・エネルギー対策のための資金調達	40
◎リサイクルの事業化に向けた研究開発支援	40
◎北九州市脱炭素電力認定制度	41

## **第6章 事業承継を考えたい ..... 42**

◎事業承継に関する相談等	42
◎事業承継に関する助成金	43
◎具体的な取組みの支援	45

## **第7章 雇用・職場環境について相談をしたい ..... 46**

◎求人を出す・求人情報を発信する	46
◎働き方改革	49
◎働きやすい環境づくりの取組みに対する支援	50
◎パワーハラスメント防止措置について	52
◎人材確保等に関するアドバイス・情報発信・補助金	53
◎就活イベント	56
◎就活プレ事業（インターンシップ）	56
◎就職イベント（合同会社説明会等）	57
◎雇用に関する助成金制度	58
◎「就職氷河期世代応援企業」登録制度について	60
◎市内企業の人材採用力強化支援	61
◎外国人材の雇用に関する相談等	62

◎障害者雇用	63
◎教育訓練給付制度	65

## 第8章 研究開発・技術開発・新規事業に取り組みたい…… 66

◎新技術・新製品などの開発に対する助成 ～中小企業技術開発振興助成金～	66
◎成長分野の研究開発に対する助成 ～研究開発プロジェクト支援事業～	67
◎環境分野の研究開発に対する助成 ～環境未来技術開発助成制度～	68
◎新技術・新製品の研究開発に対する助成	69
～（一財）ふくおかフィナンシャルグループ企業育成財団（キューテック）による助成制度～	
◎各種技術開発関連助成	70

## 第9章 受注拡大・販路開拓をしたい ..... 71

◎独自製品の販路開拓や展示会への出展支援など	71
◎オンリーワン企業PR事業	74
◎北九州市の食品関連事業者に対する支援	75
◎北九州商工会議所のビジネスマッチング支援	76

## 第10章 建設業に関する情報を知りたい ..... 77

◎経営等に関する相談窓口	77
◎セミナー等の開催	79
◎民間建築物等に関する各種助成制度	80
◎建設業に関する融資制度等	82
◎建設業の人材確保等に関する助成金	83
◎建設業に関する人材確保対策	84

## 第11章 國際ビジネスをしたい ..... 85

◎国際ビジネスに関する支援	85
◎環境分野の海外での事業展開に対する助成	88
～サステナブル環境ビジネス展開事業～	
◎JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業	89
◎その他支援機関	89

## **第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい … 90**

◎北九州市の商店街に対する支援	90
◎商業者等に対する支援	92
◎商店街（空き店舗）への出店者に対する支援	93
◎国の商店街に対する支援（一部掲載）	94
◎県の商店街に対する支援	97
◎福岡県新型コロナ対策地域商品券発行支援事業	98
◎宿泊事業者・旅行事業者に対する支援	99

## **第13章 起業・創業をしたい ……………… 100**

◎日本一起業家に優しいまちを目指した取組み	100
◎スタートアップ SDGs イノベーショントライアル事業	101
◎北九州市創業支援等事業計画について	102
◎起業・創業の相談	103
◎女性のためのビジネス支援	104
◎起業・創業に関する専門家の派遣	104
◎起業・創業に関するセミナー（中小企業支援センター主催）	105
◎起業・創業に関するセミナー（その他のセミナー）	105
◎商店街（空き店舗）への出店者に対する支援	106
◎開業時の融資制度のご案内（北九州市、福岡県、日本政策金融公庫）	107
◎市内の主なインキュベーション施設	109
（創業時に利用可能なコワーキングスペース・オフィス等）	
◎北九州スタートアップネットワークの会	111
◎IoT メイカーズプロジェクト	111
◎ベンチャーキャピタルなどとのマッチングの場	112

## **第14章 スキルアップのために学びたい ……………… 113**

◎中小企業大学校直方校研修生派遣補助金	113
◎市内支援機関主催のセミナー等	115
◎人材育成機関の紹介	115

## **第15章 技能や技術者としてのセンスを高めたい ..... 118**

◎北九州マイスター・北九州技の達人	118
-------------------	-----

## **第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関） ..... 119**

◎官公需受注に関する情報サイト	119
◎国の補助金等情報サイト	119
◎中小企業等経営強化法に基づく支援	120
～即時償却や税額控除といった税制支援、金融支援等の特例を措置～	
◎国立大学法人九州工業大学	
先端研究・社会連携本部 産学イノベーションセンター	121
◎北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター	121
◎公立大学法人 北九州市立大学 地域産業支援センター	122
◎福岡県工業技術センター	122
◎ロボット・DX 推進センター	123
◎北九州市東京事務所・首都圏企業立地支援センター	123
◎司法書士総合相談センター	124
◎福岡県中小企業団体中央会	124
◎北九州市の国家戦略特区について	125
◎SDGs（持続可能な開発目標）について	126
◎働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口	129
◎保健・医療・福祉・介護に関する相談窓口	130
◎北九州商工会議所取扱の各種共済制度など	130
◎北九州市のホームページ	133
◎北九州市コールセンター（ていたんコール）	133

# 第1章 経営に関する相談をしたい

## 中小企業のための総合支援窓口

～公益財団法人 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター～

中小企業支援センターは、北九州市内の中小企業者や創業予定者などを対象に、経営に関する相談、経営課題解決のための専門家派遣などを行っています。また、事業経営に役立つさまざまな情報も提供しています。

- 【所在地】** 北九州市戸畠区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1F  
(JR九州工大前駅北側へ徒歩3分)  
TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450  
URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/> E-mail [k\\_info@ksrp.or.jp](mailto:k_info@ksrp.or.jp)
- 【開館時間】** 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）  
**【休館日】** 土曜日、日曜日、祝日、年末年始  
**【専門家】** 専門的知識を有する経験豊かなマネージャーが、相談窓口での応対や専門家派遣のコーディネートをします。



チーフマネージャー  
鞍井 健司



マネージャー  
堺 武志



マネージャー  
森井 隆志

地元金融機関出身  
金融機関での経験を活かし、中小企業の資金繰りや融資相談、創業相談など、経営全般に関する悩みを積極的にサポートする。

合同会社 JEXPO 代表  
技術士（総合技術監理、建設、上下水道部門）である一方、ヨーロッパ等海外展開を支援する企業を自ら立ち上げた経験を生かす。

アルテックソリューションズ株  
代表取締役  
一級建築士、中小企業診断士。  
経営者、エンジニア及び経営コンサルタントの経験を活かして、  
中小企業の持続的成長を支える  
仕組みづくりなど総合的な支援  
を行う。



マネージャー  
則松 佳孝



マネージャー  
北嶋 知美



巡回相談・マッチング担当  
村田 信敏

則松佳孝税理士事務所代表  
特に、福祉に関する業務を得意とし、社会福祉法人・NPO法人の会計業務にも精通。相談者に対し、専門用語を使わない理解しやすいアドバイスを心掛けています。

（株）ヒロインコンサルティング  
代表取締役  
中小企業診断士として、戦略策定・実行、経営改善等、中小企業の幅広い悩みの解決をサポートする。

中小企業診断士  
市内の製造業を対象に訪問し、各種相談に応じる。支援施策や担当部署を紹介。あわせて、製造業の受発注のマッチングを担当。

## 1 経営に関する相談窓口

中小企業や創業予定の皆様が抱える幅広い悩みに総合的にお応えする相談窓口です。各分野の専門家が、「経営」「資金繰り」「法律」「税務」「労務」など幅広い分野のご相談に個別に応じます。

<中小企業・ベンチャー総合相談>

相談分野	経営、マーケティング、資金、税務（インボイス・申告相談等）、労務（パワハラ等）、技術・技能、ビジネスプラン、IT、事業提携、事業承継、会社設立、省エネ、ISO、海外取引、IoT、DX、新事業創出、BCP（事業継続計画）作成 など
日 時	月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く） ※マネージャー・専門相談員（司法書士・弁護士・社会保険労務士・金融相談員等）が対応します。 ※日によって相談員の専門分野が異なりますので、事前にご確認ください。
応対する専門家	中小企業診断士、税理士、司法書士、弁護士、社会保険労務士、金融相談員、技術士など各分野の専門家
相談時間	原則として1回1時間程度（内容、予約状況により異なります）
料 金	無料
申込方法	電話による予約（専門相談員への相談は1週間前までの予約が必要です）TEL 093-873-1430

<休日（土曜・日曜）創業相談>

休日（土曜・日曜）創業相談	
対象者	平日に来訪が困難な創業予定者
相談分野	創業に関する相談
日 時	土・日曜日（祝日、年末年始を除く）の指定時間
応対する専門家	マネージャー等
相談時間	1時間程度（内容、予約状況により異なります）
料 金	無料
申込方法	電話による予約（完全予約制）TEL 093-873-1430

## 第1章 経営に関する相談をしたい

### 2 専門家によるコンサルティング ー専門家派遣事業ー

創業や経営革新等に積極的に取り組もうとする中小企業者等が抱えるさまざまな課題の解決や円滑な事業展開に向けて、各分野の専門家を派遣します。

派遣テーマ	中小企業者が抱えるさまざまな経営課題に、幅広く対応します。 <b>(専門家派遣テーマの例)</b> ●就業規則の見直し ●工程管理の進め方 ●ISO9001に準拠した品質マネジメントシステムの構築 ●ホームページを活用した販売促進 ●新たな販路開拓 ●店舗の売場改善 ●営業力の強化
派遣する専門家	中小企業支援センターに登録している専門家【約300名登録】 <b>(資格など)</b> 中小企業診断士、技術士、公認会計士、社会保険労務士、ITコーディネータ、エネルギー専門家、ISO関連の専門家、経営コンサルタントなど
派遣料金	1回目無料。 2回目以降は、派遣費用（コンサル料+交通費）の1/3（10,000円程度/回）の負担が必要です。 ※1企業通算年度内6回を限度とします。 ※派遣回数は、企業と中小企業支援センターで協議して決定します。
派遣の流れ	① <b>企業</b> 解決すべき経営課題を整理して中小企業支援センターに連絡します。 ↓（申し込み） ② <b>中小企業支援センター</b> マネージャーが面談し、現状と課題を整理した上で、派遣する専門家と派遣回数を決定します。 ↓（派遣） ③ <b>企業と専門家</b> 専門家が現地で実情を分析しながら、課題解決に向けたアドバイスと実地指導を行います。
申込方法	電話連絡の上、所定の「派遣申請書」を提出してください。 TEL 093-873-1430

### 3 経営に関する情報の提供

中小企業支援センターでは、経営に関するさまざまな情報を提供しています。ご活用ください。

#### (1) ホームページ (URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/>)

北九州市を中心とした中小企業支援に関する情報を一元的に発信しています。

#### (2) メールマガジン

毎週木曜日配信。経営に役立つタイムリーな情報をメールで提供しています。中小企業支援センターのホームページから登録申込みができます。（登録無料）

#### (3) ネットワーク北九州（情報紙）

毎月1日発行。市や中小企業支援センターなどの中小企業支援施策に関する情報を掲載。

中小企業支援センターのホームページからPDF形式（バックナンバー含む）でダウンロードできます。

#### (4) データベース「北九州技術マップ」(URL <https://b2b.ktc.ksrp.or.jp/>)

市内中小製造業約360社の企業概要、製品、技術等の情報をまとめたデータベース「北九州技術マップ」を中小企業支援センターのホームページ上で公開しています。 **詳しく述べP73**



NEWS | 新着情報・セミナー・イベント

2019年4月1日 ■■■■■ 北九州市中小企業支援センターが新設されました  
2019年3月26日 ■■■■■ 武田鋼器が経営に悩む北九州市民に相談窓口を開設します  
2019年3月26日 ■■■■■ 佐賀県の中小企業支援センターが北九州市に開設されました  
2019年3月26日 ■■■■■ 北九州市中小企業支援センターが新設されました  
2019年3月25日 ■■■■■ ニュース&トピックス

## 4 巡回相談事業

巡回相談員が直接企業に出向いて、ニーズの掘り起こしを行うとともに、各種相談に応じながら、経営課題解決に向けて、支援施策や担当部署を紹介します。

## 5 経営に関するセミナーの開催

経営に関する各種テーマのセミナーを開催します。

## 6 事業承継に関する窓口相談

事業承継の専門相談員が相談に応じながら、円滑な事業承継・引継ぎのための助言や、専門機関への紹介等を行います。

### 【問い合わせ先】

(公財) 北九州産業学術推進機構 (FAIS) 中小企業支援センター  
 〒804-0003 北九州市戸畠区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1階  
 TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450  
 URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/> E-mail k\_info@ksrp.or.jp  
 開館時間 午前9時～午後5時 (正午～午後1時、土日・祝日・年末年始は除く)

## 知的財産権に関する相談

北九州知的財産支援センターでは、新技術・新製品開発や新たな特許等の取得・活用を支援するため、知的財産権に関する各種サービスを提供しています。

検索・閲覧サービス	特許、実用新案、意匠、商標等の情報について、専門アドバイザーが検索方法等を支援します。
相談・指導サービス	特許、実用新案、意匠、商標等の出願方法、技術移転、実施契約等に関して、専門アドバイザーが相談にお応えします。 また、知財専門家による個別相談会や派遣事業も実施しています。
特許活用サービス	すでに出願された特許等を活用して新製品開発や新規事業分野へ参入する際に、特許流通コーディネーターが技術シーズの紹介から技術移転、実施契約までサポートします。

※特許に関するセミナーを開催します。受講料無料。日程等詳細はホームページに掲載します。

### 【問い合わせ先】

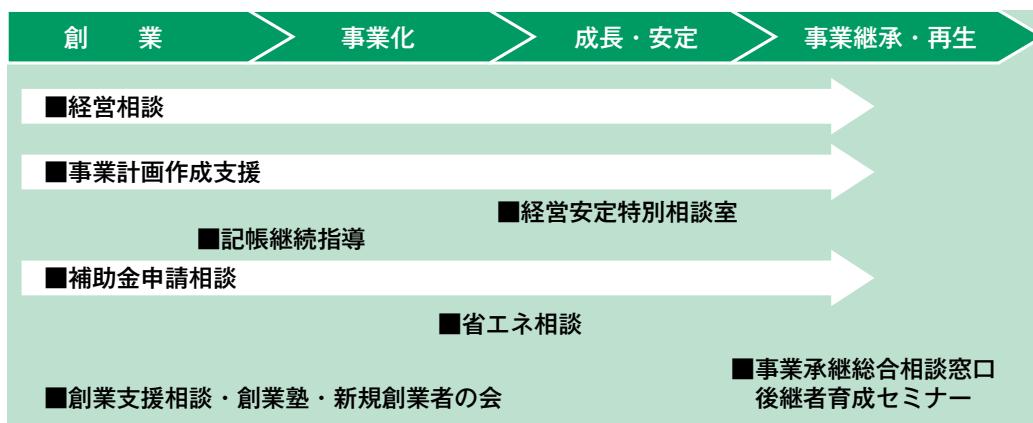
北九州知的財産支援センター  
 〒804-0003 北九州市戸畠区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1階  
 TEL 093-873-1432 FAX 093-873-1455  
 URL <https://www.ktc.ksrp.or.jp/kipc/> E-mail k\_kipc@ksrp.or.jp  
 開館時間 午前9時～午後5時 (正午～午後1時、土日・祝日・年末年始は除く)

## 北九州商工会議所 中小企業支援相談窓口等のご案内

### 経営者の皆様の「困った」にお応えします。

ビジネスに悩みはつきものです。信頼できる地域の相談窓口として、商工会議所をご活用ください。創業から企業の継続・成長まで、中小企業の経営をトータルサポートします。

#### 企業の成長に応じた相談メニュー



### 1 経営相談

#### (1) 経営相談（巡回相談、窓口相談）

経営指導員が、経営・金融（各種制度融資の申し込みなど）・税務・労務・人材育成など、経営に関する悩みにお応えします。北九州商工会議所の市内5ヶ所のサービスセンターにて、随時ご相談に応じています。また、新型コロナウイルスに関する経営相談も随時お受けしています。

#### (2) 創業相談

創業を志す方のためのセミナーを開催するほか、個別の創業相談にも随時対応しています。創業に必要な手続きや創業計画書の作成方法、創業に必要な資金の調達や開業後の帳簿管理まで、経営指導員と各分野の専門家が連携してさまざまな不安の解決をお手伝いします。まずはお気軽にご相談ください。

#### (3) 税務・記帳相談

市内6ヶ所に設置している税務相談所では、個人の小規模事業者を対象に、低料金で税金の申告指導や税務に関する相談に応じています。帳簿のつけ方がわからない方、忙しくて時間がとれない方などに、税務の指導相談、各種税務申告書の作成、記帳代行などの各種サービスを提供しています。なお、相談のみの場合は無料でご利用いただけます。

※個人の小規模事業者を対象としており、高額所得者や個別に税理士の指導を受けている方はご遠慮ください。

#### (4) 経営革新計画他、補助金申請相談

経営革新計画の作成支援をはじめ、小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、事業再構築補助金、事業承継・引継ぎ補助金などの申請手続き相談に対応します。

#### (5) 事業承継の支援

事業を承継するには、後継者の育成、引継ぎに向けた計画の策定、自社株の評価や相続税対策、企業価値の算定など、さまざまな準備が必要です。

当会議所では、親族や従業員への事業承継、企業の合併や買収（M & A）についてのセミナーを開催しています。個別相談については、専門家を交えて課題に対し直接アドバイスする専門相談も随時お受けしています（専門家は要予約）。また、事業承継診断（無料）も実施しています。お気軽にご相談ください。

福岡県事業承継・引継ぎ支援センターと共に開催の専門相談（毎月第1・3水曜日午後※要予約）や事業承継譲受希望者（買い手）説明会（6・9・12・3月の第3水曜日午後※要予約）もお受けしています。必要に応じて日時を変更する場合もありますので、事前にお問い合わせください。

### (6) 経営安定特別相談室

万一経営不振に陥ったときは、早い段階で最善策を講じることが重要なポイントです。販売不振や累積赤字など経営の先行きに不安が生じたときは、早めにご相談ください。

倒産回避の可能性がある場合は、商工調停士が関係機関と連携し再建策を講じるための具体的なアドバイスを行います。一方、倒産回避が不可能な場合には、円滑な整理方法や法的手続き等についてアドバイスします。(要予約)

## 2 専門家による個別指導（費用は無料、原則として年3回まで）

### (1) 専門相談・アドバイザー派遣事業

高度な専門知識を有する各分野の専門家が、個別相談に応じています。(要予約)

＜ご相談項目＞

経営・財務	税務	労働	法律	店舗・デザイン	技術	情報化	特許・商標	5S	事業承継
-------	----	----	----	---------	----	-----	-------	----	------

### (2) IT化推進支援事業

インターネットやSNSの急速な普及により、企業や消費者の購買意識、購買行動は大きく変化しています。インターネットを活用した新たなビジネス展開や販路開拓をお考えの方、業務のIT化による経営改善をお考えの方に、ITアドバイザーが事業所へ訪問してノウハウをアドバイスします。

## 3 各種講習会

従業員や経営者を対象とした「新入社員セミナー」「新任管理職セミナー」「新任営業社員セミナー」「ノーミス事務支援セミナー」「ビジネス文書作成セミナー」などの各種講習会を随時開催しています。当会議所のホームページで最新情報をご覧いただけます。

## 4 その他

### (1) 合同会社説明会、企業と大学との情報交換会

企業の人材確保の支援と就職希望者に活躍の場を提供することを目的に合同会社説明会を開催しています。また、企業と大学との情報交換会では、企業経営者や人事担当者と各大学の教員・就職支援担当者に交流の場を提供することで地元就職や産学連携につながる新たな人脈構築の促進を図っています。

(北九州商工会議所 産業振興課 TEL 541-0185)

### (2) 事業主や従業員のための福利厚生支援

事業主や従業員のための退職金共済制度や、万が一の事態に備える各種共済制度など、中小企業向けの有利な施策利用のご相談、申し込み受付を行っています。☞詳しくはP131～P132

### 【問い合わせ先】

北九州商工会議所

門司サービスセンター（門司区栄町5-10 第5久藤ビル1F TEL 321-2381）

小倉サービスセンター（小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1F TEL 511-2307）

若松サービスセンター（若松区本町2丁目17-1 ベイサイドプラザ若松アネックス1F TEL 761-2021）

八幡サービスセンター（八幡西区八千代町13-5 八千代ヒルズ1F TEL 642-5381）

戸畠サービスセンター（戸畠区中本町8番14号 FARO戸畠駅前マンション3F 304 TEL 871-2721）

専門相談センター（小倉北区紺屋町13-1 每日西部会館1F TEL 541-0192）

中小企業振興課（小倉北区紺屋町13-1 每日西部会館1F TEL 541-0188）

ホームページ <https://www.kitakyushucci.or.jp/> E-mail chushou@kitakyushucci.or.jp

【営業時間】午前9時～午後5時25分

【休業日】土曜日、日曜日、祝日、年末年始、創立記念日（9月1日）

## 第1章 経営に関する相談をしたい

### インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。

適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。

「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

登録申請は、令和3年10月1日から始まっています。

#### ■インボイス制度の概要

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

インボイス制度とは、

#### <売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません

（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

#### <買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

#### ■ご相談先（国税庁税務署）

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
門司	〒801-8601 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎	093-321-5831	門司区
八幡	〒805-8606 北九州市八幡東区平野2丁目13番1号	093-671-6531	戸畠区 八幡東区 八幡西区
小倉	〒803-8602 北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331	小倉北区 小倉南区
若松	〒808-8606 北九州市若松区本町1-14-12	093-761-2536	若松区

福岡県内の税務署については下記のURLをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/location/fukuoka.htm>

#### <受付時間>

午前8時30分から午後5時まで

※土日祝除く

# 第2章 新型コロナウイルス対策をしたい

## 新型コロナウイルスに関する事業者ワンストップ相談窓口

### 1 相談内容

- ①資金繰り相談（セーフティネット保証4号・5号の発行）
- ②雇用調整助成金申請支援（詳細は、P12をご覧ください）
- ③事業復活支援金等給付金の電子申請パソコン入力補助
- ④その他、関連の助成金窓口の紹介 など

### 2 設置場所及び相談時間等

- ①設置期間：令和2年3月9日（月）から当面の間
- ②相談料：無料（全額、市で負担）

	資金繰り窓口 セーフティネット保証認定窓口 【事前予約制】	雇用調整助成金申請支援窓口 【事前予約制】	電子申請パソコン入力補助窓口 【事前予約制】
小倉ワンストップ相談窓口  小倉北区浅野3丁目8-1 (A I Mビル8階) TEL 093-551-3619	—	社会保険労務士 相談日：月・水	相談日：月～金
戸畠ワンストップ相談窓口  戸畠区中原新町2-1 (北九州テクノセンタービル1階) TEL 093-873-1433	中小企業診断士等 相談日：月～金	社会保険労務士 相談日：木	相談日：月～金
黒崎ワンストップ相談窓口  八幡西区黒崎3丁目15-3 (コムシティ6階) TEL 093-642-2861	—	社会保険労務士 相談日：月・水・金	相談日：月～金

※窓口開設時間：9:00～12:00、13:00～17:00

※各窓口へ事前に電話でご予約ください。

※令和4年4月1日時点の内容です。令和4年度中において、窓口体制の変更の可能性がございますので御了承ください。

## 第2章 新型コロナウイルス対策をしたい

### 新型コロナウイルス感染症に係る北九州市中小企業融資制度による資金繰り支援

#### 景気対応資金

北九州市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して資金繰り支援を行っています。

<b>対象者</b>	セーフティネット保証4号の認定を受けた方
<b>融資限度額</b>	1億円
<b>融資期間</b>	10年以内（据置2年以内）
<b>融資利率</b>	1.2%
<b>保証料率</b>	0% 市が0.8%分全額負担

<b>対象者</b>	セーフティネット保証5号の認定を受けた方
<b>融資限度額</b>	1億円
<b>融資期間</b>	10年以内（据置2年以内）
<b>融資利率</b>	1.3%
<b>保証料率</b>	0.6% 市が0.1%分負担

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

### 新型コロナウイルス感染症に係る福岡県制度融資による資金繰り支援

#### 緊急経済対策資金

県では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して資金繰り支援を行っています。

<b>対象者</b>	市町村にてセーフティネット保証の認定を受けた方
<b>融資限度額</b>	1億円
<b>融資期間</b>	10年以内（据置2年以内）
<b>融資利率</b>	1.3%
<b>保証料率</b>	0.7%又は0.8%

#### ・伴走支援型

<b>対象者</b>	市町村にてセーフティネット保証4号の認定を受けた方又はセーフティネット保証5号の認定を受け、売上減少率が15%以上の方（経営行動計画書の策定が必要）
<b>融資限度額</b>	6,000万円（既存の緊急経済対策資金と合わせて1億円以内）
<b>融資期間</b>	10年以内（据置2年以内）
<b>融資利率</b>	1.3%
<b>保証料率</b>	0.0%（県が0.2%分、国が0.65%（経営者保証免除対応時は0.85%）分負担）

#### 【問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課金融係 TEL 092-643-3424 FAX 092-643-3427

## セーフティネット保証4号・5号 (中小企業信用保険法第2条第5項)について

経営状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度で、この保証を受けるには市町村での認定が必要です。

ご利用にあたっては、本店登記地（個人事業主の方は主たる事業所の所在地）等の市町村にて認定手続きを行ってください。

新型コロナウイルスに関するセーフティネット保証4号・5号について、主な認定要件と必要書類等は次のとおりです。（必要書類は変更することもありますので、最新の情報をホームページ等でご確認ください）

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
認定要件	<p>以下①②の両方を満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者</p> <p>①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること ②指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べ20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期に比べ20%以上減少することが見込まれること</p>	<p>以下①②③のいずれかを満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者</p> <p>①指定業種だけを営んでおり、最近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少していること ②売り上げに占める割合が最も高い業種が指定業種であり、最近3か月のこの業種の売上高等と、企業全体の売上高等が、前年同期に比べ5%以上減少していること ③指定業種を一つ以上営んでおり、指定業種の最近3か月の売上高等の前年同期からの減少額等が、前年同期の企業全体の売上高等の5%以上であり、さらに、企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少していること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※直近1か月の売上高等とその後の2か月間の売上高等見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも認定可能な運用緩和を行っています。</p> </div>
主な必要書類等	<p>①認定申請書 ②売上高等比較表 ③法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の所得税確定申告書控全部の写しなど ④試算表・売上元帳など（最近1か月分と前年同期分の合計2か月分+最近1か月後の2か月の前年同期分の合計2か月分） ⑤反社会的勢力でないことの表明・確約書</p>	<p>①認定申請書 ②売上高等比較表 ③法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の所得税確定申告書控全部の写し、許認可が必要な業種の場合はすべての許認可証の写しなど ④試算表・売上元帳など（最近3か月分と前年の同期分の合計6か月分。運用緩和の場合、対応する月分） ⑤反社会的勢力でないことの表明・確約書</p>

※金融機関の方が代理申請される場合は、委任状（任意様式）が必要です

※上記の他にも売上減少要件の緩和が可能な場合があります。

詳細は、北九州市ホームページをご覧ください。[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03\\_00136.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_00136.html)

北九州市 セーフティネット保証4号

検索 

### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

## 日本政策金融公庫の貸付について

### 1 新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に売上減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復し、発展が見込まれる中小企業を支援します。

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方 ① 最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していること、または同様の状況にあること ② 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：6億円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：8,000万円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率 ただし、3億円を限度として融資後3年目までは 基準利率-0.9%（注）、4年目以降は基準利率 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率 ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは 基準利率-0.9%（注）、4年目以降は基準利率
貸付期間等	設備資金 貸付期間：20年以内（うち据置期間は5年以内） 運転資金 貸付期間：20年以内（うち据置期間は5年以内）
担保条件	無担保
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

（注）一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。

### 2 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）

新型コロナウイルス感染症の深刻な影響により、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る中小企業者に対し、財務体質強化を図るために資本性資金を供給する制度です。

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれかに当てはまる方に限る ① J-Startup プログラムに選定された方、または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けて事業の成長を図る方 ② 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含みます。）の関与のもとで事業の再生を行う方 ③ ①②に該当しない方で、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方																		
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：10億円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：7,200万円																		
貸付利率	ご融資後3年間は0.50%（3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、下記2区分の利率が適用） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>税引後当期純利益額</th> <th>期間5年1ヵ月</th> <th>期間7年</th> <th>期間10年</th> <th>期間15年</th> <th>期間20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上</td> <td>2.60%</td> <td>2.60%</td> <td>2.60%</td> <td>2.70%</td> <td>2.95%</td> </tr> <tr> <td>0円未満</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table>	税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間7年	期間10年	期間15年	期間20年	0円以上	2.60%	2.60%	2.60%	2.70%	2.95%	0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間7年	期間10年	期間15年	期間20年														
0円以上	2.60%	2.60%	2.60%	2.70%	2.95%														
0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%														
貸付期間等	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか（期限一括償還）																		
担保条件	無担保 無保証人																		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業																		

## 雇用関連の助成金

### 1 雇用調整助成金（コロナ特例）

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

＜助成率＞ 中小企業なら最大 10/10（解雇等を行わない場合）

※助成率は、企業規模・雇用条件等で変動

＜助成額＞ 日額上限：(1日1人あたり) 15,000円

＜特例期間＞ 令和4年6月末まで

#### 【問い合わせ先】

福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 TEL 092-402-0537

北九州雇用調整助成金臨時窓口 TEL 093-616-0860

### 2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかつた方に対し、労働者の申請により、休業前賃金の8割を、休業実績に応じて支給するものです。また、事業主による申請も可能です。

＜支給額＞ 休業前の1日あたりの平均賃金の80%

日額上限：(1人1日あたり) 11,000円

#### 【問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276

※上記1及び2の内容は、令和4年4月1日時点の内容です。

最新情報については、下記ホームページ（厚生労働省）をご覧ください。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/>

## 経営等に関する相談窓口

### 中小企業総合相談窓口（北九州市）

中小企業の皆様が抱える幅広い悩みに総合的にお応えする相談窓口です。各分野の専門家が、「経営」「資金繰り」「法律」「税務」など幅広い分野のご相談に個別に応じます。

相談分野	経営、マーケティング、資金、税務（インボイス・申告相談等）、労務（パワハラ等）、技術・技能、ビジネスプラン、IT、事業提携、事業承継、会社設立、省エネ、ISO、海外取引、IoT、DX、新事業創出、BCP（事業継続計画）作成 など
日 時	月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く） ※マネージャー・専門相談員（司法書士・弁護士・社会保険労務士・金融相談員等）が対応します。 ＊日によって相談員の専門分野が異なりますので、事前にご確認下さい。
対応する専門家	中小企業診断士、税理士、司法書士、弁護士、社会保険労務士、金融相談員、技術士など各分野の専門家
相談時間	原則として1回1時間程度（内容、予約状況により異なります。）
料 金	無料
申込方法	電話による予約（専門相談員への相談は1週間前までの予約が必要です） TEL 093-873-1430

◆詳しくはP1

#### 【問い合わせ先】

(公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

# 第3章 円滑な資金調達をしたい

## 中小企業融資制度のご案内 ～北九州市中小企業融資制度～

市内の中小企業の経営基盤確立を促進し中小企業の振興を図るため、北九州市が一定の資金を金融機関に預け入れ（預託）し、金融機関はその預託金に自己資金を加えた金額を融資金として融資を行う制度です。

### 1 対象者（次のすべてを満たす方）

- (1) 市内に事務所、事業所を有する方で、継続して一定期間（事業開始後6ヶ月又は1年以上：ただし、小規模企業者支援資金、小口事業資金、長期事業資金、短期運転資金、災害復旧資金、連鎖倒産防止資金、景気対応資金、開業支援資金、事業承継資金、成長加速化協調資金、まち・ひと・しごと創生総合戦略資金及び高度化・準高度化資金を除く）同一事業を営んでいる中小企業者、組合、NPO法人（※）であること。((※) NPO法人についてはP16右上「(※1) 申込対象者について」をご確認ください。)
- (2) 北九州市の税金を滞納していないこと。
- (3) 福岡県信用保証協会の信用保証の対象業種（注）であること。
- (4) 営業許可、登録等を必要とする事業の場合、その許認可を受けていること。
- (5) 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- (6) 福岡県信用保証協会の保証付借入に対し、現に延滞し、又は当該借入の保証人でないこと。
- (7) 福岡県信用保証協会の代位弁済先で、同協会に求償債務が残っていないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員、暴力団と密接な関係を有する者等に該当しないこと。
- (9) その他、融資の申込要件に該当すること。

#### (注) 融資（保証）対象業種

建設業、製造業、卸・小売業、サービス業など幅広い業種が対象となります。（組合、NPO法人を含む）  
※対象とならない業種（農業、林業、漁業、金融業など）がありますのでご注意ください。

### 2 申込みに必要な書類

- ①借入申込書（信用保証協会全国統一申込書式）
- ②北九州市税の納税証明書（中小企業融資用のもの：市税事務所市民税課又は各区役所税務課で発行）  
注
- ③決算書類  
法人：直近2期分の決算書（決算後6ヶ月を経過している場合は、最近の試算表を含む）  
個人：直近2期分の確定申告書全ページの写し  
※法人・個人で業歴1年未満の方は、必要に応じて月別営業実績表
- ④履歴事項全部証明書（法人の場合）
- ⑤許認可証の写し（許認可業種を営んでいる場合）
- ⑥設備のカタログ（建物の場合、平面図を含む）及び見積書（設備資金の場合）
- ⑦融資対象者認定書（認定申請が必要な資金の場合）
- ⑧その他必要書類（①～⑦の他に金融機関及び福岡県信用保証協会の審査にて必要な書類があります。）

注：市税に滞納がない旨の記載がなされていること。

※福岡県信用保証協会を初めて利用する方など、印鑑登録証明書の提出を求められることがあります。

※北九州市税の納税証明書（中小企業融資用）は、各区役所・出張所のみで取得できます。

その他の場所（コンビニ等）では、取得できませんのでご注意ください。

## セーフティネット保証 5号認定のご案内

### 1 セーフティネット保証とは

中小企業者の皆様が、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく認定書を添付して、信用保証付融資を金融機関に申し込むと、信用保証協会の保証料が軽減され、融資の別枠保証限度額でのお申込が可能となります。この認定は、中小企業者の住所地を管轄する市町村長又は特別区長が行います。

### 2 主な認定基準

指定業種に属する事業を行う中小企業者で、次のいずれかに該当すること。※指定業種は、中小企業庁のホームページ（金融サポート）で確認できます。

#### 【認定条件】

- (イ) 最近3ヶ月間の売上高等が、前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していることなど。
- (ロ) 製品等の売上原価のうち、20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

注1 売上げ比較における最近3ヶ月とは、試算表等で売上げが把握できる申請月に最も近い月からさかのぼって3ヶ月のことです。（特別な事情がある場合は、申請月の前月から最大6ヶ月さかのぼった月から連続する3ヶ月で申請することができます。）

注2 時限的な運用緩和として、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも申請可能です。

### 3 認定申請に必要な書類

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書

- ①売上高等の減少による申請の場合：認定申請書(イ)
- ②原油価格の高騰による申請の場合：認定申請書(ロ)

※認定申請書は、北九州市中小企業振興課の窓口で配布しています。

また、「北九州市ホームページ」、「中小企業支援センターホームページ」からダウンロードできます。

- (2) 業種の確認できる書類

（履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、許認可証、確定申告書、パンフレット、請求書など）

- (3) 売上げ等の確認書類

- ①売上高の減少による申請の場合

■最近3ヶ月及び前年同時期の月別の売上高がわかるもの  
(試算表、売上帳、確定申告書、決算書など)

- ②原油価格の高騰による申請の場合

■最近3ヶ月及び前年同時期の月別の売上高がわかるもの  
(試算表、売上帳、確定申告書、決算書など)

■原油及び石油製品等の仕入価格、仕入数量等のわかるもの  
(仕入伝票、仕入表など)

- (4) 委任状（金融機関の方が代理申請される場合）

- (5) 融資申込みに係る反社会的勢力でないとの表明・確約書

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

## 第3章 円滑な資金調達をしたい

## 北九州市中小企業融資制度（概要）

目的	資金名	必要事業歴（以上）	申込対象者（※1）及び資金使途等
通常の事業に必要な資金として	① 小規模企業者支援資金	事業を営んでいること	小規模企業者の事業活動に必要な資金（運転・設備） 次のすべてに該当する会社及び個人事業者が対象。 ○常時使用する従業員が20人（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下 ○本資金借入前に保証協会付融資の残高が2,000万円以内であること
	② 小口事業資金		事業活動に必要な資金（運転・設備）
	③ 一般事業資金		事業活動に必要な資金（運転・設備）
	短期運転資金		事業活動に必要な運転資金
緊急対策・経営安定対策として	④ 災害復旧資金 特別枠	事業を営んでいること (申込対象者の要件を満たしていること)	火災、風水害を受けた市内中小企業者の早期復旧のための資金（運転・設備） 大規模な災害を受けた市内中小企業者の早期復旧のための資金（運転・設備） 取引先の倒産等の影響を受けている企業の運転資金
	⑤ 連鎖倒産防止資金		売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率の減少に該当する市内中小企業者を対象とする資金（運転・設備） セーフティネット保証5号、7号又は8号の認定を受けた方 ※経営状況の急激な変化に直面した場合に、経済産業大臣が特例措置を発動した期間のみ実施
	⑥ 景気対応資金		セーフティネット保証1～4号又は6号の認定を受けた方 ※経営状況の急激な変化に直面した場合に、経済産業大臣が特例措置を発動した期間のみ実施 危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）の認定を受けた方 ※大規模な経済危機、灾害等が生じた場合に、経済産業大臣が特例措置を発動した期間のみ実施
	⑦ 経営力強化サポート資金	6か月	金融機関及び認定経営革新等支援機関（注）の支援を受けつつ、市内中小企業者が自ら策定した事業計画の実施に必要な事業資金（運転・設備） ※税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者（金融機関や税理士、公認会計士、弁護士等）で、国の認定を受けたものをいいます。
企業の成長を支援する資金として	⑧ 開業支援資金 特別枠 (女性・若者・シニア・転入・雇用創出)	—	①新たに事業を開始しようとする方 ②個人又は会社で創業して5年未満の方 ③現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方、または分社化した会社で設立して5年未満の方 ④法人成企業で個人創業から5年未満の方 ⑤新たに事業を開始しようとする、女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・雇用の創出を伴う方 ⑥個人又は会社で創業して5年未満の方のうち、代表者が女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・雇用の創出を伴う方 ⑦法人成企業で、個人創業から5年未満の方のうち、代表者が女性・35歳未満又は55歳以上の男性・市外からの転入者・雇用の創出を伴う方
	⑨ 事業承継資金		3年以内に事業承継を予定している又は事業承継日から3年以内の事業承継計画を有する市内中小企業者の事業承継に必要な資金（運転・設備）
	⑩ 成長加速化協調資金	事業を営んでいること	本資金と同時に取扱金融機関から一定額以上のプロパー融資を受ける市内中小企業者の事業拡大に必要な資金（運転・設備）
	⑪ 新事業開拓支援資金	1年	新たな分野への進出（運転・設備）、事業の拡大（設備）に必要な資金
⑫ まち・ひと・しごと創生総合戦略資金	事業を営んでいること	—	北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に寄与する事業のうち、市が指定する国・県・市の事業において、認定や評価、表彰、補助金・助成金の交付等を受けた市内中小企業者の事業展開に必要な資金（運転・設備） ※指定事業については、中小企業振興課にお尋ねください。
			高度化事業を実施するために必要な対象事業費のうち国・県の貸付対象外となった額の2/3以内
⑬ 高度化・準高度化資金	事業を営んでいること	—	国高度化事業の指定を受けていない高度化事業に必要な対象事業費の80%以内（1億5千万円を限度）
⑭ 環境産業融資 ア 省エネ設備・新エネ設備導入資金 イ 環境配慮型製品導入資金	事業を営んでいること	—	省エネ設備又は新エネ設備の導入に必要な資金（設備・最低投資額150万円） 燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）及びそれらの充電設備、北九州エコプレミアム認定製品の導入等に必要な資金（設備・最低投資額100万円）

## 第3章 円滑な資金調達をしたい

注) 記載内容以外にも制約等がございますので、申込窓口でご相談ください。

(令和4年4月1日現在)

融資条件							申込先	
限度額(万円)	期間(据置期間)	金利	保証料率(※2)	責任共有制度	保証人(※3)	担保(※3)	返済方法	
2,000	10年以内 (12月以内)	1.30%	0.35～1.54%	対象外	原則対象	原則不要	○取扱金融機関14行(※5) ○北九州商工会議所本所、サービスセンター	
2,000		1.40%	0.45～1.56%					
12,000		5年以内 1.50% 5年超 1.70%	0.45～1.66%					
3,000		1年以内	1.30%					
5,000 特認10,000		1.20%	0.36～1.38%					
4,000		1.00%	0.00%					
10,000		1.40%	0.36～1.38%					
10,000		1.40%	0.60%	対象		必要に応じて	○取扱金融機関14行(※5)	※事前に、北九州市中小企業振興課で対象者の認定を受ける必要があります。
8,000		1.20%	0.70%	対象外				
20,000	運転設備 5年以内 7年以内 (12月以内) ※保証付きの既往借入金を借り換える場合 10年以内 (12月以内)	1.40%	0.31～1.18%	原則対象	原則として 法人は代表者、個人事業主は不要	一括償還又は分割償還	○取扱金融機関14行(※5) (ただし、金融機関自らが認定経営革新等支援機関でない場合は、認定経営革新等支援機関と連携するものに限る)	○北九州商工会議所本所、サービスセンター ○取扱金融機関14行(※5)
3,500	10年以内 (24月以内)	1.20%	0.00%	原則対象外				
20,000	運転設備 10年以内 (12月以内) 設備10年又は15年以内 (12月以内)	取扱金融機関の定める率	0.00～0.75%	徴しない (一定の財務要件あり)	原則として 法人は代表者、個人事業主は不要	必要に応じて	○北九州商工会議所本所、サービスセンター ○取扱金融機関14行(※5)	○取扱金融機関14行(※5)
10,000	運転設備 10年以内 (12月以内) 設備15年以内 (24月以内)		0.35～1.54%					
10,000	運転設備 10年以内 (12月以内) 設備10年以内 (24月以内)	1.40%	0.45～1.56%					※事前に、北九州市中小企業振興課で対象者の認定を受ける必要があります。
10,000	運転設備 10年以内 (24月以内)	10年以内 1.10% 10年超 1.30%	0.45～1.51%					
	20年以内 (36月以内)	10年以内 1.30%	必要に応じて 0.45～1.90%					
	15年以内 (24月以内)	10年超 1.50%						○商工組合中央金庫 ※詳細はお問い合わせください。 (電話 582-2630)
ア 10,000 イ 1,000	5年以内 (12月以内)	5年以内 1.20%	必要に応じて 0.45～1.51%	原則対象	金融機関所定	金融機関所定	一括償還又は分割償還	
	10年以内 (24月以内)	10年以内 1.40%						

## (※1) 申込対象者について

①、⑧、⑬の資金はNPO法人の利用はできません。

## (※2) 保証料率について

北九州市では保証料の一部を補てんしており、左の表では補てん後の料率を表示しています。

個々の経営状況等に応じ、左記の範囲で保証料率が適用されます。

別途、有担保などによる保証などで料率が割引される場合があります。

「開業支援資金」の2回目以降のご利用の場合の保証料は〈責任共有制度〉

対象外・・・0.75%

対象・・・0.36%～1.38%

⑥の資金については、セーフティネット保証4号の認定を受けた方(令和二年新型コロナウイルス感染症に係るもの)のみ、保証料率0.00%としています。

## (※3) 保証人等について

保証人及び担保に関する詳細は福岡県信用保証協会等にお問い合わせください。

## (※4) 開業支援資金の申込要件

①～⑦の種類によって、事業歴の有無など、より詳細な要件があります。

詳細は北九州市中小企業振興課等にお問い合わせください。

## (※5) 取扱金融機関

次の金融機関の北九州市内及びその近郊の本店・支店

金融機関名	① ⑫	⑬	⑭
みずほ銀行	○		○
福岡銀行	○		○
西日本シティ銀行	○		○
北九州銀行	○		○
筑邦銀行	○		
佐賀銀行	○		
十八親和銀行	○		
大分銀行	○		
福岡中央銀行	○		
西京銀行	○		
豊和銀行	○		
福岡ひびき信用金庫	○		○
遠賀信用金庫	○		
商工組合中央金庫	○	○	

## 信用保証協会の公的保証制度のご案内

### ～福岡県信用保証協会の保証制度～

北九州市の融資制度は、「福岡県信用保証協会」が保証し中小企業者の信用を補完することで、円滑な資金調達が可能となる融資制度となっています。

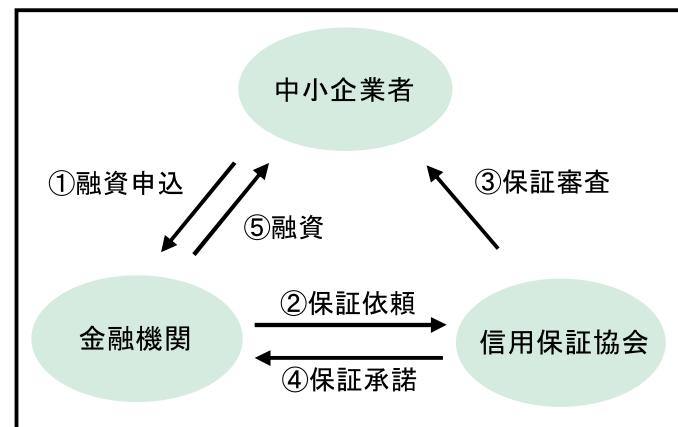
#### 1 信用保証制度とは

「信用保証協会法」に基づき設立された信用保証協会が、中小企業者の資金調達を円滑に進めることを目的として、中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、その借入債務を保証する制度です。

※ご利用になれない業種は、次のとおりです。

農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）などです。

詳細は、ご照会ください。



#### 2 セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項1～8号）

##### (1) 制度の概要

信用保証協会の保証限度額が別枠になるとともに、割安な保証料で保証が可能となる制度です。認定は、本店所在地（個人の場合は主たる事業所）の市町村長が行います。

##### (2) 各号の概要

(令和4年1月1日現在)

1号	国の指定する大型倒産企業と取引のある中小企業 【過去の指定案件】石原商事、福岡スプリットン工業、川口工務店、タカタ など
2号	国の指定する事業活動の制限（取引先のリストラ等）により影響を受ける中小企業者 【過去の指定案件】米国BSE関連、三菱自動車関連 など
3号	国の指定する特定地域の特定事業（災害等の突発的理由）を営む中小企業者 【過去の指定案件】有明海の海苔の不作 など
4号	国の指定する特定地域（災害等の突発的理由）で事業を営む中小企業者 【過去の指定案件】令和3年8月11日からの大雨災害、令和2年7月豪雨、平成30年7月豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成28年熊本地震、平成24年7月九州地方豪雨災害 など
5号	(イ) 国の指定する不況業種に属する事業を営んでおり、最近3ヶ月間と前年同期間の売上を比較して5%以上減少している中小企業者 (ロ) 国の指定する不況業種に属する事業を営んでおり、原油価格の上昇により製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているものの製品等価格に転嫁できていない中小企業者 ※不況業種の指定：四半期ごとに国が指定
6号	破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
7号	金融機関の合理化等の金融取引の調整に伴い借入が減少した中小企業者 【認定要件】 国が指定する金融機関からの最近の借入残高が前年同期と比較して10%以上減少していること等、3つの借入条件を満たすこと ※指定金融機関の指定：6ヶ月ごと（1/1～6/30、7/1～12/31）に国が指定
8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された企業のうち事業の再生が可能な中小企業者

### (3) セーフティネット保証の認定要件

中小企業信用保険法第2条第5項の各号及び第6項で、それぞれ認定の要件は異なります。そのうち申請の多い4号・5号(イ)及び同法第2条第6項による危機関連保証の認定要件は次のとおりです。

#### <4号(イ) (自然災害等の突発的事由)>

次のすべてを満たしていること

ア 「指定地域」において1年間以上継続して事業を行っていること

イ 「指定を受けた突発的災害(自然災害等)」の発生に起因し、最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同月比20%以上減少することが見込まれること

※指定地域、指定を受けた突発的災害は国が指定します。

#### <5号(イ) (全国的不況業種)>

次のすべてを満たしていること

ア 不況業種<sup>\*1</sup>に該当すること

イ 申請者の最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期間の平均売上高と比較して5%以上減少<sup>\*2</sup>していること

※1 不況業種は国が指定します。

※2 この基準については、時限的な取扱いとなっています。

#### <危機関連保証>

経済産業大臣が定める期間において以下のすべてを満たすこと

ア 金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図る為に資金調達を必要としていること

イ 指定案件に起因して、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれること

※4号の指定地域、指定を受けた突発的災害、5号(イ)の不況業種及び危機関連保証の指定案件は、中小企業庁のホームページでご覧になれます。(URL <https://www.chusho.meti.go.jp>)

## 3 信用保証料率

信用保証協会の保証料は、原則として中小企業の経営状況等に応じた9段階のいずれかの料率が適用されます。なお、北九州市中小企業融資制度については、市が保証料の一定割合を補てんしているため、割安な保証料となっています。

#### <リスク考慮型基準料率表>

(%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証等一部の保証では、リスク考慮型保証料率は適用されません。

別途定める固定の利率が適用されます。

#### ※責任共有制度とは

従来、信用保証協会の保証は100%でしたが、2007年10月から責任共有制度の導入により一部の保証を除いて80%保証となり、残りの20%は金融機関が負担する制度です。

#### 【問い合わせ先】

福岡県信用保証協会 北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館4F

TEL 093-551-2634 FAX 093-522-4754 URL <https://www.fukuoka-cgc.or.jp/>

## 第3章 円滑な資金調達をしたい

## 日本政策金融公庫の融資制度のご案内

## 1 セーフティネット貸付

経済環境の変化等により資金繰りに困難をきたしているが、中長期的に経営が安定することが見込まれる中小企業者を支援する制度です。

## (1) 経営環境変化対応資金

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：7億2,000万円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：4,800万円 (※生活衛生セーフティネット貸付（運転資金のみ）の貸付限度額は5,700万円)
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率（長期運転資金に限り上限3%） 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率
貸付期間等	日本政策金融公庫（中小企業事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

## (2) 金融環境変化対応資金

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：別枠3億円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率（長期運転資金に限り上限3%）
貸付期間等	日本政策金融公庫（中小企業事業） 設備資金 貸付期間：15年以内（うち据置期間は3年以内） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間は3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

## (3) 取引企業倒産対応資金

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	取引企業など関連企業の倒産に伴い、経営に困難をきたしている方
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：別枠1億5,000万円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：別枠3,000万円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率ほか 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率
貸付期間	日本政策金融公庫（中小企業事業） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間3年以内） 日本政策金融公庫（国民生活事業） 運転資金 貸付期間：8年以内（うち据置期間3年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

**2 事業再生支援資金**

法的再建や私的整理の途上にある方に対する融資制度です。

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	① 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方であって、認可決定前の方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方 ② 民事再生法に基づく再生計画の認可決定などを受けた方、および私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方
貸付限度	7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
貸付利率	基準利率（上限3%）
貸付期間	貸付対象① 1年（うち据置期間1年以内） 貸付対象② 設備資金10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金5年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	貸付対象① ご融資相当額の担保が必要 貸付対象② お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

## 第3章 円滑な資金調達をしたい

### 3 企業再建資金

経営改善や経営再建等に取り組む必要が生じ、通常の制度では融資が困難な方を支援する制度です。

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方	①経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業の方のうち、日本政策金融公庫が定める要件に合致している方 ②中小企業等経営強化法に定める認定経営革新など支援機関（以下「認定支援機関」という。）による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 ③過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方
貸付限度	7,200万円（うち運転資金4,800万円以内）	7億2,000万円
貸付利率	制度ごとに定められた利率	制度ごとに定められた利率
貸付期間	設備資金20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金15年以内 (一定の要件を満たす場合は20年以内) (うち据置期間2年以内)	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金15年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

## 4 事業承継・集約・活性化支援資金

経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方を支援する制度です。

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方</li> <li>②安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方</li> <li>③「中小企業経営承継円滑化法」第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者の方、または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方</li> <li>④事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方</li> <li>⑤事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組後、おおむね5年以内の方）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方</li> <li>②安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方</li> <li>③事業の承継・集約に伴う代表者の変更を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業または新たな取組後、概ね5年以内の者を含む）</li> <li>④中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者又は同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方</li> <li>⑤事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付に際して経営者個人保証を免除する方</li> </ul>
貸付限度	7,200万円以内（うち運転資金4,800万円以内）	7億2,000万円
貸付利率	制度ごとに定められた利率	制度ごとに定められた利率
貸付期間	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	お客様のご希望を伺いながら相談	お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

### 第3章 円滑な資金調達をしたい

## 5 無担保・無保証人の融資制度 ー小規模事業者経営改善資金（マル経融資）ー

商工会議所・商工会などの経営指導を受けている方が無担保・無保証人で利用できる融資です。

(令和4年4月1日現在)

融資対象	常時使用する従業員が製造業等で20人以下、商業・サービス業で5人以下の事務所
融資限度	2,000万円
返済期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）
その他	ご利用にあたっては、商工会議所会頭、商工会会長などの推薦が必要です。
問い合わせ先	北九州商工会議所 中小企業振興課 日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業

## 6 担保を不要とする融資

法人企業は原則として無担保・代表者の方のみの保証、個人企業は原則として無担保・無保証人とする融資制度です。

(令和4年4月1日現在)

利用要件	税務申告を2期以上行っていること、原則として所得税等を完納していること
貸付限度	4,800万円
貸付利率	各融資制度に定める貸付利率
貸付期間	各融資制度に定めるご返済期間以内
連帯保証人	法人の方：原則として代表者の方のみ 個人の方：原則として不要
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店・八幡支店 国民生活事業

## 7 北九州市企業の生産性改革金融支援制度

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	次の①～⑤の全てを満たしていることについて、北九州市の証明を受けた方。 ①生産性改革の実施事業者については、市内に事業所を有すること。市内企業への生産性改革関連サービス・製品の提供事業者は、全国の事業者が対象。 ②中小企業者（個人含む）、又は特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利法人（NPO法人）であること。 ③法令等に基づく許認可が必要な業種の場合は、許認可を受けていること。 ④市税を滞納していないこと。 ⑤暴力団関係企業等に該当しないこと、またこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：7億2,000万円以内（うち運転資金2億5,000万円以内）
貸付利率	中小企業事業：2億7,000万円まで 特別利率① 2億7,000万円超 基準利率
貸付期間	設備資金20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）
担保条件	日本政策金融公庫（中小企業事業） お客様のご希望を伺いながら相談
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業

### 第3章 円滑な資金調達をしたい

## 企業立地促進資金融資（北九州市）

工場・事業所等の新設・増設時に利用できます。

対象企業	対象施設・対象事業所（P26 参照）、先端技術企業、市が誘致した製造業、電気通信業の企業、情報処理専修学校の企業、民間放送業の企業、有線テレビジョン放送業の企業、観光関連企業、その他市が所有する団地に立地する企業
要件	工場等を新增設する企業で、用地費を含む設備投資額が5千万円以上
融資額等	融資額：用地費を含む設備投資経費の80%以内 貸出利率：年1.45%（2022年4月1日現在） 融資期間：10年以内（据置2年以内）
限度額	10億円

### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 企業立地支援課 TEL 093-582-2065 FAX 093-582-1202

## 環境産業融資（北九州市）

北九州市内において環境・エネルギーに関する設備投資を行う企業等に対し、「リーディングプロジェクト支援資金」、「省エネ設備・新エネ設備導入資金」、「環境配慮型製品導入資金」の3つのメニューにより必要な資金を融資する制度です。

融資の種類	リーディングプロジェクト支援資金			省エネ設備・新エネ設備導入資金		環境配慮型製品導入資金	
融資限度額（最低投資額）	10億円 (5,000万円)			1億円 (150万円)		1千万円 (100万円)	
融資期間（据置期間）	5年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	15年以内 (2年以内)	5年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	5年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
融資利率	0.90%	1.25%	1.65%	1.20%	1.40%	1.20%	1.40%
保証	任意保証			保証協会の保証要 (保証協会の対象外企業除く)		保証協会の保証要 (保証協会の対象外企業除く)	
取扱金融機関	みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、福岡ひびき信用金庫						

### 【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境イノベーション支援課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00200038.html>

## 企業立地優遇制度のご案内（北九州市）

市内において工場や事業所などを設置する企業に対して、補助金の交付や低利の融資を行います。

制度のご利用については、必ず事業着手前にご相談下さい。

<企業立地優遇制度の対象施設・対象事業所>

施設	事業所
・製品の製造加工用工場	・機械修理業
・自然科学研究所	・事務用機械器具賃貸業
・荷捌き施設	・情報提供サービス業
・保管施設	・機械設計業
・流通加工施設	・ディスプレイ業
	・賃貸施設（別途要件があります。詳細についてはお問い合わせください。）
	・総合リース業
	・ソフトウェア業
	・広告代理業
	・経営コンサルタント業
	・産業用設備洗浄業
	・産業用機械器具賃貸業
	・情報処理サービス業
	・デザイン業
	・エンジニアリング業
	・非破壊検査業

### 1 企業立地促進補助金

(1) 工場・事業所等の新設又は増設時に利用できます。

対象	対象施設、対象事業所、賃貸施設、市長が認める施設
要件	・新規常用雇用者が5人以上（市内中小企業の場合は3人以上） 賃貸施設、データセンターの場合は、新規雇用の要件はありません。
補助額等	下記①②③の合計額 ①取得分：用地費を含む設備投資額に下記の割合を乗じた額 市外企業・市内大企業 2% 市内中小企業 3% ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円）
限度額	①と②の合計額が10億円（単年度の交付上限額は5億円）③上限なし

(2) 市内企業の拡充に特化した補助金の交付を行います。

対象業種	製造業（マザーワーク化や拠点の集約等）
要件	・新規常用雇用者が20人以上（市内中小企業の場合は5人以上） ※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1人あたりを2人としてみなします。 ・設備投資額が5億円以上（市内中小企業の場合は2.5億円以上）
補助額等	①取得分：用地費を含む設備投資額に下記の割合を乗じた額 市内大企業 6% 市内中小企業 7% ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ③1年以上市内に居住かつ1年以上継続雇用の新規常用雇用者1人あたり50万円（短時間労働者は15万円） ※ただし、50万円は、交付要件で採用された正社員に限ります。
限度額	①と②の合計額が5億円 ③上限なし

## 第3章 円滑な資金調達をしたい

### 2 本社機能等移転・拡充支援

本社機能等の移転や拡充に対する補助金の交付を行います。

#### (1) 大規模な本社機能等の移転・拡充支援

対象企業	本社機能等を移転・拡充する企業 本社機能等が入居することができるオフィスビル（賃貸施設）の建設企業 ※本社機能とは、企業の総務、経理、企画、研究開発部門等事業を統括する部門など														
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規常用雇用者が 50 人以上</li> <li>※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1 人あたりを 2 人としてみなします。</li> <li>設備投資額が 5 億円以上（市内企業の場合は 2 億円以上）</li> <li>オフィスビル建設企業は 15 億円以上</li> </ul>														
補助額等	<p>①取得分：用地費を含む設備投資額の下表の補助率を適用</p> <table border="1"> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td>50～99人</td> <td>100～149人</td> <td>150～199人</td> <td>200人～</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td>30%</td> <td>33%</td> </tr> </table> <p>②賃借分：年間賃借料の 1/2（初年度のみ）</p> <p>③1 年以上市内に居住かつ 1 年以上継続雇用の新規常用雇用者 1 人あたり 50 万円（短時間労働者は 15 万円）</p> <p>※ただし、50 万円は、交付要件で採用された正社員に限ります。</p>					新規雇用者数	50～99人	100～149人	150～199人	200人～	補助率	20%	25%	30%	33%
新規雇用者数	50～99人	100～149人	150～199人	200人～											
補助率	20%	25%	30%	33%											
限度額	①と②の合計額が 5 億円 ③上限なし														

#### (2) 中規模な本社機能等の移転・拡充支援

対象企業	本社機能等を移転・拡充する企業 ※本社機能とは、企業の総務、経理、企画、研究開発部門等事業を統括する部門等																
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規常用雇用者が 20～49 人（中小企業の場合は 10 人以上）</li> <li>※市内の大学からの新卒者又は障害者を雇用した場合は、1 人あたりを 2 人としてみなします。</li> <li>設備投資額</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>市外</td> <td>市内</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>5 億円以上</td> <td>2 億円以上</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>2.5 億円以上</td> <td>1 億円以上</td> </tr> <tr> <td>オフィス賃借</td> <td colspan="2">投資下限額なし</td></tr> </table>					種別	市外	市内	大企業	5 億円以上	2 億円以上	中小企業	2.5 億円以上	1 億円以上	オフィス賃借	投資下限額なし	
種別	市外	市内															
大企業	5 億円以上	2 億円以上															
中小企業	2.5 億円以上	1 億円以上															
オフィス賃借	投資下限額なし																
補助額等	<p>①取得分：用地費を含む設備投資額の 6%</p> <p>※市内中小企業の場合は、用地費を含む設備投資額の 7%</p> <p>②賃借分：年間賃借料の 1/2（初年度のみ）</p> <p>③オフィス賃借：年間賃借料の 1/2（5 年間）</p> <p>※①と②又は③のみを交付（併用不可）</p> <p>④1 年以上市内に居住かつ 1 年以上継続雇用の新規常用雇用者 1 人あたり 50 万円（短時間労働者は 15 万円）</p> <p>⑤⑥の場合のみ 設置後 5 年間の交付対象の新規常用雇用者 1 人あたり 50 万円（短時間労働者は 15 万円）</p> <p>※ただし、50 万円は、交付要件で採用された正社員に限ります。</p> <p>※⑤の場合のみ 各年において純増員数に限る</p>																
限度額	<p>①と②の合計額が 5 億円</p> <p>③ 5 年間累計 2,500 万円（5 年間の雇用計画が 100 人以上の場合は 2 億 5 千万円）</p> <p>④、⑤ 上限なし</p>																

### 3 オフィス立地促進補助金

市内オフィスビルに事業所を新たに開設又は増床する時に利用できます。

対象業種	以下の業種に属し、市内オフィスビルに事業所を設置する企業 ・自然科学研究所・コンタクトセンター・ソフトウェア業・情報処理サービス業 ・情報提供サービス業・インターネット附隨サービス業 ※上記事業所のうち、店舗を有し不特定多数の個人を対象とする事業及び市長が要綱目的に合致しないと認める事業を除く
要件	・市外企業（新設）か、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業（増床） ・新規常用雇用者3人以上
補助額等	①設置後3年間の賃料・共益費の1/2 ※敷金、権利金その他これらに類する諸経費は除く ②設置後3年間の交付対象の新規常用雇用者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円） ※各年において純増員数に限る ③設置に係るオフィス改修費の1/2 ※「新しい働き方を実現するオフィス」に係る改修に限る（テレワーク環境整備費用、感染防止対策費用など）
限度額	①は3年間で1,500万円（設置後3年間の雇用計画が100人以上の場合、1億5,000万円） ②は上限なし ③は300万円（本社機能移転を伴う場合は500万円）

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 企業立地支援課 TEL 093-582-2065 FAX 093-582-1202

## グリーンアジア国際戦略総合特区による支援制度

北九州市、福岡県及び福岡市は、国からグリーンアジア国際戦略総合特区に指定され、環境配慮自動車（部品を含む）、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する製品・設備の研究・開発や製造に対し、以下の支援制度が活用できます。ぜひ活用をご検討ください。

#### 国の支援メニュー

##### ○法人税の軽減（下記①又は②を選択適用）

- ①投資税額控除：機械等は取得価額の10%、建物等は取得価額の5%を税額控除
- ②特別償却：機械等は取得価額の34%、建物等は取得価額の17%を特別償却

##### ○利子補給制度

金融機関からの借り入れに対して、融資額の最大0.7%を支給（最大5年間）

#### 福岡県の支援メニュー

##### ○不動産取得税の課税免除

建物とその敷地（対象建物に係る部分）の不動産取得税（税率：建物4%、土地3%）を免除

##### ○企業立地促進交付金（特区特例）

設備投資額（用地取得費を除く）に対する通常の交付率（1～3%）に5%を加算→6～8%

#### 北九州市の支援メニュー

##### ○固定資産税の課税免除

建物とその敷地、研究・開発用機械設備等の固定資産税（税率：1.4%）を3年間免除

##### ○環境未来技術開発助成（P68を参照）

新規性・独自性に優れ、実現性の高い環境技術の実証研究等に対し、研究開発費を助成

・支援メニューは、重複して活用できます。

・各支援メニューには要件がありますので、詳しくは、下記までお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

- ・国及び北九州市の支援メニュー：北九州市 企画調整局 地方創生SDGs推進部 企画課 TEL 093-582-2904
- ・福岡県の支援メニュー：福岡県 商工部 産業特区推進室 TEL 092-643-3416

# 第4章 生産性向上をしたい

## 中小企業等事業再構築促進事業（事業転換等の補助金）

### 1 事業概要

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援する。

#### (成果目標)

事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加等を目指す。

#### (要件)

- (1) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
- (2) 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること  
(補助額3,000万円超は金融機関も必須) 等

### 2 補助額・補助率（令和4年第6回公募）

申請類型	概要	補助上限額（※1）	補助率
最低賃金枠	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援	500万円、1,000万円、1,500万円（※2）	中小：3/4 中堅：2/3
回復・再生応援枠	引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援		
通常枠	事業再構築に取り組む事業者に対する支援	2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円（※2）	中小：2/3 中堅：1/2 (※3)
大規模賃金引上枠	多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援		
グリーン成長枠	研究開発・技術開発又は人材育成を行なながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援	中小1億円、 中堅1.5億円	中小：1/2 中堅：1/3

（※1）補助下限額は100万円（※2）従業員規模により異なる

（※3）6,000万円超は1/2（中小のみ）、4,000万円超は1/3（中堅のみ）

### 3 補助対象の例

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費は上限等の制限あり）

### 4 申請について

第6回公募 申請受付：令和4年5月下旬～6月上旬予定

応募締切：令和4年6月30日（木）18:00

※ gBizID プライムの発行には、数週間程度時間を要します。本補助金の申請をお考えの方は余裕をもったID取得の申請をお勧めします。なお、申請〆切りまでに取得が間に合わない方は「暫定ID」での申請も可能です（詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください）。

<https://jigyou-saikouchiku.go.jp/>

※事業再構築補助金HP掲載の「事業再構築補助金 公募要領（第6回）」を基に作成しております。  
今後、内容に変更が生じる可能性があります。

【問い合わせ先】事業再構築補助金事務局コールセンター

<ナビダイヤル>0570-012-088

受付時間 9:00～18:00（日・祝日は除く）



## 国の補助金（設備投資、販路開拓、IT導入）

### 1 ものづくり補助金【設備投資】

#### (1) 事業概要

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するもの

#### (2) 補助額・内容等（令和元年度補正・令和三年度補正 10次締切）

事業類型	概要	補助上限	補助率
一般型	通常枠 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援	従業員数5人以下： 100万円～750万円 従業員数6人～20人： 100万円～1,000万円 従業員数21人以上： 100万円～1,250万円	1/2、 2/3（小規模企業者・小規模事業者、再生事業者）  2/3
	回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者（※）が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援		
	デジタル枠 DX（デジタルトランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援		
	グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援		
グローバル展開型	海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援	従業員数5人以下： 100万円～1,000万円 従業員数6人～20人： 100万円～1,500万円 従業員数21人以上： 100万円～2,000万円	1/2、 2/3（小規模企業者・小規模事業者）

#### (3) スケジュール等

2月16日（水）公募開始、3月15日（火）電子申請受付、5月11日（水）応募締切（10次締切）

※本事業の過去の締切回において不採択となった事業者の方は、10次締切に再度応募いただくことが可能です。ただし、要件等が変更となっていますので、ご注意ください。なお、10次締切分の採択発表は、令和4年7月中旬を予定しています。10次締切後も申請受付を継続し、令和4年度内に複数回の締切を設け、それまでに応募のあったものを審査し、随時採択発表を行います（予定は変更する場合があります）。詳しくは、HPをHPもしくは公募要領をご覧ください。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

### 2 小規模事業者持続化補助金

#### (1) 事業概要

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や跡継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援するもの

## 第4章 生産性向上をしたい

### (2) 補助額・内容等（令和3年度補正）

事業類型	概要		補助上限	補助率
通常枠		小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援		50万円 2/3
成長・分配 強化枠	賃金引上げ枠※	販路開拓の取り組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者	200万円	2/3※
	卒業枠	販路開拓の取り組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者		
新陳代謝枠	後継者支援枠	販路開拓の取り組みに加え、アツギ甲子園（ピッチイベント）においてファイナリストに選ばれた小規模事業者	200万円	2/3※
	創業枠	産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む小規模事業者		
インボイス枠		免税事業者であった事業者が、インボイス発行事業者として新たに登録し、あわせて販路開拓の取り組みを行う小規模事業者	100万円	

\*賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者は、補助率を3/4に引上げるとともに加点による優先採択を実施。

### (3) スケジュール等

申請受付締切：※予定は変更する場合があります。

第8回：2022年6月3日(金)	事業支援計画書発行の受付締切：原則2022年5月27日(金)
第9回：2022年9月中旬	事業支援計画書発行の受付締切：原則2022年9月上旬
第10回：2022年12月上旬	事業支援計画書発行の受付締切：原則2022年12月上旬
第11回：2023年2月下旬	事業支援計画書発行の受付締切：原則2023年2月中旬

## 3 IT導入補助金

### (1) 事業概要

インボイス制度導入への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に支援するもの

### (2) 補助額・内容等（令和3年度補正）

事業類型	通常枠		デジタル化基盤導入枠			複数社連携 IT導入枠	
	A類型	B類型	ITツール	PC等	レジ等		
補助額	30万円～ 150万円 未満	150万円～ 450万円 以下	～50万円 以下	50万円 超～ 350万円	～10万円	～20万円 以下	a. デジタル化基盤導入枠の対象経費 ⇒左記と同様 b. それ以外の経費 ⇒補助上限額は50万円×参加事業者数、補助率は2/3等
補助率	1/2		3/4	2/3	1/2		
補助対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費			ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入枠のみ】事務費・専門家費等			

### (3) スケジュール等

申請締切日

#### 【通常枠（A・B枠）】

1次締切分 5月16日(月) 17:00 (予定)

2次締切分 6月13日(月) 17:00 (予定)

#### 【デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入枠）】

1次締切分 4月20日(水) 17:00 (予定)

2次締切分 5月16日(月) 17:00 (予定)

3次締切分 5月30日(月) 17:00 (予定)

4次締切分 6月13日(月) 17:00 (予定)

#### 【デジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入枠）】

未定

p30、p31は、令和4年4月1日時点の情報です。公募の変更等の可能性がございますので、詳細については、下記の中小企業庁HPもしくはお問い合わせ先までご確認ください。

【中小企業庁HP】 <https://www.chusho.meti.go.jp/index.html> (TEL 中小企業庁：03-3501-1511)

## 先端設備等導入計画（固定資産税ゼロ特例事業）

中小企業等が計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため「先端設備等導入計画」を策定し、その計画が北九州市の導入促進基本計画等に合致する場合に認定を受けることができます。

認定を受けた中小企業等で、一定の要件を満たす場合、中小企業が新規に取得した設備の固定資産税を3年間ゼロに軽減します。

この制度を利用いただくためには、設備等取得前に  
「先端設備等導入計画」の作成・認定が必要です。

### 1 「先端設備等導入計画」について

#### (1) 計画の概要

中小企業者が策定した、(①計画期間内（3～5年）に、②労働生産性を年平均3%以上向上させるための)③先端設備等導入計画を、本市が認定。

#### (2) 計画の認定を受けられる者

中小企業等経営強化法上の中小企業者が対象。但し、固定資産税のゼロ特例を利用するには、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等（大企業の子会社等を除く）。

#### (3) 税制支援対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備（中古資産は対象外）  
【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置 (160万円以上／10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上／5年以内)
- ◆器具備品 (30万円以上／6年以内)
- ◆建物附属設備 ※1 (60万円以上／14年以内)
- ◆構築物 (120万円以上／14年以内)
- ◆事業用家屋 ※2 (120万円以上／ - )

※1：家屋と一体となって効果を果たすものを除く

※2：取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入される場合

#### (4) 税制支援の内容

認定を受けた先端設備等の固定資産税の課税標準が3年間ゼロへ

#### (5) 取得期間：計画認定日以降、令和5年3月31日までに取得した先端設備等が対象

### 2 計画の受付・認定を行う相談窓口

#### (1) 相談窓口

北九州市産業経済局中小企業振興課

（北九州市戸畠区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階）

#### (2) 申請の流れ、計画の申請に必要な書類

北九州市中小企業振興課ホームページをご覧ください

※すでに先端設備等導入計画の認定を受けた企業で、設備を追加するなどの計画変更が生じた場合は計画の『変更申請』が必要となります。



北九州市 先端設備等導入計画

検索

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

## 第4章 生産性向上をしたい

## ロボット等導入・デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進について

## ロボット・DX 推進センター

## 概要

「ロボット・DX 推進センター」は、地域企業の生産性向上や産業の高度化を図ることなどを目的として、地域企業のロボット導入やDX（IoTの導入や業務のデジタル化等からビジネスモデルの変革まで）推進をワンストップで支援するために、令和4年4月に開設しました。

「導入支援」、「操作体験」、「人材育成」等の取組みを通じてロボット導入やDX推進に意欲のある地域企業を総合的・一元的に伴走支援します。

また、地域企業と高等教育機関、金融機関等との連携を促進し、地域産業の高度化を目指します。



## 場所

北九州学術研究都市（技術開発交流センター1F）

## センターの取組み

## ワンストップで支援

## ロボット導入支援

## DX推進支援

## 導入支援（無料相談、現場訪問、伴走支援） P34 参照

企業の生産性向上に向けた相談にワンストップで対応。  
FAISコーディネータや市内企業などの専門家が無料で相談、現場訪問、導入検討・導入実施まで切れ目の無い伴走支援を実施  
事例紹介やSler企業・大学等の紹介・連携など幅広くサポートします。

## 操作体験（ロボット・デジタル展示） P34 参照

ロボット、デジタル機器のデモ展示を実施。見て、触れ、操作することができます。  
コーディネータが丁寧に説明します。

## 人材育成 P35 参照

経営層向けスクール、現場リーダー向けスクール、地元大学生の専門知識を活用したインターンシップなど、多様な人材育成メニューを用意し、中小企業を支援します。

## 導入補助金 P36 参照

産業用ロボット・デジタル化・DXに係る各種補助金を準備  
企業のロボット導入・DX推進の段階に応じたきめ細やかな支援を行います。  
※研究開発補助も実施します。

## 集いの場、产学官金連携、情報発信 P34 参照

地域企業、Sler、大学、金融機関等の集いの場を創出  
(地域企業のニーズやSler、九工大のシーズの情報共有を促進)  
交流会の実施や協力企業等によるセミナー・説明会も企画します。



## DX推進プラットフォーム・Slerネットワーク

## P37 参照

その他、学術研究都市では技術相談、共同研究等の支援も実施しています。

## 【問い合わせ先】

ロボット・DX 推進センター

((公財) 北九州産業学術推進機構 (FAIS))

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター1F

TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3667

## ロボット・DX推進センターの紹介

### 導入支援（無料相談、現場訪問、伴走支援）

- ・企業の生産性向上に向けた相談にワンストップで対応。
- ・FAISコーディネータや市内企業等の専門家が無料で相談、現場訪問、導入検討・導入実施まで切れ目のない伴走支援を実施。
- ・事例紹介やSler企業・大学等の紹介・連携など幅広くサポートします。

ご相談はちらまで！  
ワンストップ相談窓口  
TEL : 093-695-3090  
<https://ktq-robodx.jp/>



ロボットやデジタルの専門家を派遣



ロボット導入事例

### 操作体験（ロボット・デジタル展示）

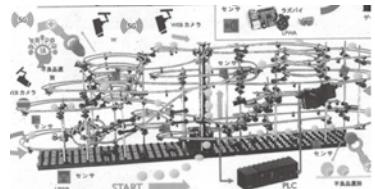
センターでは、ロボット、デジタル機器の10種類以上のデモ展示を実施。見て、触れ、操作することができます。コーディネータが丁寧に説明します。お気軽にお越しください。



※展示イメージ（実際と異なる場合があります。）



ロボットの展示物



IoT機器の展示物（イメージ）

### 集いの場、産学官金連携、情報発信

地域企業、Sler、大学、金融機関等の集いの場を創出  
(地域企業のニーズやSler、九工大のシーズの情報共有を促進)  
交流会・展示会の実施や協力企業等によるセミナー・説明会も企画します。

令和3年度 DX 推進フォーラム  
(令和4年1月12日実施)

#### 【問い合わせ先】

ロボット・DX推進センター  
(公財)北九州産業学術推進機構(FAIS)  
〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター1F  
TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3667

## 第4章 生産性向上をしたい

### ロボット導入・DX推進に対する人材育成支援

#### ①経営層向け

##### 第4次産業革命 エグゼクティブビジネススクール（デジタル技術活用支援セミナー）

DX（デジタルトランスフォーメーション）、第4次産業革命が進む中で、デジタル技術を活用し、成長を目指す中小のづくり企業の経営層向けビジネススクールです。

デジタル技術による、生産性向上、業務革新、事業成長、技術継承、人材育成、国際基準への準拠等の様々な利点について理解を深めていただき、自社の進むべき将来像を描けるようになっていただくための講座です。

経済産業省の「第4次産業革命スキル習得講座」、厚生労働省の「専門実践教育訓練給付金制度」に認定されています。

内 容	日 程
<b>特別講座（2日間）</b> 第4次産業革命について、特に地域の中小のづくり企業の立場から見た事業の機会（チャンス）と脅威をビジネススクール形式で議論し、理解を深めていただきます。 〈講師〉 藤野直明・梶野真弘（野村総合研究所）	(募集期間) 5月～7月（予定） (実施期間) 8月（予定）
<b>本講座（5回×2日間＝計10日間）</b> 設計業務の効率化、受注管理、プロジェクトスケジュール管理、製造実行管理、品質管理など、各回ごとにテーマを設け、ビジネススクール形式で議論し、理解を深めていただきます。 〈講師〉 全国の高等専門学校・早稲田大学大学院	(募集期間) 5月～7月（予定） (実施期間) 9月～翌3月（予定）

※講座では、PTCジャパン(株)、ダッソー・システムズ(株)、ビジネスエンジニアリング(株)、(株)ウェップアイ、アラスジャパンなどによるデモンストレーションも行います。

詳しくは下記にお問い合わせください。

北九州工業高等専門学校 エグゼクティブビジネススクール事務局 TEL & FAX 093-964-7259

#### ②現場リーダー向け

##### 生産性向上スクール

##### ロボット・AI・IoT等を活用した生産性向上支援事業

ロボット・AI・IoT等といった新技術の導入が話題となっていますが、「生産性の向上につながる新技術をどのように導入したらよいかわからない。」「社内に検討できる人材がない。」といった声を多く聞きます。そこで、これらの課題に対応する支援事業を実施します。ぜひご活用ください。

内 容	日 程
<b>スクール事業</b> ・ロボット・AI・IoT等といった新技術を導入できる人材を育成するための企業向けスクールを開講します。 <2021年度のカリキュラム例> ・基礎編2講座、IoT編4講座、ロボット編6講座で構成。 <受講対象者> ・中小企業の経営者、管理者、現場リーダー等。	(募集期間) 6月～8月（予定） (実施期間) 8月～12月（予定） ※詳しくは、メルマガ・HP等で紹介します。

#### ③地元大学生の専門知識を活用したインターンシップ

大学生（九州工業大学）のデジタル等の専門知識を活かした、『有給インターンシップ（仮）』を令和4年度から実施予定です。詳しくはセンターへお問合せください。

学生のスキルアップにもつながるものであり、多くの企業のご活用をお待ちしています。

##### 【②、③の問い合わせ先】

ロボット・DX推進センター

((公財) 北九州産業学術推進機構 (FAIS))

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター 1F

TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3667

## ロボット導入・DX推進に対する各種補助金

生産性向上を目的とした補助金を各種用意し、ロボット導入・DXを推進する市内中小企業を支援します。

### ○ 産業用ロボット導入推進補助金

	導入前検証(FS)補助金	導入支援補助金
概要目的	産業用ロボット導入等の事前検証やFS(実現可能性調査)に要する費用の一部を補助	産業用ロボットを導入又は更新に要する費用の一部を補助
対象企業	市内に事業所を有する中小企業製造業に属する事業を営むもの	
	・生産性向上が目的であること ・先端設備導入による費用対効果の算出、生産工程の分析及びロボットシステムの検討等を行う事業であること。	・生産性向上が目的であること ・産業用ロボットを導入又は更新する事業であること。
交付要件	最大200万円 対象経費の2/3以内	最大500万円 対象経費の1/2以内
交付上限	①人件費 ②外注費 ③その他	①導入経費 ②付帯経費 ③その他

### ○ DX推進補助金

	デジタル化枠	DXモデル育成枠	DXモデル枠
概要目的	中小企業の生産性向上を図るため、市内中小企業が実施するDXの各種取組み経費の一部を補助します。また、申請枠を3段階設置し、中小企業のDX取組み状況に応じた支援を実施します。		
対象企業	社内の業務効率化から始めたい事業者様向け	ビジネスモデル変革に向けた戦略策定から始めたい事業者様向け	新ビジネス創出等、デジタルトランスフォーメーションを加速させたい事業者様向け
交付要件	生産性向上を図るため、当該交付対象者が実施するDXの取組みを支援します。		
交付上限	最大80万円	最大200万円	最大500万円
補助率	対象経費の1/2以内	対象経費の2/3以内	対象経費の2/3以内
対象経費	人材育成・教育経費・製品・サービス・開発経費・システム導入経費 環境整備経費・付帯経費・その他		

\*昨年度実施した「デジタル技術活用による新ビジネス創出支援補助金」は、令和4年度以降、本補助金の「DXモデル枠」として実施します。

※補助率や上限金額・補助対象経費等は予定です。

※公募時期はメルマガ、HP等で別途ご案内します。

#### 【問い合わせ先】

ロボット・DX推進センター

((公財)北九州産業学術推進機構(FAIS))

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター1F

TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3667

## 第4章 生産性向上をしたい

### DX推進プラットフォーム・北九州システムインテグレータネットワーク

#### 北九州市DX推進プラットフォーム

DXを推進したい市内企業とデジタル化を支援するベンダー企業をつなぐ場として設立しました。

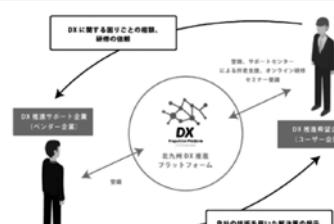


DXを推進したい北九州市内の企業と、  
DXの推進をサポートする企業をマッチングする。  
*Connect Companies and Companies with "DX".*

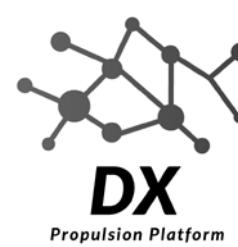
北九州DX推進プラットフォームは、「DXの推進を希望する企業」と「DXの推進をサポートする企業」をマッチングするサービスです。北九州希望企業は創造力・ソリューション力を持つことができます。サポート企業は顧客獲得が図れるプラットフォームです。

登録には審査があります。

入会申し込み



- ・企業同士のマッチング
- ・労働生産性の見える化
- ・先進事例や支援制度の発信

DX  
Propulsion Platform  
in Kitakyushu

URL: <https://kitakyushudx.force.com/DXmain/s/>

QRコード

登録申請お願いします。

#### 北九州システムインテグレータネットワーク

①北九州地域における中小企業の生産性を向上させること②北九州地域をシステムインテグレータの拠点とする目的として結成しました。工場の自動化やデジタル機器の導入をご検討の方はお気軽にご相談下さい。

##### 取組内容の一部を紹介



「サブスクリプション(※)」による産業用ロボット・デジタル技術の導入に関するサービスを開始（令和3年1月）  
北九州システムインテグレータネットワークの会員企業が有する産業用ロボット等の商材を「サブスクリプション」により提供するサービスを令和3年1月25日から開始。

※サブスクリプション  
一定料金を払えば、一定期間内なら商品やサービスを何度も自由に利用できるビジネスモデル。日本では「定額制」「定額課金」などと訳される。



会員共同での課題解決  
現場視察と自動化提案



展示会に出展（共同展示物制作）  
ロボット産業マッチングフェアに共同出展予定  
(R4. 7. 6 ~ 8 に 出展予定)

会長	(株)ドーワテクノス	2019 入会	(株)FAサポート	2021 入会	(株)ジー・イー・エヌ
副会長	(有)ICS SAKABE	"	(株)タイヨウ	"	(株)ケーメック
副会長	ミシマ・オーエー・システム(株)	"	(株)ヘッズ	"	
副会長	(株)リョーワ	"	松本工業(株)	"	
2018 入会	(株)オーネスト	"	(株)イーモーション	"	
"	(株)ソルネット	"	ビーブラツ(株)	"	
"	(株)マツシマ メジャック	"	三島光産(株)	"	
"	(株)YE DIGITAL	"	(株)リベルタス・アドバイザリー	"	
"	KiQ Robotics(株)	"	KiQ Robotics(株)	"	



#### 【問い合わせ先】

ロボット・DX推進センター

((公財)北九州産業学術推進機構(FAIS))

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター1F

TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3667

# 第5章 環境(脱炭素)に配慮した経営をしたい

## 中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業

脱炭素社会の実現に向け、市内中小企業へ脱炭素化を促し、自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、EV 及び充放電器の導入を支援します。また、省エネ実践行動の更なる推進、最先端の省エネ機器の導入支援を行います。

当事業により環境に配慮しつつ中小企業の競争力を生み出すことを目的とします。

### 1 拠助対象事業

- (A) 再エネ 100% 電力関連設備  
自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、小型風力発電設備
- (B) トップランナー基準等のエネルギー関連設備  
高効率空調設備、業務用給湯器、高性能ボイラ、変圧器、冷凍冷蔵設備、LED 照明（高天井等の HID ランプ更新に限る）、コーポレート・コミュニケーションシステム
- (C) 電気自動車 + V2H 充放電器

### 2 拠助対象者

- ① 電力会社と再エネ 100% 電力（非化石証書等含む）の仕様を満たす供給契約を締結していること。（遅くとも補助事業完了までに契約を締結し、契約書の写し等を提出できること。）
- ② 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者で市内に事業所を置くもの（みなし大企業は対象外）
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体のうち、市長が認めるもの（中小企業で構成する組合等）
- ④ 商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会のうち、市長が認めるもの
- ⑤ 法人税法第 2 条第 6 号に規定する法人のうち、市長が認めるもの（医療法人、社会福祉法人等）

### 3 拠助対象経費及び拠助額

- (1) 拠助対象経費
  - ① 再エネ 100% 電力関連設備：自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、小型風力発電設備
  - ② トップランナー基準等のエネルギー関連設備：高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ（木質バイオマスボイラ含む）、変圧器、冷凍冷蔵設備、LED 照明（高天井等の HID ランプ更新に限る）、コーポレート・コミュニケーションシステム等
  - ③ EV + 充放電器
- (2) 拠助額（中小企業基本法に定める小規模企業者については下限なし）
  - ①、②の機器設置にかかる設備代及び工事費の 3 分の 1 以内
  - ③ 「電気自動車 + V2H 充放電器」1 組につき 80 万円

全ての合計で上限 500 万円まで

### 4 公募期間

令和 4 年 5 月 9 日（月）から令和 4 年 7 月 15 日（金）

#### 【問い合わせ先】

北九州商工会議所 産業振興課 TEL 093-541-0185 FAX 093-531-1799

北九州市 環境局 再生可能エネルギー導入推進課 TEL 093-582-2238 FAX 093-582-2196

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.kitakyushucci.or.jp/topics/003564>

## 環境に配慮した製品などに関する支援

環境に配慮した製品・サービスの支援施策として、エコプレミアム製品の支援や製品開発に関する助成などを行っています。

### 1 北九州エコプレミアム産業創造事業

市内で生産されている環境配慮型製品や環境負荷低減に寄与するサービスを「北九州エコプレミアム」として選定します。選定した製品などは、展示会での出展や冊子を作成し広くPRします。

対象者	次の要件のいずれかを満たす方が対象です。 ①市内で製造・開発された製品（エコプロダクト） 省資源化製品、長寿命化製品、易メンテナンス製品、省エネルギー対策製品など ②市内事業者が提供するサービス（エコサービス） 新規性・独自性があるメンテナンス、リユースなどのエコサービス
募集時期	令和4年4月1日（金）～令和4年6月3日（金）（選定企業の公表は、令和4年10月頃）
支援内容	・北九州エコプレミアム選定書の発行 ・北九州エコプレミアムカタログを作成し、市がPRを支援 ・西日本最大級の環境見本市「エコテクノ展（西日本総合展示場）」に出演 ・北九州市エコタウンセンター等で常設展示

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

[http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/file\\_0473.html](http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/file_0473.html)

### 2 環境未来技術開発助成金

環境に配慮した製品開発に関する経費を助成します。 ◇詳しくは P68

#### 【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境イノベーション支援課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

## 省エネ診断員の派遣

**省エネ診断**とは、省エネ診断員※が直接事業所にお伺いして、電気やガス等の使用状況を診断し、省エネに関する提案や技術的な助言を行うことです。

省エネ診断や運用改善支援を通じて、エネルギー使用の無駄をなくし、「経営に優しいコスト削減」と「環境に優しいCO<sub>2</sub>削減」の両立の参考になります。無料省エネ診断の制度もありますので、ビルや工場などの省エネを検討中の方は、省エネ診断員をご活用ください。

下記に該当する事業者は、省エネ診断の受診をおすすめします。

- ・経費節減を図りたい方
- ・今夏・今冬に向けた省エネアドバイス（運用改善・設備改善）を受けたい方
- ・中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業（P. 38掲載）の活用を検討されている方
- ・省エネ対策をどこから取り組めば良いのかわからない、又は省エネ対策の余地がまだあるのかどうか知りたい方

※省エネ診断員とは、市が認定した「省エネ診断員育成講座」を受講し認定試験に合格した者であり、実際に工場やビル等を訪問して省エネ診断を行い、省エネ対策や費用対効果などを提案する人材です。

#### 【問い合わせ先】

(一社) エネルギーマネジメント協会事務局 TEL 093-616-8691

北九州市 環境局 再生可能エネルギー導入推進課 TEL 093-582-2238 FAX 093-582-2196

## 「エコアクション21 (EA21)」認証登録支援事業

エコアクション21とは、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、主に中小企業を対象にした環境経営の認証・登録制度です。

当制度の認証・登録を受けると「公共工事入札参加資格などで加点が受けられる」などのメリットがあります。

二酸化炭素・廃棄物などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みです。

### (1) 「エコアクション21」導入セミナー

開催場所：西日本総合展示場

内 容	開催日程（予定）	時 間	定員	受講料
これから環境経営に取り組む事業者を対象に、制度概要や認証・登録のポイントなど事例を交えて分かりやすく紹介	令和4年7月中旬	13:30～15:30	40名	無料

### (2) 「エコアクション21」認証登録実践講座

開催場所：福岡県八幡総合庁舎

内 容	開催日程（予定）	講座数	定員	受講料
主に導入セミナーを受講された事業所を対象に、認証・登録に向けた指導や助言等を個別に行う実践的な講座	令和4年7月～令和5年2月	5講座 (1回3時間)	25社	無料

#### 【問い合わせ先】

エコアクション21 地域事務局環境未来（NPO法人北九州テクノサポート）TEL・FAX 093-883-6004  
北九州市 環境局 環境イノベーション支援課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

## 環境・エネルギー対策のための資金調達

### 環境産業融資

環境・エネルギーに関する設備投資を行う企業等に対し、必要な資金を融資する制度です。

☞ 詳しくは P25

#### 【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境イノベーション支援課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

## リサイクルの事業化に向けた研究開発支援

福岡県における循環型社会の構築に寄与し、実用化が見込まれるリサイクル技術の開発及び社会システムの構築に関する共同研究を支援します。

☞ 詳しくは P70

#### 【問い合わせ先】

(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター 研究開発課 TEL 093-695-3068 FAX 093-695-3066

## 北九州市脱炭素電力認定制度

### 脱炭素に向けて先行的に取組む市内企業を応援します！

本市が全公共施設を再エネ 100% 電力化する 2025 年度までをターゲットに、市内企業の認定を行い、これにより、本市が進めている「再エネ 100% 北九州モデル」を活用した脱炭素への流れを、市内企業にも普及し、加速させることを目指します。

#### 1 制度概要

本認定制度に賛同いただいた小売電気事業者と、脱炭素電力メニューの契約を結んだ（既に結んでいる場合も可）市内企業が、本市へ申請することで認定を行うものです。

#### 2 認定対象

認定は市内企業（複数の事業所が市内にある場合は事業所単位でも可）において、事業所で供給を受ける（または受けている）電力が、以下のいずれかの条件を満たす場合に認定対象とします。

- ・再エネ 100% 電力の供給を受けている。
- ・再エネ以外の、脱炭素電力の供給を受けている

(注) 本制度における再エネ 100% 電力は、実際に再エネ発電所で発電された電力のみで電力供給を受けていることが必要です。電源種を指定せずに環境価値（非化石証書）を付加する、いわゆる実質再エネは、「再エネ以外の脱炭素電力」として認定します。

#### 3 認定による特典

- ・認定ステッカーの提供
- ・認定ロゴマークの名刺等への使用
- ・市が行なっている各種助成制度における審査時の加点
- ・本市事業に参画していることを条件とする低金利融資制度の対象とする
- ・本市 HP や SNS での公開 など

以上の他、今後さらに特典を追加予定

※先着 100 社については『脱炭素先進企業』として認定し、認定証を発行

#### 【問い合わせ先】

北九州市 環境局 再生可能エネルギー導入推進課 TEL 093-582-2238 FAX 093-582-2196

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/290\\_00006.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/290_00006.html)

# 第6章 事業承継を考えたい

## 事業承継に関する相談等

中小企業の高齢化が進む中、「事業承継」に対する関心が高まっています。

市が行った中小企業実態調査においても、後継者が「いない」「未定」といった回答が多く寄せられ、企業経営における大きな課題のひとつとなっています。

事業承継にあたっては、親族や社員への承継、あるいは第三者への承継が考えられます。引継ぎに向けてしっかりと事業承継計画を策定し、企業価値の算定や株価の評価・相続税対策のほか、後継者の育成など、様々な準備が必要です。

本市では関係機関と連携し、事業承継に関する様々な課題に対応しています。ぜひご利用ください。

### 1 窓口相談

支援機関名	北九州商工会議所	福岡県事業承継・引継ぎ支援センター	北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター
所在地	小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館1F	福岡市博多区博多駅前2-9-28	戸畠区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1F
連絡先	093-541-0192	092-441-6922	093-873-1430
事業概要	親族や社員への事業承継、企業の合併や買収（M&A）についてのセミナーを開催しています。また、専門家を交えて課題に対し直接アドバイスする個別相談もお受けしています。	中小企業の事業承継を支援する公的機関で、相談から実行支援までを総合的にワンストップで行います。なお、北九州商工会議所に相談窓口を開設し、北九州地区の相談も定期的に実施しています。	事業承継を考えている中小企業経営者の方の課題について、専門の相談員が総合的、具体的にお応えする窓口です。
相談・支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業承継診断の実施 事業承継診断票（ヒアリングシート）などをもとに相談を行い、事業承継に向けてどのような課題を解決すべきかを把握</li> <li>●個者支援の実施 事業承継診断の結果をもとに、内容に応じた専門家を派遣し、事業承継に必要な計画づくりなどをサポート</li> </ul>	<p><b>【事業承継現状調査・分析・磨き上げ】</b> 県内の商工団体・金融機関・士業等専門家・行政で構成された中小企業支援機関とともに、中小企業の事業承継を支援します。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中業企業者の事業承継の現状について調査分析を行います。</li> <li>②調査分析をうけて事業承継の種類（親族・社員・第三者）を問わず総合的な提案を行います。</li> <li>③中小企業者の依頼に基づき事業承継の各段階に応じた支援（現状分析・承継計画・磨き上げなど）を行います。</li> <li>以上の支援によって実際に事業承継（バトンタッチ）が実行できるための前捌きを行います。</li> </ul> <p><b>【親族承継・社員承継・第三者承継・廃業支援】</b> 後継者が不在で事業承継が困難な中小企業者や負債が過大で事業承継に不安があるなど、事業承継に多くの課題を抱える中小企業者に対して相談から実行支援に至るまで総合的に支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①親族承継支援では、磨き上げを終えた、またはある程度の目途が立った状況において本格的な引継ぎのための支援を行います。</li> <li>②後継者不在で社内に候補者がいる場合は、社員承継支援を行います。</li> <li>③後継者不在で、社内にも候補者がいない場合は、第三者承継を支援いたします。この場合は、買手候補の紹介から最終的な引継ぎまでを支援いたします。</li> <li>④財務状況がかなり悪化した企業の場合は、スポンサー型再生・廃業を前提とした事業譲渡など状況に応じたスキーム構築し、関係支援機関や専門家と連携して問題解決のための支援をいたします。</li> </ul> <p><b>【事業承継時における経営者保証ガイドラインの適用】</b> 金融機関から融資を受けた際に連帯保証人としての経営者個人による保証（経営者保証）をされている場合、その保証を解除する取組を支援いたします。</p>	事業承継を考えているが進め方がわからない、自社の評価が知りたい、法律や税務上の問題点を確認したい、将来の事業承継に向けた計画を作成したいなど、具体的なお困りごとについて対応します。当センターだけで解決しない課題については、適切な専門機関におつなぎします。
開設日(要予約)	随時	随時	【北九州相談窓口】 毎月第1・第3水曜日 13:00～17:00
相談料	無料		
対応者	北九州商工会議所の経営指導員、内容に応じた専門家	支援センターの相談スタッフ	事業承継専門相談員、中小企業支援センターのマネージャーなど
問合せ先	北九州商工会議所 専門支援センター（TEL：093-541-0192）		093-873-1430

## 第6章 事業承継を考えたい

### 2 訪問相談（1企業につき原則3回まで無料）

事業承継に精通した弁護士・税理士・中小企業診断士がチームでご希望の場所にお伺いして相談をお受けします。

初期相談から課題の深堀り、事業承継計画の策定などの方針決めまで、相談者の要望に応じて対応します。

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

## 事業承継に関する助成金

### 1 北九州市事業承継・M&A促進化事業助成金

事業承継に向けた計画の策定やM&Aにより第三者へ自社売却する際に支払う初期費用など、専門事業者に委託して行う具体的な取組みに要する経費の一部を「助成金」として支援します。

対象者	中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者のうち、以下の全ての要件を満たすもの。 (1) 北九州市内に本社及び事業所を有すること。 (2) 事業承継等を行うにあたり、引き続き市内で事業を営む者であること。 (3) 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。 (4) 北九州市税を滞納していないこと。 (5) 暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者でないこと。 (6) 風俗営業等に該当する事業を行う者でないこと。 (7) その他補助金を交付することが不適当と認める者でないこと。
対象経費	(1) 事業承継計画の策定等にかかる経費 ・課題分析（見える化）や経営改善（磨き上げ）等のコンサルティング委託料 ・株価など企業価値の算定委託料 ・相続税・遺産分割等の対策策定委託料 ・事業承継計画の策定委託料 など (2) M&Aの仲介委託等にかかる経費 ・仲介委託料、マッチング登録料、着手金 など (注) 以下の経費は除く。 ・消費税・振込手数料・専門事業者に対する顧問料等 ・官公庁等の手続き及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る経費。 ・M&Aの成立時に支払う成功報酬に係る費用
助成金額	対象経費の2分の1、上限50万円（千円未満の端数切捨て）
募集期間	第1次募集 令和4年4月1日～4月28日 第2次募集 令和4年8月1日～8月31日（予定） 第3次募集 令和4年12月1日～12月28日（予定）
申込方法	・申請要件、その他詳細は下記ホームページにてご確認をお願いします。 お申込みにあたっては、事前に下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。 <a href="#">北九州市事業承継助成金</a> <a href="#">検索</a>

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

## 2 福岡県事業承継準備応援補助金

事業承継計画に基づく取組みに必要な経費の一部を支援します。

### 対象者

今後5年以内に事業承継をしようとしており、福岡県事業承継支援ネットワーク構成機関が事業承継計画の策定またはブラッシュアップを支援した中小企業者

### 内容

- (1) 要件：下記を満たすもの
  - ①今後5年以内に事業承継をしようとしていること。
  - ②福岡県事業承継支援ネットワーク構成機関による事業承継計画の策定またはブラッシュアップ支援を受けたことがあること。
  - ③中小企業基本法の定義による中小企業者であること。
- (2) 補助対象：下記に要する経費
  - ①事業承継前の経営改善に必要な取組み
  - ②事業承継後の業務に必要な知識の習得に必要な取組み
- (3) 補助期間：交付決定の日から当該年度の2月末まで
- (4) 補助率：1／2（小規模事業者の場合2／3）
- (5) 補助額：50万円以内
- (6) 採択件数：20件程度
- (7) 対象経費：機械装置費、備品費、広報費、研修受講料、雑役務費、委託費等

### 活用方法

- ・応募された申込書は福岡県商工部中小企業振興課で審査を行います。
- ・応募条件等は変更する場合がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課 経営支援係 TEL 092-643-3425

## 具体的な取組みの支援

### 福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

福岡県事業承継・引継ぎ支援センターでは、事業承継計画の策定や後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者と譲受けを希望する事業者等をつなぐための支援を実施しています。

また、創業を目指す起業希望者と、後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、事業引継ぎと創業を支援する「後継者人材バンク」を実施しています。

譲渡を希望する事業者の方や譲受を希望する事業者、創業希望の方はぜひご相談ください。

対象者	後継者問題を抱える中小・小規模事業者（譲渡希望事業者）	事業の譲受けを希望する事業者（譲受希望事業者）	事業承継にて創業を希望する個人（後継者人材バンク）
窓口	福岡県事業承継・引継ぎ支援センター 所在地：福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル8F (TEL：092-441-6922) (FAX：092-441-6930)		
Step1 相談・登録	譲渡（売り）希望事業者様は、電話・FAX・メールにて相談予約をお願いいたします。 譲受（買い）希望事業者様・後継者人材バンクへの登録を希望される方は、センターホームページより参加申込の上、それぞれの登録説明会へご参加ください。		
ご相談の流れ	<p><b>【必要な資料等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社登記簿謄本（法人のみ）</li> <li>・決算書（個人事業者は確定申告書）（売手側 3期分・買手側 1期分）</li> <li>・勘定科目内訳明細書（法人のみ）（売手側 3期分・買手側 1期分）</li> <li>・税務申告書（法人のみ）（売手側 3期分・買手側 1期分）</li> <li>・会社案内、パンフレット（事業者のみ）</li> <li>・履歴書、職務経歴書（後継者人材バンク登録希望者のみ）</li> </ul>		
Step2 マッチング	データベースからの情報を基に、支援センターと登録民間支援機関によるマッチング支援を行います。 ①支援センターによるマッチング支援（無料） ②登録民間支援機関によるマッチング支援（有料） ・金融機関等、登録民間支援機関による支援を行います。	登録事業者情報を無記名（ノンネーム）でメール配信によりご紹介します。 案件毎にご応募いただき、マッチングを行います。	
Step3 面談・条件交渉	売手と買手の面談、財務調査、事業所検索等を経て、引継ぎの時期、金銭面での条件など、双方の要望を調整します。		
Step4 成約	交渉の結果、譲渡の合意に達した場合には、「基本合意書」、「譲渡契約書」の締結を経て事業の引継ぎが完了します。		

#### 【問い合わせ先】

福岡県事業承継・引継ぎ支援センター TEL 092-441-6922 FAX 092-441-6930

# 第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

## 求人を出す・求人情報を発信する

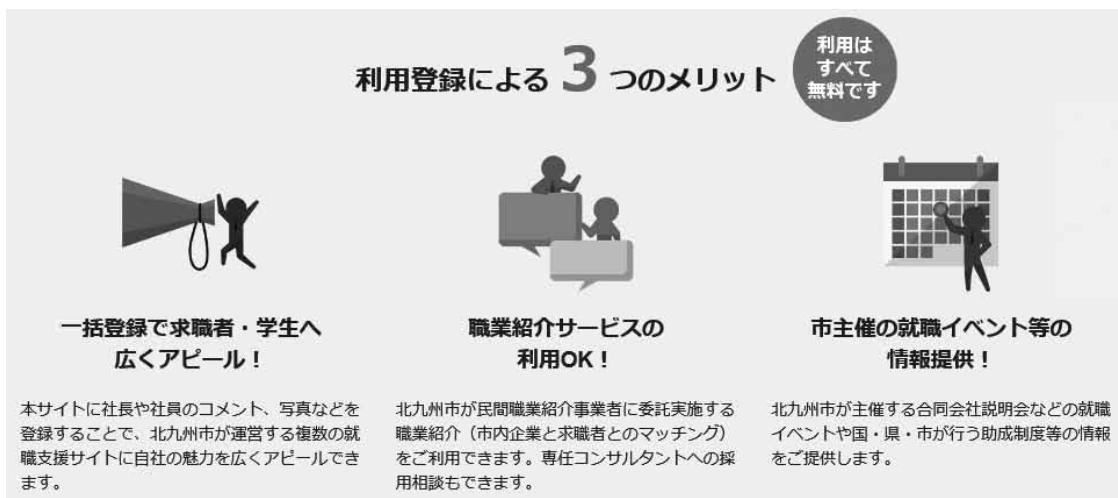
市内ハローワークのほかに、多様な人材ニーズにお応えする以下のサービスがあります。インターネット等により市内・外の求職者に発信し、円滑な人材確保を支援します。

### 1 インターネットでの情報発信

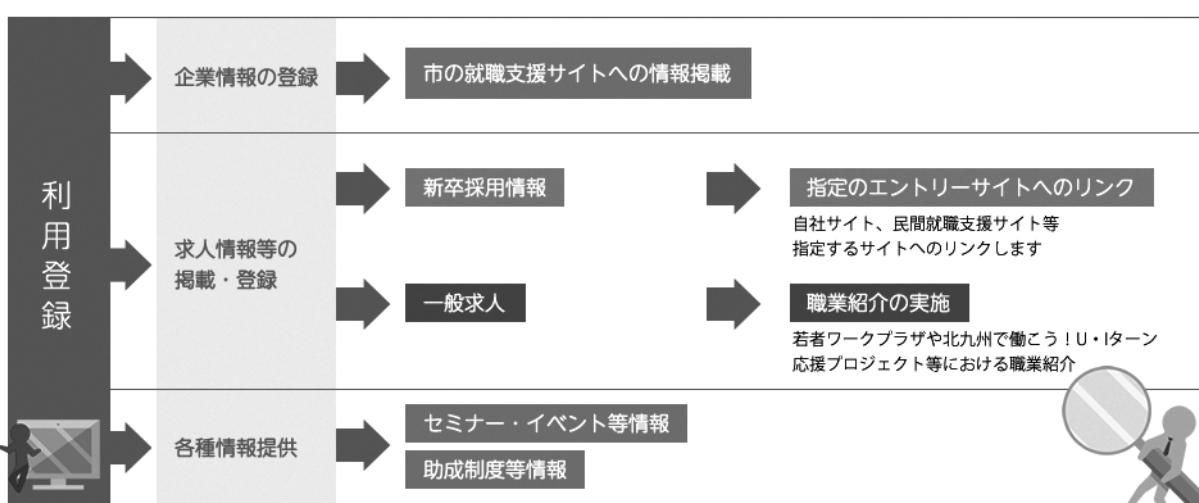
#### 北九州市転職・就職情報サイト 北九州しごとまるごと情報局

北九州市が運営する上記サイトに求人情報等を掲載できます。企業のPR・人材確保の一環として、是非ご利用ください。

**【利用対象企業】** 北九州市に事業所を有する、または、今後北九州市内に事業所を設置予定の企業。  
ただし、北九州市都市圏域構成市町、吉富町、下関市に事業所を有する企業のうち、令和2年3月31日時点で「北九州しごとまるごと情報局」に登録していた企業は、その限りではない。



**【北九州しごとまるごと情報局】**  
<https://www.shigotomarugoto.info/index.php>



#### 【問い合わせ先】

北九州市産業経済局雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

## 第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

### 2 若者の採用に関する相談窓口

**若者ワークプラザ北九州** (URL <https://www.shigotomarugoto.info/wakamono/index.php>)

概ね40歳までの若年求職者と就職氷河期世代の求職者を対象とした、北九州市が設置する就職支援の窓口です。

企業の皆様の人材ニーズにお応えするため、カウンセリングや講座などを通じて若者のスキルアップを行い、ミスマッチの少ない職業紹介を行っています。



正社員、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等の求人をお預かりし、職業紹介を行います。上記 URL より「求人企業の皆さんへ」をクリックし、求人票をダウンロードの上、FAX、E-Mail、直接持込にてご提出ください。

セミナー等開催企画	内 容
地元企業 PICK UP ! 地元企業応援企画！「自社自賛」	企業の仕事内容、社員の様子、職場の雰囲気等を求職者へ直接伝えるセミナーです。
職場体験応援プログラム	職場体験を通して、面接だけではわからない採用のミスマッチを防ぎます。

#### 【問い合わせ先】

若者ワークプラザ北九州  
(月～土 10時～18時 予約制：月～土 18時～19時 第1・第3日曜 11時～15時)  
祝日・年末年始除く  
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F TEL 093-531-4510 FAX 093-531-4538

若者ワークプラザ北九州・黒崎  
(月～土 10時～19時 予約制：第4日曜 11時～15時) 祝日・年末年始除く  
〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2F TEL 093-631-0020 FAX 093-631-0021

### 3 U・Iターン就職希望者の採用相談窓口

**① 北九州市U・Iターン応援オフィス** (URL <https://www.shigotomarugoto.info/ui-turn/>)

北九州市へのU・Iターン就職希望者と企業を結びつける取組みです。専任コンサルタントへの相談、職業紹介のほか、専用サイトへ一般求人の掲載ができます。北九州市、東京の2箇所に常設の相談窓口を設置しています。最近では、20代を中心に就職者数が増加しています。

- ・民間転職フェアへの出展
- ・帰省時期等のイベント実施
- ・民間転職サイトへの求人掲載支援及びWEBを活用した人材採用個別コンサルなど

#### 【問い合わせ先】

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F (JR小倉駅新幹線口より徒歩5分)  
北九州市U・Iターン応援オフィス TEL 0120-0823-46  
E-mail ui-turn.syoukai@shigotomarugoto.info  
※利用時間 10:00～18:00 (日曜日、祝日、年末年始を除く)

## ② セカンドキャリア支援プロジェクト

(URL <https://www.shigotomarugoto.info/second-carrier/>)

北九州市でのセカンドキャリアを検討されている方と、市内企業の人材ニーズを結びつけ、シニア・ハローワーク戸畠と連携してマッチングを図る取り組みです。セカンドキャリア人材を活用することで、企業の課題解決・成長にもつながります。

### 【問い合わせ先】

北九州市 U・I ターン応援オフィス（U・I ターン求人支援員） TEL 0120-0823-46

## 4 経験豊かな高齢者を活用したいなら

### ① 北九州市高年齢者就業支援センター及びシニア・ハローワーク戸畠

(URL <https://www.shigotomarugoto.info/will/>)

関係機関が緊密に連携し、高年齢者等の多様な職業ニーズに応じた就業機会の提供を行っています。また、シニアを活用したい企業にシニア求人開拓員が訪問し、雇用に関するアドバイスも行っています。

### 【問い合わせ先】

北九州市高年齢者就業支援センター（月～金 9時～17時（受付は16時30分まで。））

祝日・年末年始を除く

北九州市戸畠区汐井町1-6 ウエルとばた8F TEL 093-882-5400

### ② (公社) 福岡県高齢者能力活用センター

再就職希望の方に派遣等による就業機会の提供と、地元企業の人材確保を目的とした公益法人です。即戦力となる再就職希望の方を登録していますので、企業のニーズに即した人材を派遣することができます。再就職希望の方の豊かな経験・技術の利用をお考えの企業は、まずご一報ください。

### 【問い合わせ先】

はつ・らつ・コミュニティ北九州（福岡県高齢者能力活用センター）

TEL 093-881-6699 FAX 093-882-6705

### ③ (公社) 北九州市シルバー人材センター

北九州市内に居住する約2,600人の会員が所属し、企業・団体の皆様や個人のお客様からの多彩なご要望にお応えしています。「専門業者に頼むほどでもないけれどちょっと誰かに手伝ってほしい」、「短期間だけ力を貸してほしい」などと感じたときは、シルバーパワーの出番です。また、会員（60歳以上）は常時募集しています。

### 【問い合わせ先】

北九州市シルバー人材センター 本部 TEL 093-922-4801 FAX 093-922-4818

## 働き方改革

### 1 働き方改革 概要

① **時間外労働の上限規制が導入されています**

(施行 中小企業：2020年4月～、大企業：2019年4月～)

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

② **年5日の年次有給休暇の確実な取得が必要です**

(施行 2019年4月～)

使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者（管理監督者や有期雇用労働者も含む）に対し、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

③ **正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます**

(施行 2020年4月～) ※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。以下の(ア)～(ウ)を統一的に整備します。

(ア) 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

(イ) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

(ウ) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

※働き方改革の制度に関する質問は、以下の窓口をご活用ください

相談窓口	電話番号	相談内容
北九州東労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	093-561-0881	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。
北九州西労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	093-285-3799	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。
福岡労働局 雇用環境・均等部指導課	092-411-4894	パートタイム労働者、有期雇用労働者関係の相談に応じます。
福岡労働局 職業安定部需給調整事業課	092-434-9711	派遣労働者関係の相談に応じます。

「働き方」に関する改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



## 2 働き方改革に関する相談窓口について

就業規則の改正などの具体的な相談は、以下の窓口をご活用ください

相談窓口	電話番号・住所	相談内容
(公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター	093-873-1430 (北九州市戸畠区中原新町 2-1 北九州テクノセンター ビル1階)	創業や経営・技術の改善・革新を目指す個人や中小企業の方々の取り組みを支援するための相談窓口、専門家派遣事業等、経営・商売に役立つ総合的な支援制度をご用意しております。
福岡県よろず支援拠点 北九州よろず経営相談窓口	092-622-7809 (北九州市小倉北区古船場 1番35号 商工貿易会館3 階信用保証協会北九州支 所)	●生産性の向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ●経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。
北九州商工会議所 [中小企業振興課]	093-541-0188 (北九州市小倉北区紺屋町 13-1 毎日西部会館1階)	●経営相談をはじめ、金融、法律、情報化支援など様々なご相談に応じます。 ●窓口相談、巡回相談、メール相談、アドバイザー派遣を行っています。
福岡働き方改革推進支援セン ター	0800-888-1699 (福岡市博多区博多駅前南 1-7-14 BOIS 博多 305)	●労働時間管理のノウハウや賃金制度等見直しなど労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ●様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。
ハローワーク	【ハローワーク小倉】 093-941-8609 【ハローワーク八幡】 093-622-5566	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

## 働きやすい環境づくりの取組みに対する支援

### 1 北九州イクボス同盟

本市では、市内企業・団体が一丸となって働き方改革に取り組み、「働きやすいまち北九州」を実現する、「北九州イクボス同盟」の加盟を推進しています。

「北九州イクボス同盟」は、経営者や管理職が「イクボス」として自らワーク・ライフ・バランスを実践しながらも、従業員の仕事と家庭生活の両立、キャリア形成を応援し、生産性の向上や多様な働き方を推進する、企業・団体のトップによる同盟です。

これからの時代にふさわしい管理職を推奨する「イクボス」の推進は、持続可能な企業に成長するためのカギとして、今、全国に広がっています。

「イクボス」の養成を支援するメニューも各種揃えていますので、加盟企業・団体とともに、改革のはじめの一歩を踏み出しませんか。

北九州イクボス同盟に加盟すると・・・

- 研修講師等を無料で派遣します！
- 加盟企業限定の研修や情報交換の場に参加できます！
- 加盟企業の取組をPRします！

詳細は HP 「今こそ、イクボス」をご覧ください

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kitaq-ikuboss/>



北九州イクボス同盟

## 第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

### 2 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰

子育て支援や男女がともに働きやすい職場環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性の活躍の推進に取り組んでいる企業等を表彰する制度です。

表彰を受けた企業や団体等の取組み内容を、市政だよりやホームページ、リーフレット等で広く市内企業や市民の皆さんに紹介します。また、社会的責任・社会貢献を果たしている企業として、市の「入札参加資格審査（建設工事・物品等供給契約）、建設工事総合評価落札方式」などにおいて配慮されます。

これまでの受賞者などの詳細は HP をご覧ください。

<http://wlb-kitakyushu.jp/commendation/>



### 3 講師派遣、各種講座・セミナー

女性活躍、ワーク・ライフ・バランス等に取り組もうとする市内企業を対象に、講師等を派遣します。

また、企業のニーズに合わせて、階層別に対象を分けた講座やセミナーを実施します。

支援制度	概要
企業向け出前セミナー	企業・事業所の業種や規模、ニーズに応じた内容で講師を直接派遣します。 <内容例> ○仕事と子育て、介護等の両立支援 ○女性の活躍推進、キャリア支援 ○タイムマネジメント、時間外削減 ○イクボス養成 など <費用> 無料（先着 20 社程度）
講師派遣	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に向けた取組みの充実を図ろうとする事業者に対し、助言や情報提供等を行うアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。 <内容例> ○企業の就業規則や各種制度設計 ○子育て・介護と両立して働く職場づくり ○女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定 ○くるみん・えるほしの認定 ○働き方改革を実現するためには など <費用> 従業員 300 人以下事業所は無料
職場のハラスマントについて	職場で働く方や事業主の方向けに、講師（弁護士）を派遣します。 <b>【男女共同参画センター・ムード事業】</b> <費用> 1 時間あたり 8,250 円 + 交通費
イクボス養成講座	イクボス【部下や社会、そして組織を育（イク）てる上司（ボス）】を推進し、多様な人材を活かす成長戦略・チームマネジメントに理解を深めます。 <対象> 経営者・管理職、人事担当者 <費用> 無料
女性管理職セミナー	組織の意思決定に関わるためのスキルトレーニングやリーダーシップ養成等を行うとともに、ネットワーク構築の支援を行います。 <対象> 女性管理職 <費用> 無料
働く女性のためのステップアップセミナー	自分らしさを生かしたスキルアップ、ネットワークづくりなど楽しく働き続けるための支援を行います。 <対象> スキルアップを考える女性社員 <費用> 無料
介護男子	介護保険制度、介護実技、体験談等、介護に関する基礎知識を学びながらケアメン（介護できる男性）を目指します。 <b>【男女共同参画センター・ムード事業】</b> <対象> 介護に関心がある男性 <費用> 無料

#### 【問い合わせ先】

北九州市 総務局 女性の輝く社会推進室

TEL 093-582-2209 FAX 093-582-2624

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kitaq-ikuboss/> 「北九州イクボス同盟」

<http://wlb-kitakyushu.jp> 「はじめよう！ワーク・ライフ・バランス」



## パワーハラスメント防止措置について

令和4年4月1日より労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました。

### 「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①から③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

### パワーハラスメント防止のために講すべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

### 職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

#### ・福岡労働局ハラスメント防止対策

[https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/\\_00297.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/_00297.html)



#### ・事業主・労働者パンフレットや社内研修資料

職場におけるハラスメント防止のために



#### ・ポータルサイト「あかるい職場応援団」

あかるい職場応援団 HP



## 人材確保等に関するアドバイス・情報発信・補助金

### 1 建設業の魅力を伝える若者向け情報サイト 「ケンセツ男子・ケンセツ女子」

建設業のイメージアップを図り、新たな人材確保につなげることを目的に、北九州市の建設業の現場で活躍する若者や女性の姿を紹介する専用サイトです。

建設業の現場で輝く貴社自慢の「ケンセツ男子・ケンセツ女子」をご紹介ください（随時募集中）。プロのカメラマンとライターが貴社に取材に伺います。応募条件や募集方法などは下記のサイトからご確認ください。

#### ・「ケンセツ男子・ケンセツ女子」

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kensetsu-danshi-jyoshi/>



#### 【「ケンセツ男子・ケンセツ女子」問合せ先】

北九州市 技術監理局 技術企画課 TEL 093-582-2043

E-mail gi-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp

## 2 中小企業人材確保支援助成金

市内の中小企業団体が、若年者や女性等の人材確保を目的として独自に取り組む、業界のイメージアップや職場環境の改善などを図る事業に必要な経費の一部を助成します。

対象者	市内に事務所を有する中小企業団体（構成員の3／4以上が中小企業者で構成） で構成員の共同事業又は共益的事業を行う営利を目的としない法人・任意団体
対象事業	<p>次の(1)～(3)に該当する事業</p> <p>(1)団体が所属する業界の役割・魅力を伝えるための啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生等を対象にしたものづくり現場の体験見学会（オープンファクトリー）</li> <li>・学生等が建設機械を実際に操縦する体験学習会</li> <li>・学生等を対象にしたサービス業の魅力発見セミナー（合同会社説明会）</li> <li>・学生等に業界の魅力を伝えるホームページ、リーフレットの作成など</li> </ul> <p>(2)学生、教員等との情報交換のための交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生等と若手社員との意見交換会</li> <li>・教員・保護者を対象とした経営者との座談会など</li> </ul> <p>(3)働きやすい職場環境づくりのための推進事業（組合員企業を対象とした団体内事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①職場環境改善のための事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働条件（就業規則、給与規程等）見直しのための勉強会</li> <li>・作業環境見直し（5S活動の実施、軽労化アシストツールの導入検証等）のための研究会など</li> </ul> </li> <li>②経営者・管理者等の意識改革のための事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者の定着率向上のための管理職マネジメント能力開発研修</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス推進のための経営者研修など</li> </ul> </li> </ul>
	  <p>高校生クレーン体験学習</p> <p>工業高校生を対象とした工業団地内の オープンファクトリー</p>
対象経費	上記対象事業に必要となる、専門家招聘のための謝金・旅費、機材等の借上げ料、広報物作成等の委託料、実習等に必要な消耗品費・備品購入費など
助成金額	対象経費の2分の1以内　限度額40万円（事業終了後、精算払）
募集期間	令和4年4月5日～随時受付（予算終了、もしくは令和5年1月31日まで）
採択方法	事業の妥当性・有効性について書類審査のうえ採択を決定

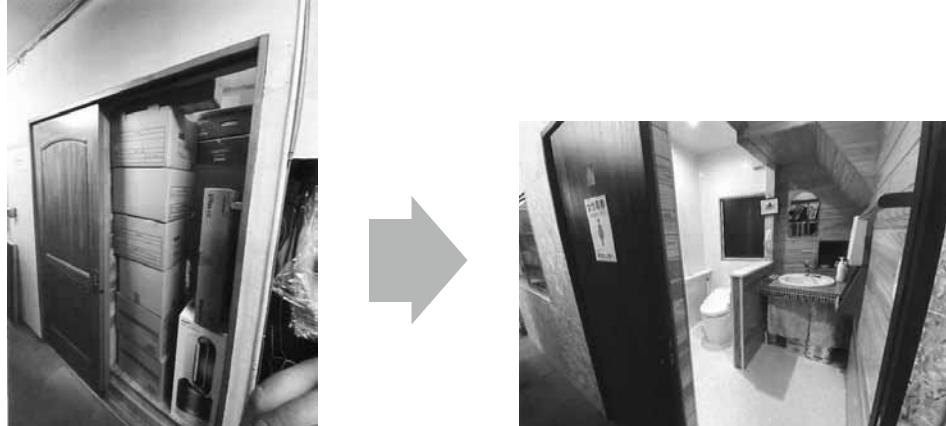
### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

## 第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

### 3 ものづくり中小企業職場環境改善支援助成金

市内の中小製造業者・建設業者が人材確保や定着を目的として行う女性専用設備の設置や女性・高齢者の作業をアシストする機器導入、暑さ対策設備の設置・機器購入等、職場環境の改善に必要な経費の一部を助成します。令和4年度から、暑さ対策設備の設置・機器購入等を新たに助成対象としました。

対象者	市内に事業所がある中小製造業者・建設業者
対象事業	<p>人材確保や定着を目的とした次に該当する事業</p> <p>(1) 女性専用設備の設置（トイレ、更衣室、休憩室など）            (2) 女性や高齢者の作業をアシストする機器の設置や購入（クレーン、バランサーなど）            (3) 暑さ対策設備の設置（天井換気扇など）            (4) 暑さ対策に資する機器の購入（スポットクーラー、送風機など）</p> <p>【実施例】            倉庫を女性専用トイレへ改修</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>(改修前)</span> <span>(改修後)</span> </div>
交付要件	<p>次の(1)～(6)の交付要件を全て備えているもの</p> <p>(1)交付決定日からその年度末までに終了（精算を含む）する事業であること。            (2)設備を設置する建物は、市内にあり、自社が所有し、事業の用に供する既存かつ常設のものであること。            (3)設置する設備は、常設のものであり、専ら従業員の使用に供するものであること。            (4)工事の施工（設計を含む）及び備品の購入については、市内の事業者に発注したものであること。（ただし、市外の事業者からしか購入できない備品は除く）            (5)国及び関係団体など他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みのこと。            (6)助成金の交付は、同一年度内及び同一設備において1事業者につき1回までとする。また、年度及び対象設備が変われば、1事業者につき前回の交付を含め2回を限度とする。            (7)1回の交付にあたり、暑さ対策設備の設置に伴う工事費・設計監理費及び備品購入費、並びに暑さ対策に資する機器の購入については、その他の助成対象経費と重複して交付できないものとする。</p>
対象経費	上記対象事業に必要となる、設置・改修工事費、設備の設置に伴う備品購入費 など
助成金額	対象経費の2分の1以内 限度額50万円（事業終了後、精算払） ただし、対象事業(4)にかかる経費については、限度額20万円
募集期間	令和4年4月1日から隨時受付（予算終了、もしくは令和5年1月31日まで）
採択方法	事業の妥当性・有効性について書類審査のうえ採択を決定

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

## 就活イベント

北九州市では、北九州市内企業の魅力を若者に伝えることで、職業観を醸成し、各自に合った職業選択につなげるためのイベントを開催しています。

イベント名	北九州ゆめみらいワーク
概要	地元企業の仕事内容について、直接聞き、体験することで、職業観を醸成し、各自に合った職業選択につなげるためのイベントを開催します。
実施時期	11月9日（水）・10日（木）
出展企業	北九州地域に事業所（工場等含む）がある企業・団体・学校等 約130団体
出展料	無料
参加対象	高校生、中学生、教員等
会場	西日本総合展示場

### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

## 就活プレ事業（インターンシップ）

北九州市では、商工会議所に委託して、インターンシップ事業を実施しています。

	夏季インターンシップ	春季インターンシップ
概要	地元企業が実施するインターンシップ（学生が長期休暇で参加しやすい、夏季・春季のものに限る）を取りまとめ、参加学生の募集、マッチング等を行います。	
実施時期	夏季（7月～9月）	春季（1月～3月）
参加企業	北九州地域に事業所（工場等を含む）がある企業・団体	
参加料	無料	
参加対象	大学（院）・短大・高専・専門学校生（留学生を含む、高校生以下を除く）	

HP（商工会議所内特設ページ） <https://www.kitakyushucci.or.jp/recruit/cciinternship.html>

### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

## 第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

**就職イベント（合同会社説明会等）**

北九州市及び商工会議所では、北九州市や周辺地域に事業所等を有し、正社員雇用を予定している企業を対象に、合同会社説明会などの就職イベントを開催しています。

**【主な開催（対面型）】**

<b>対象求職者</b>	大学（院）・短大・高専・専門学校等の卒業予定者（留学生を含む、高校生以下を除く）及び求職者、転職希望者
<b>実施時期（予定）</b>	6月・3月（募集は実施月の約2ヶ月前）
<b>出展企業数（予定）</b>	約120～200社
<b>参加料（予定）</b>	一般企業 100,000円 北九州商工会議所会員事業所 30,000円 ※別途、会場内電源使用料 5,000円
<b>会場（予定）</b>	西日本総合展示場
<b>主管</b>	北九州商工会議所 TEL 093-541-0185

※上記以外にも、合同会社説明会（対面型・WEB型）等の就職イベントを隨時開催予定。

最新情報は、下記ホームページをご確認ください。

⇒ <https://www.shigotomarugoto/info/webgosetsu/>

**【問い合わせ先】**

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

## 雇用に関する助成金制度

事業主に対する雇用に関する主な助成金を一覧にまとめました。利用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については申請先までお問い合わせください。

※の記載内容は、2020年度の内容を記載しておりますので、利用にあたっては事前に申請先にご相談ください。

### 1 新たな雇い入れに関する助成金

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
トライアル 雇用 助成金 (一般トライアル コース) ※	就職が困難な求職者を、原則3ヶ月間試行雇用することにより常用雇用や雇用機会の創出を図る「トライアル雇用」を実施した事業主に対して助成金を支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>離転職を繰り返している者</li> <li>直近1年間を越えて失業している者</li> <li>出産・育児等で前職を辞めている者</li> <li>ニートやフリーター等で55歳未満の者</li> <li>生活困窮者 等</li> </ul>	1人あたり最大月額4万円×3ヶ月（対象労働者が母子家庭の母、父子家庭の父、若年雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアルを実施した場合は、最大月額5万円×3ヶ月）	
トライアル 雇用 助成金 (新型コロナウイルス 感染症対応(短時間) トライアルコース)	就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を原則3ヶ月間試行雇用する「トライアル雇用」を実施した事業主に対して助成金を支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の2つの要件全てを満たす者</li> <li>①紹介日において、離職している者</li> <li>②紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している者</li> </ul>	一人あたり最大月額4万円×3ヶ月（短時間（週20時間～週30時間未満）トライアルを実施した場合は、最大2.5万円×3ヶ月）	<p>【受付】 ハローワーク小倉 TEL：093-941-8609 ハローワーク八幡 TEL：093-622-5566</p>
トライアル 雇用 助成金 (障害者トライアル コース) ※	障害者の適正や業務遂行可能性を見極め、継続雇用へのきっかけとしていただくことを目的とし、原則3ヶ月間、試行的に雇用した事業主に対して助成金を支給（精神障害者を雇用する場合は最長6ヶ月間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>未経験の職種等を希望する者</li> <li>離転職を繰り返している者</li> <li>直近6ヶ月を越えて失業している者</li> <li>上記以外の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者</li> </ul>	1人あたり最大月額4万円（精神障害者を雇用する場合は雇入れ日から起算して3ヶ月間は月額最大8万円）	<p>【審査】 福岡労働局 福岡助成金センター TEL：092-411-4701</p>
特定求職者 雇用開発 助成金 ※	就職が困難な求職者を、新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に賃金相当額の一部を一定期間助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>高年齢者（60歳以上）</li> <li>母子家庭の母等</li> <li>父子家庭の父</li> <li>身体、知的障害者</li> <li>精神障害者</li> <li>生活保護受給者 等</li> </ul>	対象労働者により 中小企業 40万円～240万円 大企業 30万円～100万円	

### 2 雇用の維持に関する助成金

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
雇用調整 助成金 ※	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成	<p>雇用調整の対象者となった労働者（但し、雇用保険被保険者となって6ヶ月以上ものに限る）</p>	<p>※主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>休業手当、又は賃金の相当額として算定した額の2/3（大企業1/2）、出向元事業主の負担額の2/3（大企業1/2）</li> </ul> <p>※支給額には上限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練費1人1日あたり1,200円加算</li> <li>支給限度日数：1年で100日分（3年で150日分まで）</li> </ul>	<p>福岡労働局 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口 (八幡労働総合庁舎1F) TEL：093-616-0860</p>

☆新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置あり。詳細は厚生労働省ホームページでご確認下さい。

### 3 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

名称	概要	対象事業所	助成内容	申請先
業務改善 助成金	事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成	<p>以下の2つの要件を満たす事業場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内</li> <li>事業場規模100人以下</li> </ul>	<p>【事業場内最低賃金900円未満】 設備投資等に要した経費の4/5を助成（生産性要件を満たした場合は9/10を助成）</p> <p>【事業場内最低賃金900円以上】 設備投資等に要した経費の3/4を助成（生産性要件を満たした場合は4/5を助成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>30円コース 助成額 30万円～120万円</li> <li>45円コース 助成額 45万円～180万円</li> <li>60円コース 助成額 60万円～300万円</li> <li>90円コース 助成額 90万円～600万円</li> </ul> <p>※引き上げる労働者数（区分：1人、2～3人、4～6人、7人以上、10人以上（要件あり））に応じて、助成上限額が設定されています</p>	<p>福岡労働局雇用環境・均等部企画課 TEL：092-411-4717</p>

## 第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

### 4 雇用労働者の教育訓練や処遇改善に対する助成金

名 称	概 要	対象労働者	助成内容	申請先
人材開発支援助成金(特定訓練コース) ※	事業主が、労働者の職業生活設計の全期間を通じて、段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合、経費や賃金の一部等を助成	雇用保険の被保険者(有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者を除く)	【経費助成】30%～45%（上限あり） 【賃金助成】1人1時間あたり380円～760円 【OJT実施助成】1人1時間あたり380円～665円 (事業規模・業種等により、助成額が異なります。)	
人材開発支援助成金(一般訓練コース) ※		※令和4年4月1日から「人への投資促進コース」が新設されました(対象労働者に有期契約労働者等を含むコース有)。詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。	【経費助成】30%（上限あり） 【賃金助成】1人1時間あたり380円 (平成31年4月1日より大企業も対象となりました。)	
人材開発支援助成金(教育訓練休暇付与コース) ※	3年間に5日以上の有給の教育訓練休暇制度または1年間に30日以上の長期教育訓練制度を導入・実施した場合に助成		【教育訓練休暇制度導入助成】30万円(36万円) 【長期教育訓練休暇制度導入助成】20万円(24万円) 【長期教育訓練休暇制度賃金助成】 6,000円/日(7,200円/日) ※( )内は生産性要件を満たす場合の助成額	
人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース) ※	職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成		【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 【賃金助成】 1人あたり日額3,800円(1,000円) ※( )内は生産性要件を満たす場合の割増額	
人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース) ※	建設労働者に技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成	雇用保険の被保険者	【経費助成(建設事業主)】 (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4 (21人以上の中小建設事業主) 35歳未満 支給対象費用の7/10 35歳以上 支給対象費用の9/20 (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の3/5 ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【生産性向上助成】 支給対象費用の3/20 【経費助成(建設事業主団体)】 (中小建設事業主団体) 支給対象費用の4/5 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象費用の2/3 ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【賃金助成(建設事業主)】 (20人以下の中小建設事業主)8,550円(9,405円) (21人以上の中小建設事業主)7,600円(8,360円) ※( )内は建設キャリアアップシステム情報登録者の場合 【生産性向上】 (20人以下の中小建設事業主)1人あたりの日額2,000円 (21人以上の中小建設事業主)1人あたりの日額1,750円	福岡労働局 福岡助成金センター TEL: 092-411-4701
人材開発支援助成金(特別育成訓練コース) ※	有期契約労働者等に対し、正規雇用に転換又は処遇改善を目指す職業訓練を実施した事業主に経費や賃金の一部を助成	有期契約労働者等(契約社員・パート・アルバイト・派遣社員等の非正規労働者)	【経費助成】60%～70%（上限あり） (訓練時間数・事業規模などにより、7万円から50万円の上限額があります。) 【賃金助成】1人1日あたり475円～760円 (事業規模・業種等により、助成額が異なります。)	
キャリアアップ助成金 ※	有期契約労働者等の企業内キャリアアップの取り組み(正社員への転換等)を行う事業主に対して助成		正規雇用労働者等への転換に係る助成 1人あたり28.5万円～85.5万円 ※1 大企業は助成額が異なります。 ※2 その他、基本給のベースアップ等処遇改善等に対する助成が有ります。 ※3 生産性向上による加算あり	

※各制度(コース)には支給上限があります。

## 「就職氷河期世代応援企業」登録制度について

北九州市では、「就職氷河期世代応援企業」として登録いただいた、就職氷河期世代の正規雇用に積極的な市内企業を対象として、主に以下の5つの人材確保支援を行っています。

### 5つの人材確保支援

- ① 市内外への企業情報発信
- ② 国の助成金制度の情報提供
- ③ 合同会社説明会の案内
- ④ 社会人インターンシップの案内
- ⑤ 求職者の適性を踏まえた効果的なマッチング支援

### 《就職氷河期世代正規雇用化支援 全体イメージ》



### 就職氷河期世代応援企業にご登録ください！

- ① 「北九州しごとまるごと情報局 企業応援サイト」から、企業情報登録へ。

北九州市 企業応援サイト を検索！



- ② 「就職氷河期世代応援」にチェックを入れることでPRが可能となります。

### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

## 市内企業の人材採用力強化支援

### 1 WEBを活用した人材採用トータルサポート事業

コロナ禍における就活様式の変化や地方移住の関心の高まりを踏まえ、市内企業の人材確保をトータルでサポートします。民間転職サイトへの求人掲載のみならず、求人票の書き方アドバイスや人材採用の個別コンサルティングを受けることができます。(応募多数の場合、選考がございます。)

#### 【令和3年度の実施内容】



### 2 人材採用力強化のための特別スクール開設

人事・採用担当者の方を対象に、DX時代に対応した「採用力」を身につける特別スクールを実施します。人材採用のプロが講師となり、最先端の採用ノウハウが習得できる課題解決型プログラムです。ブラッシュアップした求人票や採用ツールなどの成果物を得ることができます。(参加には選考がございます。)



#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

## 外国人材の雇用に関する相談等

### 1 北九州市外国人材就業サポートセンター

#### (1) 事業概要

市内企業の円滑かつ適正な外国人材の受入を促進するため、市から委託を受けた専門事業者が、あらゆる在留資格に応じた外国人材の受入れに関する専門相談や、企業を対象としたセミナーの開催、市内留学生とのマッチング支援などを一元的に行います。

#### (2) 事業内容

専門家による相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者：外国人材の受入等を検討している市内企業</li> <li>●対象となる在留資格： 高度人材（技術・人文知識・国際業務等）、技能実習、特定技能など就労が認められる在留資格</li> <li>●相談形態（事前予約制）： 訪問相談、もしくは窓口相談（八幡西区黒崎コムシティ3階 北九州国際交流協会内等）</li> <li>●相談内容：           <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人材の雇用方法（在留資格制度の概要等）に関すること</li> <li>・在留資格（高度人材）の申請手続きに関すること</li> <li>・技能実習や特定技能の受入手手続きに関することなど</li> </ul> </li> </ul>
外国人材セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者：外国人材の受入等を検討している市内企業</li> <li>●テーマ：就労が認められる在留資格制度の解説や先進企業事例の紹介 など</li> <li>●回数：年2回</li> </ul>
マッチング機会（高度人材）の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市内企業と留学生とのマッチング支援事業</li> <li>●対象者：留学生の採用を検討中の市内企業、市内及び近郊の大学等の留学生</li> <li>●実施内容： 企業側・留学生側のニーズ調整から採用までを伴走型で個別支援</li> <li>②合同会社説明会（合説）での留学生サポートプログラム</li> <li>●対象者：合説に参加している留学生、留学生を採用希望の合説出展企業</li> <li>●実施内容： 会場内に専用の相談コーナーを設け、留学生の専攻等に適した出展企業（留学生の採用希望企業）を紹介 など</li> <li>●回数：年2回程度</li> </ul>

※詳細は市のHPをご覧ください。<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09801254.html>

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

### 2 多文化共生ワンストップインフォメーションセンター

外国人市民や外国人を支援している方等を対象に、生活に必要な情報提供（日本語教育に関するこことを含む）や相談に多言語で対応する相談窓口です。

設置場所	連絡先	相談対応日時	対応言語
【黒崎】 八幡西区黒崎 3-15-3 コムシティ3階 北九州国際交流協会内	080-6445-2606	月～金曜 【黒崎】9時半～16時 【小倉】9時半～12時、13時～16時 (祝日、年末年始を除く)	対面のほか電話・メール・タブレット端末を使い最大22言語
【小倉】 小倉北区大手町 1-1 小倉北区役所 2階	080-5278-8404		

#### 【問い合わせ先】

北九州国際交流協会 TEL 093-643-5931 FAX 093-643-6466

### 3 福岡県外国人材受入企業相談窓口（運営委託先：福岡県行政書士会）

福岡県による県内の外国人材受入企業を対象とした支援事業です。

相談窓口	専用相談電話：0120-86-2905	相談対応日時：10～17時（月～金曜）
------	---------------------	---------------------

## 第7章 雇用・職場環境について相談をしたい

### 障害者雇用

全ての事業主は、法定雇用率に相当する数以上の障害のある人を雇用しなければならないことと法律（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）で義務づけられており、これを「障害者雇用率制度」といいます。

#### 民間企業の法定雇用率は 2.3 % です

従業員を 43.5 人以上雇用している民間企業は、障害のある人を 1 人以上雇用しなくてはいけません。

#### 1 障害者雇用納付金制度

障害のある人を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害のある人を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

※令和 4 年 3 月時点の情報です。受給要件がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

<b>障害者雇用納付金</b>	常用雇用労働者数が 100 人を超える事業主で、障害者雇用率を未達成の場合は、法定雇用障害者数に不足する障害のある人の数に応じて、1 人につき月額 50,000 円の納付が必要。
<b>障害者雇用調整金</b>	常時雇用労働者数が 100 人を超える事業主で、障害者雇用率を越えて障害のある人を雇用している場合は、その超えている障害のある人の数に応じて、1 人につき月額 27,000 円を申請に基づき支給。
<b>報奨金</b>	常用雇用労働者数が 100 人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定以上（各月の常用雇用している労働者数の 4 % の年度合計数または 72 人のいずれか多い数）を超えて雇用する場合は、その超えている障害のある人の数に応じて、1 人につき月額 21,000 円を申請に基づき支給。
<b>特例給付金</b>	常時雇用労働者数が 100 人を超える事業主で対象障害者（※）を雇用している場合、対象障害者数に応じて 1 人につき月額 7,000 円を申請に基づき支給。 常時雇用労働者数が 100 人以下の事業主は対象障害者数に応じて 1 人につき月額 5,000 円を申請に基づき支給。 ※対象障害者：次のいずれも満たす障害のある人。障害者手帳等を保持する障害のある人、1 年を超えて雇用される障害のある人（見込みを含む）、週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の障害のある人。

#### 2 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき設けられた障害者雇用納付金制度として、障害者の雇入れや雇用の継続を行うために必要となる施設・設備の整備や雇用管理の整備等の措置を行う事業主等に対して、当該措置を行うことにより生じる経済的負担の調整と障害者の雇用の促進等を図ることを目的に、納付金を財源とする助成金の支給を通じてその支援を行うものです。

※令和 4 年 3 月時点の情報です。受給要件がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

※助成金によっては、措置実施前に申請手続き等が必要なものもありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

助成金種類	主な助成の内容	助成率	限度額
障害者作業施設設置等助成金	トイレ・スロープ等の付帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業施設の設置等を行った費用の一部を助成。	2/3	450 万円
障害者福祉施設設置等助成金	福祉施設（休憩室、医務室等）を整備した費用の一部を助成。	1/3	225 万円
障害者介助等助成金	障害のある人が主体的に作業するため介助者の配置または委嘱を行った費用の一部を助成。	3/4	15 万円 / 月
	手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱に係る費用の一部を助成。		6 千円 / 回
重度障害者等通勤対策助成金	障害のある人の通勤を容易にするための措置を行う費用の一部を助成。（住宅の賃借、駐車場の賃借、住宅手当の支払い、通勤バスの購入等）	4/5 (9/10)※	13 万 3 千円/月 (15 万円/月)※
		3/4	助成金毎

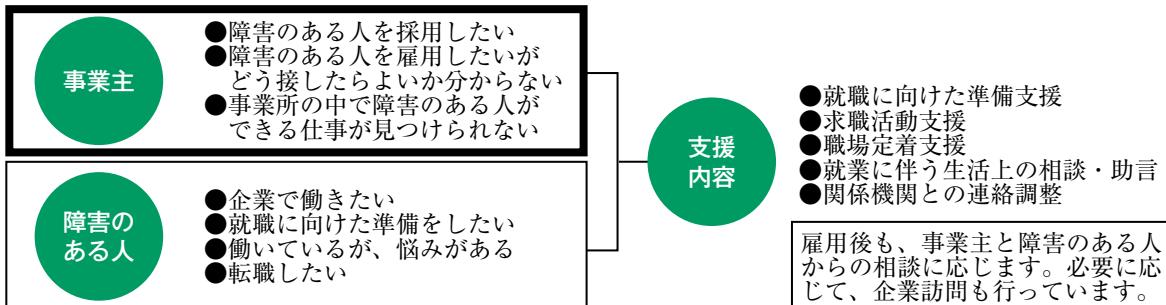
※（ ）内は中小企業の場合

#### 【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課  
〒810-0042 福岡市中央区赤坂 1-10-17 TEL 092-718-1310 FAX 092-718-1314  
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/fukuoka>

### 3 北九州障害者しごとサポートセンター

北九州市では障害のある人の就労支援機関として、北九州障害者しごとサポートセンターを設置しています。当センターでは、障害のある人を雇用する又は検討している事業主からの相談を受け、関係機関と連携しながら、解決できるようにサポートしています。まずは、当センターにご相談ください。



#### 【問い合わせ先】

北九州障害者しごとサポートセンター（月～金 8:30～18:30 祝日、年末年始除く）  
北九州市戸畠区汐井町1-6 ウェルとばた2F TEL 093-871-0030 FAX 093-871-0083

### 4 北九州市立特別支援学校

特別支援学校には、高等部卒業後に、一般企業等に就職して社会参加・自立したいと考えている「働く意欲のある生徒」がたくさんいます。各学校では地域で働き、地域に貢献することができる人材を育成しています。現場実習等インターンシップや高等部生徒の雇用については、教育委員会特別支援教育課または、各特別支援学校の進路指導担当者までお問合せください。

#### (1) 高等部一覧

学 校 名	障害部門	住 所	電 話
門司総合特別支援学校	知的障害	門司区矢筈町13-1	372-6631
小倉北特別支援学校	知的障害	小倉北区下到津4-3-1	592-2103
小倉総合特別支援学校	肢体不自由・病弱	小倉南区春ヶ丘10-3	921-0075
小倉南特別支援学校	知的障害	小倉南区若園4-1-1	921-5511
小池特別支援学校	知的障害	若松区大字小敷583-1	601-1298
八幡特別支援学校	知的障害	八幡西区鷹の巣3-7-1	641-8675
八幡西特別支援学校	肢体不自由	八幡西区下上津役4-8-2	612-2210
北九州中央高等学園	知的障害	戸畠区沢見1-3-47	861-0112

#### (2) 特別支援学校生徒雇用促進セミナー

企業の人事担当者等を対象に、特別支援学校への理解と特別支援学校生徒の雇用促進を目的とした「特別支援学校生徒雇用促進セミナー」を開催しています。このセミナーでは、就業に向けた各校の取組を紹介するとともに、特別支援学校の生徒が職業技能を身に付けるために学習や作業に励む姿を見学していただきます。生徒が卒業後の自立や社会参加に向けて、日々努力し培ってきた「働く力」をご覧ください。



##### <令和4年度>

日時：令和4年12月開催予定

場所：北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園

#### (3) 学校開放週間

各特別支援学校において毎年、11月に地域の方や保護者を対象として、日々の学校生活や学習の様子を見ていただく期間を設けております。

#### 【問い合わせ先】

北九州市教育委員会 特別支援教育課 TEL 093-582-3448 FAX 093-581-5873

## 教育訓練給付制度

### 1 教育訓練給付金

雇用保険の被保険者の方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）の主体的な能力開発の取組や中長期的なキャリア形成等を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付の対象講座の受講者で、一定の要件を満たす場合に、受講に伴う費用の一部を雇用保険で負担する給付制度です。

#### 【対象講座の確認】

インターネットの『教育訓練制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム』又はハローワークにある冊子『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』で御覧いただけます。

#### 【受給要件の確認】

お住まいを管轄するハローワークで御確認いただけます。

ハローワーク八幡	TEL 093-622-5566	管轄	八幡西区、八幡東区
ハローワーク若松	TEL 093-771-5055	管轄	若松区
ハローワーク戸畠	TEL 093-871-1331	管轄	戸畠区
ハローワーク小倉	TEL 093-941-8609	管轄	小倉北区、小倉南区
ハローワーク門司	TEL 093-381-8609	管轄	門司区

#### 【問い合わせ先】

福岡労働局 職業安定課 TEL 092-434-9803

# 第8章 研究開発・技術開発・新規事業に取り組みたい

## 新技術・新製品などの開発に対する助成 ～中小企業技術開発振興助成金～

市内で新技術・新製品などの研究開発を行う中小企業者、中小企業団体に対して、研究開発にかかる経費の一部を助成します。

### 1 対象者（次のすべてを満たす方）

- (1) 中小企業者又は中小企業団体であること
- (2) 北九州市内に事業所を有していること
 

※これから北九州市内に事業所を設置する場合は、令和5年1月1日までに設置を完了し、事業開始が確認できることが要件となります。
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 暴力団・暴力団員でないこと、また暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

### 2 助成の対象となる研究開発（次のすべてを満たす方）

新技術・新製品等の研究開発のうち、次の(1)～(3)の全てを満たすもの。

- (1) 研究開発場所が市内であること
 

※これから北九州市内に研究開発場所を設置する場合は、令和5年1月1日までに設置を完了し、事業開始が確認できることが要件となります。
- (2) 令和5年3月31日までに開発目標を達成する見込みであること
- (3) 自社内（上記1の対象者要件を満たす企業と共同研究開発を行う場合、そのグループ内）で研究開発の全部または大部分を行うもの
 

※次のような場合は助成対象とならないのでご注意ください。

  - ・既に公表されたり、工業化されたものの単なる模倣に過ぎない場合
  - ・機械装置等の導入が主目的である場合
  - ・基礎研究が不十分で開発の成果が期待できない場合
  - ・その他審査会で不適当と判断された場合

### 3 助成の対象となる経費

令和4年度中に支出する次の研究開発費を助成対象とします。

- (1) 原材料・副資材の購入費
- (2) 構築物の購入、建造、改良、据付、借用、修繕の経費
- (3) 機械装置・工具器具の購入、試作、改良、据付、借用、修繕の経費
- (4) 産業財産権の導入経費
 

※出願手続きに要する経費（出願料、登録料、弁理士費用、翻訳料等）は含まれません。
- (5) 外注加工費
- (6) 技術指導の受入れ経費
- (7) その他市長が特に必要と認める経費
- (8) 開発のための直接人件費（創業5年未満の場合のみ、時間単価1,500円、総額300万円を限度）

### 4 助成金額

助成対象経費の2/3以内（創業5年未満の場合3/4以内）で限度額500万円

### 5 募集期間

令和4年4月1日～令和4年5月16日

※開発成果の発表や追跡調査（年1回）などへのご協力をいただきます。

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

## 成長分野の研究開発に対する助成 ～研究開発プロジェクト支援事業～

市内の企業等が大学等研究機関と連携して行う、技術の高度化・製品の実用化を目指す研究開発に対して補助します。

### 1 事業概要

#### 実用化研究開発事業

「自動車」「ロボット・AI・IoT」「医療・保健・介護・福祉」「革新的ものづくり」の四分野において、実用化が見込まれる新技術・新製品の研究開発に対して補助金を交付します。

(対象者) 市内企業等（大学等研究機関との共同研究が必須）

(対象分野)

分野	研究開発の例
自動車	「軽量化素材・部品」「電子制御機器」「燃料電池用素材・部品」などの自動車に関する新技術・新製品の開発
ロボット・AI IoT	ロボット本体の他、「人工知能（AI）」「センシング・認識」「機構・駆動（アクチュエータ）・制御」「OS」などロボットに関する新技術・新製品の開発 ※先進的なAI・IoTなどを活用した家電製品、住宅設備、医療・介護用機器、自動車、ソフトウェア（サービス）などの研究開発
医療・保健 介護・福祉	医療・保健・介護・福祉の現場で必要とされる機器およびこれらに必要な部品・部材などの新技術・新製品の開発 ※介護分野はアフターコロナを見据え「遠隔・非接触」または「自動化」に関わるものを探査する。
革新的ものづくり	新たな発想や概念を活用した次のようなものづくり技術の開発 「大幅な高品質化・低コスト化」「開発期間の大大幅短縮化」「自由で複雑な形状・構造の加工」「新しい機能を持つ素材・部材の製造」など ※既知技術の従来にない活用や組み合わせによる新たなものづくり技術の開発も含みます。

申請者	補助率	補助額（上限）	補助期間
中小企業者	対象経費の2/3以内 ※共同研究費は10/10以内	500万円 ※共同研究費は、 補助額全体の1/2以内	令和4年4月1日 ～ 令和5年2月28日迄
中小企業者以外	対象経費の1/2以内 ※共同研究費は10/10以内		

### 2 補助対象経費（消費税を含みません）

- (1) 物品費
- (2) 労務費
- (3) その他経費
- (4) 共同研究費

### 3 募集期間

令和4年4月6日（水）～令和4年5月13日（金）17時（必着）

☆事業の内容等詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.ksrp.or.jp/fais/iac/project/collab.html>

#### 【問い合わせ先】

(公財)北九州産業学術推進機構 イノベーションセンター 産学連携部

TEL 093-695-3006 FAX 093-695-3018

## 環境分野の研究開発に対する助成 ～環境未来技術開発助成制度～

循環型社会、脱炭素社会の実現に向け、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の研究に対して研究費を助成します。

### 1 対象分野及び対象者

	対象分野	対象者（次のいずれかに該当する方）
実証研究	廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術、環境に配慮した製品開発技術、新エネルギー・省エネルギー技術など環境技術の研究開発	①北九州エコタウン実証研究エリア内で実証研究を行う者（原則） ②実証研究エリアで実施することが困難等実証研究エリアで実施しない相当の理由がある場合で、かつ市内で実証研究を行う者
社会システム研究	環境産業の展開において重要な原料の確保や物品の流通など循環型社会の実現及び脱炭素社会の実現に向けた社会経済システムの研究開発	①市内に事業所（研究機関を含む）を置く企業であって、主に市内で研究開発を行う者 ②市内企業と共同で主に市内で研究開発を行う者
FS研究	実証研究を行う前段階としての技術的内容、市場性及び経済性等の調査・研究	①市内に事業所（研究機関を含む）を置く企業 ②市内企業と共同で研究を行う市内の者

### 2 助成金額

	実証研究		社会システム研究	FS研究	
	事業化チャレンジ枠	一般枠			
○市内中小企業が中心となって実施する場合	対象経費の2/3以内 (※1: 重点分野及び当該分野に準じ市長が特に認める分野のみを対象)		対象経費の2/3以内		
○市内の大学等が中心となって市内中小企業と共同で実施する場合	対象経費の1/3以内 (※1: 重点分野の場合1/2以内)		対象経費の2/3以内		
上記以外の場合	対象経費の1/3以内（重点分野の場合1/2以内）				
限度額（1テーマ当たり1年度）	1,500万円	1,000万円	200万円		
助成期間（1テーマに対する）	原則1年	最長3年間	原則1年		

※1：重点分野：①希少金属・資源のリサイクル、②新エネルギー・省エネルギー及び工場廃熱等未利用エネルギーの導入・普及、③水素エネルギーの導入・普及、④バイオマスの活用、⑤プラスチック関連分野、⑥脱炭素関連分野

※2：事業化チャレンジ枠について：重点分野及び当該分野に準じ市長が特に認める分野の実証研究のうち、事業化及び雇用創出が特に見込まれる研究を対象として事業化チャレンジ枠を設定しています。（事業化チャレンジ枠で申請を行った場合、同枠で採択されなくても、一般枠で採択となる可能性があります。）

※3：複数年の実証研究の場合も、毎年度申請・審査があり、次年度以降の採択、金額を保証するものではありません。

### 3 助成の対象経費

- (1) 原材料費、消耗品費等
- (2) 機械装置等の購入費
- (3) 機械装置等のリース料
- (4) 外注加工費等
- (5) 直接人件費（上限あり）
- (6) 外部講師等技術指導費
- (7) 工業所有権の導入経費
- (8) 調査費、旅費等
- (9) その他市長が特別に認める経費

### 4 募集期間（予定）

令和4年4月25日（月）～令和4年5月27日（金）

#### 【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境イノベーション支援課 TEL 093-582-2630 FAX 093-582-2196

## 新技術・新製品の研究開発に対する助成

～（一財）ふくおかフィナンシャルグループ企業育成財団（キューテック）による助成制度～

新技術・新製品等の研究開発に必要な試作費などの費用を助成します。

### 研究開発助成金

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 九州（沖縄県除く）山口地域に本社がある中小企業（小規模企業者・個人事業者を含む）</li> <li>② 原則として創業後10年以内または新技術・新製品等の研究開発取り組み後3年以内であること</li> <li>③ 新技術、新製品等の研究開発および企業化*を実施しようとする具体的な計画を持っているもの *製品化、商品化、事業化すること</li> </ul>
助成対象	<p>現在の技術水準からみて新規性のあるもので、以下に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 産業経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すると認められる新技術、新製品等の研究開発（含むソフトウェア開発）に関するもの</li> <li>② 上記①に関連する設備、部品、材料、原材料等の開発に準ずるもの</li> </ul>
助成の額	1申請につき5百万円以内（交付金決定時前払い）
スケジュール	<p>令和4年度助成金の募集は令和4年7月頃の開始を予定しています。 ※詳細については、財団のホームページ（URL <a href="http://www.kyutec.or.jp">http://www.kyutec.or.jp</a>）をご覧ください。</p>

### 【問い合わせ先】

（一財）ふくおかフィナンシャルグループ企業育成財団（通称キューテック）

（事務局：株式会社 FFG ベンチャービジネスパートナーズ）

TEL 092-723-2139 FAX 092-781-4210

## 各種技術開発関連助成

実施主体	経済産業省	(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター
名称	成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)	リサイクルの事業化に向けた研究開発支援
概要	ものづくり基盤技術の高度化及びサービスの高度化を図ること並びに当該技術等を用いて中小企業等が下請け構造を脱却、成長を遂げることを目的として、中小企業等が、大学・公設試等と連携して行う、研究開発、その成果の販路開拓に係る取組等に対して、最大3年間の支援を実施します。	福岡県における循環型社会の構築に寄与し、実用化が見込まれるリサイクル技術の開発及び社会システムの構築に関する共同研究を支援します。
対象者	中小企業者等を中心とした共同体	(1)「産」「学」「官」「民」のうち異なる2者以上で構成された共同研究メンバー (2)「産」の2者以上で構成された共同研究メンバー ただし、構成企業又は団体が互いに資本・人面において関連がないこと
助成額	<p>【通常枠】            ・補助金額（上限値）            補助事業あたり 単年度 4,500万円以下            2年度の合計で、7,500万円以下            3年度の合計で、9,750万円以下            （中小企業者等が受け取る補助金額が補助金総額の2/3以上であること）</p> <p>・補助率            (1)中小企業者等（補助率：2/3以内）            (2)大学・公設試等※            (3)課税所得15億円以上の中小企業等（補助率：1/2以内）            ※詳細は、中小企業庁ホームページより公募要領をご覧ください。</p> <p>【出資獲得枠（新設）】            補助上限額：1億円（3年間の総額で3億円）            ・補助率            (1)中小企業者等（補助率：2/3以内）            (2)大学・公設試等※            (3)課税所得15億円以上の中小企業等（補助率：1/2以内）            ※詳細は、中小企業庁ホームページより公募要領をご覧ください。</p> <p>中小企業庁ホームページ  <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2022/220225mono.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2022/220225mono.html</a></p>	<p>研究会を入口として、外部資金事業の活用も含め、事業化に向けた最適なメニューで支援します。</p> <p><b>【研究会】</b>            目標：基本的な課題の解決            ⇒年間100万円程度</p> <p><b>【共同研究プロジェクト】</b>            目標：研究会での課題解決後、実用化や更なる課題解決            ⇒年間最大1,000万円</p>
助成期間	2年度又は3年度	【研究会】…最長2年 <b>【共同研究プロジェクト】</b> …原則2年以内
受付期間	令和4年2月25日～令和4年4月21日17時まで	例年1月中旬～2月上旬
問い合わせ先	九州経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 TEL 092-482-5464	(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター 研究開発課 TEL 093-695-3068 FAX 093-695-3066
詳細	九州経済産業局ホームページ <a href="https://www.kyushu.meti.go.jp/support/index.html">https://www.kyushu.meti.go.jp/support/index.html</a>	(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター ホームページ <a href="https://www.recycle-ken.or.jp/">https://www.recycle-ken.or.jp/</a>

# 第9章 受注拡大・販路開拓をしたい

## 独自製品の販路開拓や展示会への出展支援など

### 1 大規模展示会等への出展助成

関東・中京・関西で開催される展示会の出展小間料の一部を助成します。

対象者	<p>次の要件をすべて満たす中小企業者</p> <p>(1) 発行済み株式の半分以上を中小企業以外の会社が所有するなど、いわゆる「みなし大企業」でないこと。</p> <p>(2) 次の①、②のいずれかに該当すること。</p> <p>①市内に本社事務所又は主要工場、事業所（以下、事業所等とする）を有すること。</p> <p>②対象となる展示会までに市内に事業所等を設置する中小企業者。（※なお、対象となる展示会までに市内への事業所等を設置したことが確認できる書類を提出できなければ、助成金を受け取ることができません。）</p> <p>(3) 対象となる出展に関して、他の機関から同様の助成を重複して受けていないこと。</p> <p>(4) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。</p>
対象となる製品技術	上記の対象者が製造又は開発した <u>新製品・新技術</u>
対象となる展示会	令和4年4月～令和5年3月の間に関東・中京・関西で開催される大規模な展示会（募集小間数が概ね150以上又は出展予定企業が100社以上）。物産展など即売目的の出展は対象外です。
対象となる経費	展示会の <u>出展小間料1小間分（上限40万円）</u> ※出展小間料に含まれる消費税、出展小間料以外の経費（小間設営費、展示パネル作成、光熱水費、人件費、旅費等）は助成の対象となりません。
募集期間	令和4年10月1日～令和4年10月31日（予定）

※海外展開をご検討中の方は、P85「中小企業海外展開支援助成金」をご覧ください。

### 2 販路拡大のための伴走支援

優れた経営資源を有し、業容拡大を目指す市内中小製造業に対して、デジタル技術の活用など、販路拡大・営業力強化に特化した伴走型の支援を実施します。

令和4年度の事業内容や支援対象企業の募集時期などは、決定次第ホームページ等でお知らせします。

#### 【参考：令和3年度の実施内容】

##### (1) セミナー動画配信

ウイズコロナにおける既存顧客の維持や新規顧客獲得を狙いとした、Webマーケティングやデジタル技術を活用したオンライン営業のノウハウを習得できるセミナー動画を配信しました。

##### (2) 伴走支援

具体的な取組みを進めたいと考える企業を募り、現状ヒアリングなどを通じて、既存営業プロセスの課題を明確化、販売促進につながる施策提案、施策実施を支援しました。

### 3 北九州発！新商品創出事業（北九州市版トライアル発注制度）

市内中小企業が開発した独創性豊かな新商品や新サービスの販路拡大を支援するため、北九州市が新商品等を認定して広報支援等を行います。

対象者	市内に主たる事業所を有し、原則として引き続き1年以上事業を営み、市税の滞納のない中小企業者。また、下記の新商品・新役務（サービス）を生産・提供している事業者であること。
対象となる商品・役務	<p>(1) 以下のいずれかの公的支援を受けた商品または役務（サービス）であること。（※令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 北九州市中小企業技術開発振興助成金交付制度に基づき、助成対象とされた事業計画に基づくもの</li> <li>イ 研究開発プロジェクト支援事業に基づき、助成対象とされた事業計画に基づくもの</li> <li>ウ 北九州市環境未来技術開発助成金交付制度に基づき、助成対象とされた事業計画に基づくもの</li> <li>エ デジタル技術活用による新ビジネス創出支援補助金交付制度に基づき、交付対象とされた事業計画に基づくもの</li> <li>オ 北九州エコプレミアム産業創造事業において選定されたもの</li> <li>カ 北九州市建設リサイクル資材認定制度において選定されたもの</li> <li>キ 本市が主催するビジネスプランコンテストにおいて受賞し、製品化されたもの</li> <li>ク 北九州市オントーワン企業創出事業において認定されたもの</li> <li>ケ 経営革新計画の承認を受けて生産又は提供をするもの</li> <li>コ 国の機関あるいは福岡県の研究開発助成金の決定を受けて開発を行ったもの</li> <li>サ 上記ア～コに類すると認められるもの</li> </ul> <p>(2) 生産又は提供を開始してから概ね5年以内で、市の機関において使途が見込まれ、かつ市の機関での調達実績が無いこと。</p> <p>(3) 「新規性・独創性」、「公益性」、「公益性」があり、その生産・提供計画が「実現可能性」のあるものであること。（工事・工法は対象外です）</p>
募集期間	令和4年6月1日～令和4年7月15日（予定）

#### 認定商品例【令和3年度 DX促進枠】

（株）ハピクロ	（株）ParaLux	（有）インテリジェントパーク
HACCPサポートソリューション 「HACCPPy」	好きなクリエイターを集めて誰にも真似できないウェディングを！ 「BRAPLA」	データの統合抽出、情報共有や経費精算、予約も自動処理で楽々！ 「WinWin AI活用シリーズ」
飲食店・飲食製造業で義務化されたHACCP制度（※）への対応をサポート。 毎日の衛生チェックを簡単に入力でき、多店舗運営でも本社から各店舗の衛生管理が可能です。IoT技術により、冷蔵庫・冷凍庫の温度を自動記録・監視できます。 コロナ対策のためのCO <sub>2</sub> 濃度も監視可能で、専門家監修で安心してお使いいただけます。  (※) HACCP（ハサップ）制度とは、食品等事業者が製品の安全性を確保するための衛生管理の手法	「BRAPLA」は、ウェディングの様々な制限を無くすWEBサービスです。従来の式場ウェディングでは、クリエイター（プランナー・フォトグラファー・ヘアメイク等）が勝手に決まり、提携先のドレスしか着ることができないといった様々な制限があります。 「BRAPLA」では、好きなクリエイターを選んで、どんなドレスでもどんな場所でも制限のないウェディングの夢が叶います。	中小規模事業者のための、AIエンジンを搭載した多機能なITパッケージソフトです。 ・ネットショップやモール等、散在する売上データの自動集約 ・Excel・Googleフォームや販売管理など、各種システム間のデータ自動連携 ・資料作成や情報共有エリアへのデータ出力など、 多様な機能に加え、設定変更や例外処理を柔軟に対応可能。事業再編や多事業展開など、企業の効率化・生産性向上・DX化にご活用ください。
		
<a href="https://hapikuro.com/haccppy">https://hapikuro.com/haccppy</a>	<a href="https://brapla.com/">https://brapla.com/</a>	<a href="https://system.int-park.jp/">https://system.int-park.jp/</a>

#### 【問い合わせ先】

1～3：北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

## 第9章 受注拡大・販路開拓をしたい

### 4 マッチングコーディネート事業

専門的知識や幅広い人脈を持つ中小企業支援センターのマッチング担当者が、市内のものづくり中小企業の取引先や提携先を紹介するなどにより、新事業展開や販路開拓を支援します。活用は無料です。

### 5 「北九州技術マップ」による企業情報の発信



市内中小製造業の取引拡大を支援するため、機械・金属関係の約 360 社の企業概要、得意技術、保有設備等の情報をまとめたデータベース「北九州技術マップ」をインターネット上で公開しています。

キーワード検索も可能です。

このデータベースに登録することで、市内外企業の発注担当者に貴社の情報が目に留まる機会が増加します。

URL <https://b2b.ktc.ksrp.or.jp/>

#### 【問い合わせ先】

4・5：(公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター

TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

### 6 パーツネット北九州

自動車産業への新規参入・取引拡大を目指す北九州地域の企業などが 2005 年 11 月に結成。現在、会員企業 92 社（2022 年 4 月 1 日現在）によって構成され、下記の活動を行っています。

会長	浅野 幸男 ((株)デンソー九州 代表取締役社長)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇セミナー・講演会 自動車業界のキーパーソンを講師とするセミナー・講演会を開催</li> <li>◇人材育成事業 九州職業能力開発大学校等と連携した人材育成研修を実施</li> <li>◇企業視察会 自動車メーカーや部品メーカーの企業視察会・意見交換会を実施</li> <li>◇受注拡大事業 商談会・展示会情報の提供や出展</li> </ul>
H P	<a href="http://parts-net-kitakyushu.jp/">http://parts-net-kitakyushu.jp/</a>
事務局	北九州市 産業経済局 企業立地支援課 (公財) 北九州産業学術推進機構 自動車・ものづくり支援センター 北九州商工会議所 専門相談センター

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 企業立地支援課

TEL 093-582-2065

(公財) 北九州産業学術推進機構 自動車・ものづくり支援センター

TEL 093-695-3685

北九州商工会議所 専門相談センター

TEL 093-541-0192

## オンリーワン企業 PR 事業

北九州発の独創的な製品や技術、サービスを提供する優れた中小企業を「北九州オンリーワン企業」として顕彰し、広く国内外に情報発信・プロモーションします。

対象者	市内に本社を有する事業歴2年以上の中小企業者で、独創的な製品や技術・サービスを提供するとともに、地域社会に対して十分な社会的使命と責任を果たしているもの
支援内容	認定企業の情報発信・PR、大規模展示会等出展支援助成金への推薦、認定企業を紹介する冊子を作成、市ホームページで紹介など

### 北九州オンリーワン企業のご紹介（企業名及び対象事業）

第1回 (2009年)	企業名	製品・技術・サービス
	株式会社小倉縞織 (旧:有限会社小倉クリエーション)	小倉織を使った製品の開発、製造、販売
株式会社タック技研工業		切削用モータ・ユニット品の開発、製造、販売
株式会社マツシマメジャテック (旧:株式会社松島機械研究所)		マイクロ波レベル計の製造、販売

第2回 (2011年)	企業名	製品・技術・サービス
	計測検査株式会社	移動体トンネル計測新システム MIMM [ミーム]
熱産ヒート株式会社		①溶接ひずみ取り用高周波誘導加熱装置 ②局部予熱・後熱用高周波誘導加熱電源
株式会社村上精機工作所		ユーラスバイブレータ
株式会社陽和		3種の複合技術（成形・切削・溶着）を用いてお客様の問題を解決する提案型高機能フッ素樹脂製品

第3回 (2013年)	区分	企業名	製品・技術・サービス
	大賞	桑原電工株式会社	電動機・発電機の材料調達から製作、修理までの一貫したトータルソリューション提供
		シャボン玉石けん株式会社	無添加石けんの製造
	特別賞	株式会社ヨシダ (旧:宝石・めがねのヨシダ)	めがね、時計、補聴器、宝石の販売に関するおもてなしサービス
		株式会社シノハラ製作所	スライド式ソファベッド
	特別賞	株式会社ウエルクリエイト (旧:楽しい株式会社)	北九州エコタウン発 廃棄物とバイオマスの新資源化システム
		有限会社ふく太郎本部	ふぐ業界初のH A C C P認定工場

第4回 (2015年)	区分	企業名	製品・技術・サービス
	大賞	株式会社オーネスト	工場・生産ライン等の監視制御システムを対象としたシステムインテグレーション業務
		株式会社極東製作所	製鉄所や地熱発電所向けの耐久性の高いオーダーメイド特殊バルブ
	特別賞	株式会社七尾製菓	小麦粉焼き菓子を中心とした菓子類
		株式会社西原商事	廃棄物情報管理システム「bee-net」～廃棄物処理の透明化～
	特別賞	環境テクノス株式会社	環境分析における“ものさし”（溶出試験用土壤標準物質）の製造
		九州鉄道機器製造株式会社	鉄道向け分岐器及びレール等の加工・溶接技術

第5回 (2019年)	企業名	製品・技術・サービス
	株式会社植田製作所	高張力化に対応するテンションリール（鋼板巻取機）及びリールドラムの製造技術
	佳秀工業株式会社	機械部品・装置の製造において、年間約400種の材質を取り扱い、約24万種類
		100万点以上の製品を加工・製造する「超少量多品種・一貫生産サービス」
	株式会社戸畠製作所	純銅の鋳造・溶接技術
		地域の特色を生かした主催者との連携による音楽花火の構成、演出

第6回 (2021年)	企業名	製品・技術・サービス
	株式会社アステック入江	都市鉱山リサイクル、塩化鉄液リサイクル、OGP鉄粉
株式会社九州艶装		鉄道・船舶・バスの内装部材の設計・製作・施工・管理
有限会社ゼムケンサービス		AI + AR（愛ある）マネジメントツール
パイオニア工業株式会社		ペットボトル、ポリボトルの製造及び販売
富士岐工産株式会社		製鉄用転炉排ガス回収設備（OG設備）におけるガス冷却用構造物（フード）の製作

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

## 北九州市の食品関連事業者に対する支援

市内の農林水産品の生産者や食品製造業者による商品開発や販路開拓などを支援します。

### 1 食品製造業等の販路開拓支援

食品製造業等の販路開拓を支援することにより、市内中小企業の成長と地域経済の振興を図ります。

(販売中の商品)

 <p>入江製菓 「金平糖 de おめでとう」</p>	 <p>オク 「関門旨み醤油の種」</p>
 <p>ふじた 「chobinuka (ちょびぬか)」</p>	 <p>プリンセスピピ 「門司港王様焼きカレー」</p>

### 2 6次産業化の推進

農林漁業者による生産・加工・販売の一体化や、商工業者との連携による新商品開発など、生産物の付加価値を向上させる6次産業化の取り組みに関する個別相談に応じます。

### 3 地産地消の推進

海の幸、山の幸を愛する地産地消を推進するため、地元農林水産品等を紹介したホームページ等を利用し、生産者、消費者、飲食・販売店、加工製造の各サポーターへ情報提供を行います。

(地元いちばんホームページ)

(地元いちばんロゴ)



#### 【問い合わせ先】

1の支援については、

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

2・3の支援については、

北九州市 産業経済局 農林課 TEL 093-582-2078 FAX 093-582-1202

地元いちばんホームページURL <https://www.jimotolban.jp>

## 北九州商工会議所のビジネスマッチング支援

ビジネスは「人と人の出会い」が基本。商工会議所の魅力は、「人と会える」ことです。私たちは、企業の販路拡大・人脈拡大を応援します。

### 【ビジネス交流・マッチング支援】

#### ①ものづくり北九州企業データベース

「北九州のものづくりの企業・人・学校を知りたい」方に対し、インターネット上で北九州商工会議所 機械・金属関連会員等の技術情報や製品・商品PR情報等を検索できるサイトです。

#### ②新年賀詞交歓会

毎年1月に開催する年初めの懇親会。北九州市内の企業が一堂に会します。

#### ③会報誌「北商ニュース」

経営動向や地域情報、会員企業のPRコーナーなど、情報満載の会報誌を毎月（原則10日）発行しています。

### 【異業種交流】

#### ④北九州商工会議所女性会

女性経営者の立場から、北九州市内の商工業の改善発展に寄与し、会員相互の啓発と親睦を図ることを目的に活動しています。

#### ⑤北九州商工会議所異業種交流研究会「トライアル北九州」

さまざまな業種・経験・年代の経営者同士が自身の知識・情報を出し合い、経営者としての資質向上と企業の発展を目的に活動しています。

#### ⑥北九州商工会議所新規創業者の会

創業間もない（原則5年以内）経営者が、事業を末永く継続するために必要な基本的知識の習得を目的に活動しています。※士業、経営コンサルタントを主とする事業所は除きます。

### 【問い合わせ先】

⑤・⑥	：	北九州商工会議所 中小企業振興課	TEL 093-541-0188
①	：	専門相談センター	TEL 093-541-0192
②・④	：	総務課	TEL 093-541-0181
③	：	企画広報課	TEL 093-541-0183

# 第10章 建設業に関する情報を知りたい

## 経営等に関する相談窓口

中小建設業の抱える課題解決のため、さまざまな相談に無料で対応します。

### 1 中小企業総合相談窓口（北九州市）

中小企業の皆様が抱える幅広い悩みに総合的にお応えする相談窓口です。各分野の専門家が、「経営」「資金繰り」「法律」「税務」など幅広い分野のご相談に個別に応じます。

相談分野	経営、マーケティング、資金、税務（インボイス・申告相談等）、労務（パワハラ等）、技術・技能、ビジネスプラン、IT、事業提携、事業承継、会社設立、省エネ、ISO、海外取引、IoT、DX、新事業創出、BCP（事業継続計画）作成 など
日 時	月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く） ※マネージャー・専門相談員（司法書士・弁護士・社会保険労務士・金融相談員等）が対応します。 *日によって相談員の専門分野が異なりますので、事前にご確認下さい。
対応する専門家	中小企業診断士、税理士、司法書士、弁護士、社会保険労務士、金融相談員、技術士など各分野の専門家
相談時間	原則として1回1時間程度（内容、予約状況により異なります。）
料 金	無料
申込方法	電話による予約（専門相談員への相談は1週間前までの予約が必要です）TEL 093-873-1430

◆詳しくはP1

#### 【問い合わせ先】

(公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

## 2 「受注者安心サポートステーション」のご案内 ～北九州市公共工事及び業務委託の円滑な推進に向けた相談窓口～

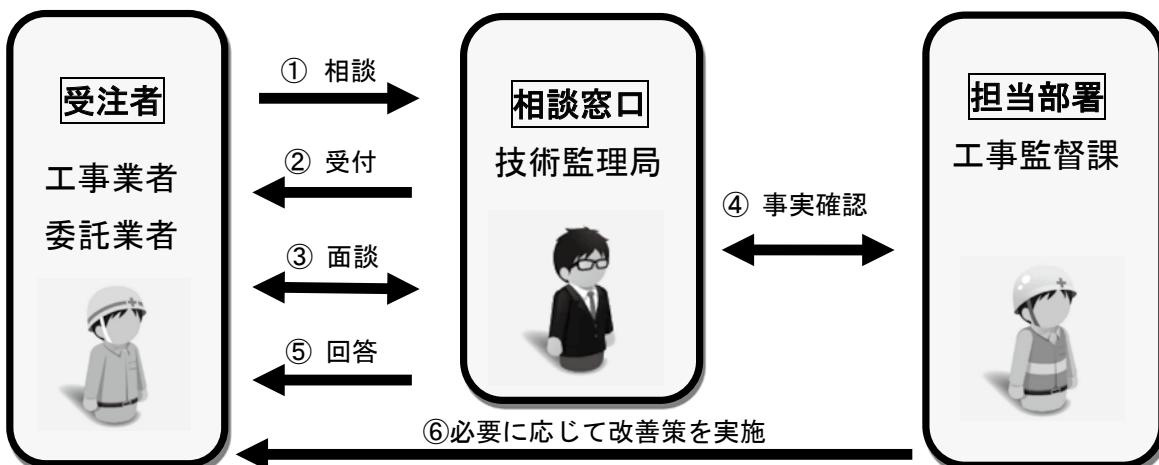
### (1) 設置の目的

公共工事を実施するにあたり、受注者の皆様が市の工事担当部署と協議を行っても解決が困難な事案について、技術監理局に相談窓口を設けることで、公平・公正な視点で受発注者間の問題解決を図るもので

### (2) 相談窓口について

相談対象	市発注工事（業務委託）を受注している元請け会社
相談内容	市担当部署と協議を行っても解決が困難なもののうち、以下に該当するもの ①監督に関するもの ②検査に関するもの ③積算・単価などの基準に関するもの ④設計変更に関するものなど ※ただし、工事（委託）成績については、従前の要領により受け付けます。
相談窓口	北九州市技術監理局技術企画課
相談方法	北九州市ホームページ電子申請 <a href="#">市トップページ &gt; ビジネス・産業・まちづくり &gt; 入札・契約 &gt; 公共工事 &gt; 公共工事の適正な執行 &gt; 「受注者安心サポートステーション」</a> ※電子申請で相談を受け付け後、正確な情報を把握するため、面談を行います。
受付時間	365日 24時間受付可能（※できるだけ速やかに窓口側からご連絡いたします）
秘密厳守	①相談者の氏名など秘密の保持は徹底します。 ②相談することで受注者側が不利益を被ることはありません。 ③匿名の場合は回答できませんが、再発防止に向けた情報ストックとさせていただきます。
除外項目	特定の企業や個人を誹謗・中傷するものは受け付けません。

### (3) 相談～解決までの流れ



#### 【問い合わせ先】

北九州市 技術監理局 技術企画課 TEL 093-582-2043  
E-mail gi-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp

## セミナー等の開催

### 1 (公財) 福岡県建設技術情報センター研修

公共事業に携わる建設技術者へ向けて、技術力及び知識の向上を目的とした研修を実施します。

#### 【2022年度建設業従事者研修】

コース	研修名	研修目的	回数	定員
専門	土木の基礎	土木工事における基礎的な知識及び測量技術を学びます。	1	30
	知っておくべき地盤の調査と評価	地盤の調査と評価に関する知識を学びます。	1	80
	コンクリート	コンクリートに関する知識を学びます。	1	80
	i-Construction (ICT 活用工事)	i-Construction (ICT 活用工事) の概要について学びます。	1	80
	福岡県発注工事における行政手続き	福岡県発注工事に関する行政手続きについて学びます。	1	80
	橋梁点検	橋梁メンテナンスにおける点検・診断に関する知識を学びます。	1	80
	河川計画	河川計画に関する知識を学びます。	1	80
	橋梁補修設計	橋梁の補修設計に関する基礎的な知識を学びます。	1	80
IT	CAD・電子納品	CAD の全般的な操作を習得し、電子納品に関する知識を学びます。	2	30
	3次元データの活用	3次元データを活用した施工管理を学びます。	2	30
	CIM	CIM に関する知識を学びます。	2	30

※その他の講習会等も実施いたします。詳細はホームページをご参照ください。

【実施会場】福岡県建設技術情報センター（福岡県糟屋郡篠栗町大字田中 315-1）

【開催日・申込方法】ホームページ (<http://fcti.jp/>) をご参照ください。



#### 【問い合わせ先】

(公財)福岡県建設技術情報センター 試験研究課 調査研修係 TEL 092-947-2643 FAX 092-947-2504

e-mail : kensyu @ fcti.jp URL : <http://fcti.jp/>

## 民間建築物等に関する各種助成制度

### 1 北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業

北九州市では、昭和56年5月31日以前に建築または工事着手された住宅・建築物、及び道路に面し危険と判断されるブロック塀等について、一定の要件を満たす住宅・建築物の耐震補強工事等やブロック塀等の除却を行う場合、費用の一部を補助します。

項目	木造住宅の場合	マンションの場合	特定建築物の場合	ブロック塀等除却
対象者	建物の所有者等	マンションの管理組合、建物の所有者等	建物の所有者等	塀の所有者等
対象建物	<p>[木造住宅]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地階を除く階数2以下の住宅</li> <li>耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上に補強するもの</li> </ul> <p>[耐震シェルター・防災ベッド設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地階を除く階数2以下の住宅</li> <li>耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅</li> <li>高齢者等が居住していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上かつ地階を除く階数が3階以上の耐火建築物、準耐火建築物</li> <li>耐震診断の結果、Is値が0.6未満のものを0.6以上に補強するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物。(ただし、賃貸マンション、市の認可保育所、大規模な事業者が所有する工場を除く。)</li> <li>耐震診断の結果、Is値が0.6未満のものを0.6以上に補強するもの</li> </ul>	道路に面し、危険と判断されるブロック塀等（コンクリートブロック造、石造、れんが等による組積造の塀）で、道路面から1m（擁壁高さを含む）以上の高さを有する塀を除却するもの
補助額	<p>[木造住宅]</p> <p>耐震改修工事費 (耐震設計・耐震改修工事監理費含む) 経費4/5(住宅1戸につき100万円を上限) ※事業年度内に耐震改修工事まで完了すること ※耐震シェルター・防災ベッド設置補助との併用不可 ※木造住宅の耐震診断については、「耐震診断+小屋裏・床下侵入調査(耐震補強計画+工事概算見積(希望する方)」を耐震診断アドバイザー派遣制度では自己負担6,000円(耐震診断のみ3,000円)、北九州市耐震推進協議会では自己負担3,000円(耐震改修工事の依頼も可。但し、営利を目的とした案件を除く)で可能。 [耐震シェルター・防災ベッド設置] 経費23%(住宅1戸につき15万円を上限)</p>	<p>分譲マンション</p> <p>(1)耐震診断費 診断経費の2/3、もしくは面積による限度額の2/3のいずれか低い額(1棟200万円に住宅1戸につき3万円加えた額を上限)</p> <p>(2)耐震設計費・ 耐震改修工事監理費 経費の2/3(住宅1戸につき50万円を上限)</p> <p>(3)耐震改修工事費 耐震改修工事費の1/3、もしくは、面積による限度額の1/3のいずれか低い額(住宅1戸につき50万円を上限。ただし上記(2)の補助金を受けている場合はその額を控除した額)</p>	<p>賃貸マンション</p> <p>(1)耐震診断費 診断経費の2/3、もしくは面積による限度額の2/3のいずれか低い額(1棟につき150万円を上限)</p> <p>(2)耐震設計費・ 耐震改修工事監理費 経費の2/3(住宅1戸につき30万円を上限)</p> <p>(3)耐震改修工事費 耐震改修工事費の23.0%、もしくは、面積による限度額の23.0%のいずれか低い額(1棟につき1,200万円を上限。ただし、ホテルなど不特定多数の者が利用する大規模特定建築物は1棟につき1億円を上限、その他の大規模特定建築物は2,400万円を上限。なお、上記(2)の補助金を受けている場合はその額を控除した額)</p>	<p>(1)耐震診断費 診断費用の2/3、もしくは面積による限度額の2/3のいずれか低い額(1棟につき150万円を上限。ただし大規模特定建築物は補助対象外)</p> <p>(2)耐震設計費・ 耐震改修工事監理費 経費の2/3(1棟につき1,200万円を上限)</p> <p>(3)耐震改修工事費 耐震改修工事費の23.0%、もしくは、面積による限度額の23.0%のいずれか低い額(1棟につき1,200万円を上限。ただし、ホテルなど不特定多数の者が利用する大規模特定建築物は1棟につき1億円を上限、その他の大規模特定建築物は2,400万円を上限。なお、上記(2)の補助金を受けている場合はその額を控除した額)</p>

#### 【問い合わせ先】

北九州市 建築都市局 建築指導課 TEL 093-582-2531 FAX 093-561-7525

《木造戸建て住宅の耐震診断》

・住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局

生涯あんしん住宅 TEL 092-582-8061

福岡県建築住宅センター TEL 092-781-5169

・北九州市耐震推進協議会 TEL 093-882-0033

## 第10章 建設業に関する情報を知りたい

### 2 北州市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等補助事業

既存建築物において、吹付けアスベスト等の分析調査や除去工事等（除去、封じ込め又は囲い込みの措置）を行う場合、費用の一部を補助します。

項目	内 容
対象者	建物の所有者等
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析調査事業：吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物</li> <li>除去等事業：吹付けアスベスト等が施工されている建築物</li> </ul>
対象費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析調査事業：アスベストを含んでいる可能性のある吹付け建材の分析調査費用</li> <li>除去等事業：アスベストを含んでいる吹付け建材の除去、封じ込め又は囲い込みの費用</li> </ul> <p>※補助対象費用は、消費税及び地方消費税相当額を除きます。消費税等は申請者でご負担ください。</p>
補助額	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析調査事業：25万円を上限とし、対象費用の10/10の額</li> <li>除去等事業：120万円を上限とし、対象費用の2/3の額</li> </ul> <p>(ただし、分析調査で補助金を受けた場合はその額を控除します。)</p> <p>(注意) 解体を予定している建築物、もしくは既に工事等に着手している建築物は対象外となりますので、事前にご相談ください。</p>

#### 【問い合わせ先】

北九州市 建築都市局 建築指導課 TEL 093-582-2531 FAX 093-561-7525

### 3 すこやか住宅改造助成事業

介護を必要とする高齢者や障害のある人等が居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様に改造する場合に、その費用の全部又は一部を助成します。

この助成対象の改造工事を行う施工業者になるには、すこやか住宅に必要な知識や技術の習得のため研修を受講していただき、「すこやか住宅改造助成事業施工業者」として登録していただく必要があります。

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下や階段などの手すり設置</li> <li>段差の解消など</li> </ul>	
対象者	要介護または要支援の認定を受けた人、又は重度障害のある人等が居住する世帯で、生計中心者の前年所得税額が7万円以下の世帯	
助成額	30万円と実際の工事額を比較し、低い額に下表の助成率を乗じて得た額	
	生活保護及び当年度分の市民税が非課税の世帯	100%
	前年の所得税額が7万円以下の世帯	75%
	※原則として1住宅につき1回	
給付手順	工事完了後に検査を行った後、事業者（施工業者）に支払う。	
施工業者になるには	<p>すこやか住宅に必要な知識や技術の習得のため研修を受講していただき、「すこやか住宅改造助成事業施工業者」として登録していただく必要があります。</p> <p>※施工業者の条件については、北九州市すこやか住宅推進協議会へお問い合わせください。</p>	

#### 【問い合わせ先】

北九州市 保健福祉局 長寿社会対策課 TEL 093-582-2407 FAX 093-582-2095

(高齢者の住宅改造助成に関すること)

北九州市 保健福祉局 障害者支援課 TEL 093-582-2424 FAX 093-582-2425

(障害のある人の住宅改造助成に関すること)

北九州市 建築都市局 住宅計画課 TEL 093-582-2592 FAX 093-582-2694 (研修等に関すること)

NPO 法人北九州市すこやか住宅推進協議会 TEL 093-563-5056 FAX 093-563-5057 (登録に関すること)

## 4 住まいの安全安心・流通促進事業（北九州空き家リノベ補助）

良質な住宅ストックの形成と活用を促進し、空き家の増加を抑制するため、耐震性能がある既存住宅（改修済物件含む）を購入・賃借又は相続（生前贈与含む）した若者世帯・子育て世帯（同居・近居する親世帯含む）を対象に、エコや子育て・高齢化、新しい生活様式に対応する改修工事費用の一部を補助します。

対象者	若者世帯（申請者が39歳以下の世帯）・子育て世帯（18歳未満の子がいる世帯）の中古住宅購入者・賃借者※1 若者世帯・子育て世帯で既存住宅を相続（生前贈与含む）した方※2 ※1 購入・賃借を行った時から、1年以内の方 買取再販事業者が対象工事を実施した中古住宅の購入者を含む ※2 相続の時期は問わないが、現在その住宅に居住していない、または居住開始後1年以内の方
対象住宅	耐震性能がある住宅（耐震改修工事を行う場合も対象）
対象工事	市内業者が行う又は買取再販事業者が行った新しい生活様式対応工事、エコ・子育て高齢化対応工事など
補助額	上限40万円（補助率1/3）

※その他の条件については、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

北九州市 建築都市局 空き家活用推進課 TEL 093-582-2777 FAX 093-561-7525

## 建設業に関する融資制度等

### 1 下請セーフティネット債務保証事業等

公共工事の請負代金債権を担保に、工事の出来高に応じた融資を受けることができます。

名 称	下請セーフティネット債務保証		地域建設業経営強化融資制度
対 象 者	北九州市が発注した工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者 ※中小・中堅元請建設業者とは、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員数1,500人以下の元請建設業者をいいます。		
対象となる工事	北九州市が発注した工事で、出来高が2分の1以上のもの。		
融資対象となる範囲	工事の出来高部分（完成部分）	工事の出来高部分（完成部分）	工事の出来高を超える部分（未完成部分）
融資の内容	建設業協同組合等の転貸融資	建設業協同組合等の転貸融資	保証事業会社の金融保証による金融機関の融資

※その他の条件については、お問い合わせ下さい。

### 【問い合わせ先】

北九州市 技術監理局 契約制度課 TEL 093-582-2545 FAX 093-582-3113

## 第10章 建設業に関する情報を知りたい

### 2 下請債権保全支援事業

元請建設企業の倒産等で、保有する工事請負代金債権が回収できない場合に備え、ファクタリング事業者が保証限度内で支払いを保証します。

対象者	以下すべての要件を満たす中小・中堅下請建設企業等が対象になります。 ① 従業員1,500人以下、又は資本金（ないし出資金）が20億円以下の中小・中堅企業であること。 ② 行政処分（営業停止もしくは建設業許可の取消処分、および公共工事にかかる指名停止処分）を受けていないこと。 ③ 元請企業（保証対象企業）から建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業、又は元請企業に建設資材を直接供給している資材企業であること。
対象債権	公共又は民間の建設工事に係る請負工事の債権等（手形を含む）
保証金額	ファクタリング会社の審査によります。
保証料率	ファクタリング会社により異なります。 ※国（基金）により、年率1.5%を上限に保証料率の3分の1が助成されます。
実施期間	2023年3月31日まで

※詳しくはホームページにてご確認ください。

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/index.html>

#### 【問い合わせ先】

(一財)建設業振興基金 金融支援課 TEL 03-5473-4575 FAX 03-5473-1593

## 建設業の人材確保等に関する助成金

### 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース・建設労働者技能実習コース）

建設事業主に対する雇用に関する助成金です。利用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については申請先までお問い合わせください。

※の記載内容は、2020年度の内容を記載しておりますので、利用にあたっては事前に申請先にご相談ください。

#### ● 助成内容

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）※	職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成		<p>【経費助成】            広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6            【賃金助成】            1人あたり日額3,800円            (生産性向上)            1人あたり日額1,000円</p>	
人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）※	建設労働者に技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成	雇用保険の被保険者	<p>【経費助成（建設事業主）】            (20人以下の中小建設事業主)            支給対象費用の3/4            (21人以上の中小建設事業主)            35歳未満 支給対象費用の7/10            35歳以上 支給対象費用の9/20            (中小建設事業主以外の建設事業主)            支給対象費用の3/5            ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る            (生産性向上助成)            支給対象費用の3/20            【経費助成（建設事業主団体）】            (中小建設事業主団体)            支給対象費用の4/5            (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体)            支給対象費用の2/3            ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る            【賃金助成（建設事業主）】            (20人以下の中小建設事業主) 8,550円(9,405円)            (21人以上の中小建設事業主) 7,600円(8,360円)            ※（ ）内は建設キャリアアップシステム情報登録者の場合            【生産性向上助成】            (20人以下の中小建設事業主) 1人あたりの日額2,000円            (21人以上の中小建設事業主) 1人あたりの日額1,750円</p>	福岡労働局 福岡助成金センター TEL 092-411-4701

※各制度（コース）には支給上限があります。

#### 【問い合わせ先】

福岡労働局 福岡助成金センター TEL 092-411-4701 FAX 092-411-4703

## 建設業に関する人材確保対策

### 1 建設業の魅力を伝える若者向け情報サイト

#### 「ケンセツ男子・ケンセツ女子」

北九州市の建設業の現場で活躍する若者や女性の姿を紹介する専用サイトです。

◆詳しくはP53

#### 【「ケンセツ男子・ケンセツ女子」問合せ先】

北九州市 技術監理局 技術企画課 TEL 093-582-2043

E-mail gi-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp

### 2 ものづくり中小企業職場環境改善支援助成金

市内の中小製造業者・建設業者が人材確保や定着を目的として行う女性専用設備の設置や女性・高齢者の作業をアシストする機器導入、暑さ対策設備の設置・機器購入等、職場環境の改善に必要な経費の一部を助成します。

◆詳しくはP55

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

### 3 建設産業のJobポータル「建設現場へGO！」

「建設現場へGO！」は、全国の総合建設業団体、専門工事業団体等で組織される「建設産業人材確保・育成推進協議会（事務局：（一財）建設業振興基金）」が運営する、建設産業の担い手確保・育成に関する総合ポータルサイトです。

「見る」、「知る」、「働く」をキーワードに、インタビュー記事や動画など、幅広い情報を紹介しています。

（主な内容）

#### ■ 建設産業女性定着支援WEB

～建設産業における女性定着支援の様々な取り組みをご紹介します～

#### ■ 建設産業担い手確保・育成取り組み事例集

～全国の担い手確保・育成に資する、取り組み事例をご紹介します～

#### ■ 建設業で働くための18歳のハローワーク

～建設業の仕事を知ろう～

#### 【アクセス先】

URL <https://genba-go.jp>

### 4 「建設産業ガイドブック」

「建設産業ガイドブック」は、建設産業の魅力や役割をはじめ、土木・建築工事の仕事の内容について、写真やイラスト等で分かりやすく紹介しています。また、それぞれの工事について、工程（作業）順に携わる工事業を紹介するとともに、各工事業については、仕事内容や関連する資格なども紹介しています。

#### 【アクセス先】

URL <https://genba-go.jp/download/>

# 第11章 国際ビジネスをしたい

## 国際ビジネスに関する支援

北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター（KTIセンター）では、北九州市、ジェトロ北九州、（公社）北九州貿易協会が、それぞれの持ち味を生かしながら互いに連携し、国際ビジネスに関する情報の提供、海外取引に関する相談、国際ビジネス人材活用支援、助成制度による海外販路拡大支援など、地元企業の海外事業展開をサポートしています。

北九州貿易・投資ワンストップサービスセンター（KTIセンター）  
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル 8F  
TEL 093-551-3605  
URL <https://www.kti-center.jp/>  
開館時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日・年末年始は除く）



### 1 中小企業海外展開支援助成金

地域企業が海外展開に取り組みやすい環境を整えるため、下記事業にかかる経費の一部を助成します。

対象者は、次の要件をすべて満たす方です。

- ① 中小企業基本法上の中小企業者であること（大企業からの出資金が50%を超える企業を除く）
- ② 市内に事務所又は事業所を有すること
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 個別事前相談を行うこと

助成事業		助成対象経費	助成率及び助成限度額
事業名	内容		
市場調査等助成事業	新たな海外展開先として期待される地域における、販売に関する市場調査及び生産財の調達等に関する企業調査。 いずれも助成対象者が現地又はオンラインで調査を行うことを必要とする。	①旅費、宿泊費（1名） ②通訳経費 ③外国語版資料作成費 ④現地での展示装飾費 ⑤調査実施に伴う輸送費 ※オンラインで行う調査については、上記のうち②、③、⑤を対象経費とする	助成対象経費の2分の1以内の額。 ただし、10万円を限度とする。
海外見本市等出展助成事業	海外の見本市、展示会等への自社製品の出展。 出展する製品は、市内で自社が生産・製造又は開発した产品・製品・技術及びソフトウェアとする。	①出展（小間）料及び展示装飾費 ②旅費、宿泊費（1名） ③通訳経費 ④出展物輸送費 ⑤資料作成費	助成対象経費の2分の1以内の額。 ただし、30万円を限度とする。
越境EC販路開拓助成企業	越境ECサイトへの出店または自社越境ECサイトの構築による販路開拓事業。 出店する製品は自社製品及び自社で販売する製品とする。	①越境ECサイト出店費用（サイト出店費用一式） ②自社越境ECサイト構築費用（システム構築費、サイト設計費、翻訳費等） ※①②とともに、輸送費、各種手数料は除く。 ③販売促進（サイトへの集客）費用（デジタルコンテンツ制作、サイト再構築等）	助成対象経費の2分の1以内の額。 ただし、③のみの申請の場合は、10万円を限度とし、それ以外の場合は、60万円を限度とする。
認証等取得助成事業	海外展開をすすめるにあたり必要な各国の認証等の取得。	①海外展開に必要となる認証等の取得に要する費用（審査費用、認証・登録費用）	助成対象経費の2分の1以内の額。 ただし、10万円を限度とする。

※同一の事業に関して、他の助成金との重複受給はできません。

※国内展示会への出展をご検討中の方は、P71「大規模展示会等への出展助成」をご覧ください。

## 2 貿易投資アドバイザー

国際ビジネスは、商習慣や言葉の違いなどからトラブルが発生することも少なくありません。

経験豊富な「貿易投資アドバイザー」が海外取引に関する相談に応じます。

対象者	市内中小企業
内容 (相談事例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外から資機材・部品等を安く仕入れたい</li> <li>・自社の製品・技術を海外に売り込みたい</li> <li>・海外企業の情報が欲しい</li> <li>・海外で委託生産ができないか</li> <li>・相手国の商習慣がよくわからない</li> <li>・海外企業との契約方法がむずかしいなど</li> </ul>
料金	無料
申込方法	事前に問い合わせ先までご連絡ください

## 3 中国ビジネス支援

中国に「駐大連北九州市経済事務所」を設置し、本市企業の中国ビジネス支援、貿易・物流振興、対日投資促進等を行っています。

### 駐大連北九州市経済事務所

中華人民共和國大連市西崗区中山路147号申賀大厦21楼

TEL +86-411-8360-7298 / FAX +86-411-8360-7138

担当地域：大連市を中心に中国全域

## 4 高度外国人材活用支援

市内企業の外国人材の受入を促進するため、在留資格に応じた外国人材の受入れに関する専門相談や、セミナーの開催、留学生等とのマッチング支援等を行っています。(P62「外国人材の雇用に関する相談等」参照)

## 5 貿易実務講座

初級編	貿易実務の目的と契約締結、履行など枠組みの理解
中級編	さまざまな貿易関係書類の理解
上級編	国際取引法の理解と商業信用状取引に関する慣例と規則など

## 第11章 国際ビジネスをしたい

### 6 ジェトロ海外展開支援策

ジェトロは、海外展開を考える中小企業に様々な支援策を提供しています。今回、その中からいくつかご紹介いたします。

#### ■貿易投資相談（無料）※再掲（P86）

海外でビジネスを開拓する際に、様々な段階で発生する実務上の疑問点や貿易投資に関する各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えいたします。

#### ■中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（無料）

日本からの進出・輸出、海外現地法人の運営に関する課題について、現地在住のコーディネーターが現地でのネットワークと知見を活かし、①相談対応サービス、②現地パートナー・取引先探しのためのマッチング支援、③現地協力機関・各種専門家の紹介・取次ぎにメール又はオンライン面談で対応いたします。

#### ■グローバル・アクセラレーション・ハブ（無料）

海外進出あるいは海外での資金調達を目指す日系スタートアップに対し、世界各国のスタートアップ・エコシステム先進地域において、現地有力アクセラレータ等と提携し、ブリーフィングやメンタリング、コワーキングスペースの提供等を無料で行っています。

#### ■見本市・展示会（無料・有料）

ジェトロが主催する見本市や展示会への出展をサポートいたします。コストや手間の削減にもつながり、より充実した出展を実現することができます。また、「J-messe（無料）」では、世界中の展示会情報を提供しています。「JETRO J-messe」と検索し、ご活用ください。

#### ■EC販売プロジェクト（無料・有料）

世界各国における電子商取引（EC）市場の急速な拡大及び諸外国との経済連携協定の発効を踏まえ、海外ECサイトを通じた日本商品の販売促進を目的としたジェトロのB2Bマーケットプレイス「JAPAN STREET」や、B2Cプラットフォーム「JAPAN MALL」、また、Alibaba.comやAmazonへの出展企業を募集しています。ニューノーマルな海外展開施策として、ご活用ください。

#### ■専門家による伴走型支援（無料）

農林水産物・食品や機械部品・設備の海外展開、高度外国人材採用・定着等分野に精通した専門家が、継続的な企業訪問や商談立ち合いを通じて、製品や会社の状況にあわせた海外展開の戦略作成、マーケット情報の収集や海外取引先開拓、最終的には契約締結まで一貫して支援します。ご関心お持ちの方は、ジェトロ北九州の担当コンシェルジュまでご連絡ください。

#### ■貿易実務オンライン講座（有料）

「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かり易く学んで頂けるよう開発した講座です。業務上必要な、貿易の知識を体系的に身につけるために、あるいは国際的な人材を育成するための社員研修メニューとしてぜひご活用ください。

#### 【問い合わせ先】

1 : 北九州市産業経済局スタートアップ推進課	TEL 093-551-3605 FAX 093-551-3615
4 : 北九州市産業経済局雇用政策課	TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566
3.5 : (公社) 北九州貿易協会	TEL 093-541-1969 FAX 093-522-5120
2.6 : 日本貿易振興機構（ジェトロ）北九州貿易情報センター	TEL 093-541-6577 FAX 093-551-2685

## 環境分野の海外での事業展開に対する助成 ～サステナブル環境ビジネス展開事業～

「SDGs推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資する環境関連技術・製品の海外展開を目指す市内中小企業等を対象に、現地での実証試験および事業可能性調査（F S）に要する費用の一部を助成し、海外での事業展開を支援します。

※サーキュラーエコノミー（循環型経済）とは、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源の使用量の抑制やストックの有効活用を行うことで、付加価値を生み出す経済活動を指す。

### 1 助成内容

#### (1) 対象案件

環境への負荷低減に寄与し、「SDGs推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資すると認められる既存の環境関連技術・製品による、①現地ニーズに適合させるための実証試験、および②ビジネスモデル構築のためのF S

#### (2) 助成対象者

海外で実証試験またはF Sを実施する「市内中小企業」または「市内中小企業と連携する市外中小企業」

※市内企業：北九州市内に事業所を有する企業

※中小企業：会社法第二条第6項に規定する大会社に該当しない企業

※市内中小企業と連携：市内中小企業と共同で事業を実施する、または市内中小企業の環境関連技術や製品を活用して事業を実施すること

#### (3) 助成期間：1年以内（令和5年2月末まで）

#### (4) 助成金額：

- ①実証 助成限度額600万円（助成対象経費の1／2以内）
- ②F S 助成限度額200万円（助成対象経費の1／2以内）

#### (5) 助成対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、保守・改造修理費、人件費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費

#### (6) 他事業における優遇措置の適用について

当助成事業は、外国人社員の方の在留資格「高度専門職」の取得を支援する「国家戦略特区高度人材外国人受入促進事業」の対象です。

詳しくはP125をご確認ください。

### 2 審査基準

北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱に定める「助成金の交付要件」を満たし、かつ適切な申請の手続きを行った申請者に対して、下記の審査基準により審査いたします。

- (1) 実施体制・・・事業実施体制が妥当か、また市外中小企業にあっては市内中小企業との連携が具体的か
- (2) 施策の適合性・・・本市の環境施策に適合しているか
- (3) 事業化の可能性・・・ビジネスモデルが明確で、早期の事業化が見込まれるか、
- (4) 計画性・・・【実証】事業の実証場所が確保され、実証内容が具体的か  
【F S】事業の想定国・地域や調査内容が具体的か
- (5) 事業の優位性・・・事業展開における競争的優位性が見込まれるか
- (6) 環境への負荷低減・・・温室効果ガス削減など環境への負荷低減貢献度が高いか
- (7) 事業趣旨への適合性・・・「SDGs推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資するか
- (8) 地域社会への還元・・・将来的に市内経済への還元や地域の活性化に結びつくことが見込まれるか

※「北九州市ゼロカーボン電力認定制度」に認定されている場合は、審査の際加点となります。

### 3 募集期間

令和4年4月11日（月）～5月27日（金）

#### 【問い合わせ先】

北九州市 環境局 環境国際戦略課（アジア低炭素化センター）TEL 093-662-4020 FAX 093-662-4021

## JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業

### 1 基礎調査（中小企業支援型）

開発途上国の問題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援します。

調査経費：850万円（遠隔地域を対象とする場合は、980万円）を上限

### 2 案件化調査（中小企業支援型）

途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアやODA事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援します。

調査経費：3,000万円（機材の輸送が必要な場合は、5,000万円）を上限

### 3 普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）

途上国の問題解決に貢献し得るビジネスモデルの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援します。

調査経費：1億円（大規模／高度な製品等を実証する場合は、1.5億円）を上限

#### 【問い合わせ先】

国際協力機構(JICA)九州センター 企業連携課 TEL 093-671-6311 FAX 093-671-0979

## その他支援機関

### 福岡アジアビジネスセンター

福岡アジアビジネスセンターでは、福岡県内の中小企業が積極的に海外展開できるよう、情報提供から現地サポートに至るまでワンストップで支援を行います。

### 1 個別コンサルティング

海外でのビジネス経験豊かな常勤スタッフが隨時相談に応じるとともに、必要な情報を提供し、国別・分野別のアドバイザーが具体的な案件に応じて、国内及び現地において個別にサポートを行います。

また、海外ビジネスにおける法律相談会など、個別相談会を定期的に開催しています。

### 2 学習・交流

アジアに展開している企業や外国政府機関等から講師を招き、海外展開に役立つ情報等を提供するセミナーを実施しています。

また、海外ビジネススキルの学習に加え、学習したスキルを活かすための商談実践の場を提供することにより、県内中小企業の海外販路拡大を支援します。

### 3 情報ハブ

海外の現地情報を提供するとともに、県、JETRO、商工会議所等関係機関が実施するセミナー、商談会、海外見本市出展などの情報を提供します。

福岡アジアビジネスセンター（福岡ABC）

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル8階

TEL 092-710-6195 FAX 092-710-6196

URL <https://www.f-abc.org>

開館時間 午前9時～午後6時（土日・祝日・年末年始は除く）

# 第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

## 北九州市の商店街に対する支援

商店街（小売市場を含む）が取り組む、活性化に向けた研修・講習会の開催、イベント等の実施、共同施設の設置、空き店舗活用などの事業経費の一部を補助します。

### 1 商店街活性化計画づくり支援事業

商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の勉強会への専門家派遣（無料）や、商店街の活性化基本計画の策定など、商店街（小売市場を含む）が自ら行う活性化の取組に対して、経費の一部を補助します。

区分	専門家派遣事業	商店街魅力アップ支援事業	商学連携商業活性化支援事業	戦略的地域商業活性化支援事業
対象者	商店街（小売市場を含む）（法人・任意団体）	商店街（小売市場を含む）（法人・任意団体）	商店街（小売市場を含む）（法人・任意団体）	商店街（小売市場を含む）（法人・任意団体）
対象事業	商店街の活性化に向けた個店の経営力強化や販促等の講習会や勉強会	拠点開発や再開発などの事業の基本計画策定や事業実施環境調査など	大学等と連携・協働して行う、商店街の活性化に関する調査・分析、計画策定、実験事業など	地域団体と協働して計画作成から事業の実施までを行い、地域の活性化に寄与していく事業
補助対象経費	専門家派遣の経費は北九州市負担	①講師謝礼金・旅費 ②会場借上・設営費等 ③調査・分析費 ④委託費 ⑤事務費	①講師謝礼金・旅費 ②会議に要する経費 ③事業運営費 ④委託費 ⑤広告宣伝費 ⑥報告書作成費	
補助額	—	補助対象経費の1/2以内（500万円を限度）	補助対象経費の2/3以内（100万円を限度）	補助対象経費の2/3以内（200万円を限度）
その他	研修・講習会の例 ・販売促進全般 ・接客技術 ・POPの書き方など		「大学等」とは ①大学、大学院 ②短期大学、高等専門学校 ③専門学校、専修学校 ④高等学校	「地域団体」とは ①自治会、町内会、婦人会などの地縁による団体 ②ボランティア団体 ③特定非営利活動団体 ④その他まちづくり活動をしている団体

### 2 商店街賑わいづくりスタート支援事業

商店街や協議会等が実施する賑わいづくりのためのイベント、ガイドマップ作成等の情報発信、共同宅配事業などについて、立上げ時の経費の一部を補助します。

対象者	商店街等、協議会等（商店街等及び地域団体等で構成される連携体）
対象事業	①少子・高齢化対応事業（子育て教室、共同宅配事業など） ②エコ・リサイクル事業（リサイクル資源回収、エコバッグ活用など） ③情報発信事業（ホームページ開設、商店街マップ作成など） ④空きスペース活用事業（休憩所や手荷物預かり所の設置など） ⑤イベント事業（各種のイベント事業）
補助対象経費	①広告宣伝費 ②会場借上・設営費等 ③講師謝礼金・旅費 ④事務費 ⑤工事費
補助額	補助対象経費の1/2以内（100万円を限度）

## 第12章 商業・サービス業に関する情報を知りたい

### 3 中小企業団体共同施設等設置補助

商店街などの中小企業団体が、共同施設や環境改善施設、防火関連設備、省エネ型照明設備を設置等する場合に、経費の一部を補助します。

区分	一般事業	モデル商店街支援事業	商店街防火関連設備設置事業	木造市場防火関連設備設置事業	商店街省エネ型照明設備設置事業	環境改善施設撤去事業
対象者	中小企業団体(法人・任意団体)	商店街・市場(法人)	商店街・市場(法人・任意団体)	木造市場の出店者団体	商店街・市場(法人・任意団体)	商店街・市場(法人・任意団体)
対象事業	共同店舗、共同会館、共同駐車場などの共同施設やアーケード、カラーフラッシュ、街路灯などの環境改善施設	市が支援した計画に基づく共同施設等の設置事業のうち、市長が模範となると認めたもの	火災報知機、簡易自動消火装置などの防火関連設備（消防法で義務設置のものは除く）		街路灯などにLEDなどの省エネ型照明を設置する事業（光源のみの取替えも可）	環境改善のための施設の撤去事業（まちづくりに係る計画等に基づくものに限る。）
対象となる事業費	100万円以上の事業	1,000万円以上の事業	事業費の制限なし			100万円以上の事業
補助対象経費	①設備費 ②工事費 など					
補助額	<p>【法人】 補助率 20% 2,000万円以内 【任意団体】 補助率 10% 1,000万円以内</p>	<p>補助率 30% 1億2,000万円以内</p>	<p>補助率 50% 500万円以内</p>	<p>補助率 50% 設置店舗数×20万円以内 (最大500万円)</p>	<p>補助率 50% 500万円以内</p>	<p>【法人】 補助率 20% 2,000万円以内 【任意団体】 補助率 10% 1,000万円以内</p>

※他の補助金と併用した場合は、補助率・限度額が変わる場合があります。詳しくは商業・サービス産業政策課へお尋ねください。

### 4 商店街空き店舗活用事業（コミュニティー支援事業、店舗運営事業）

商店街や市場組合が自らの事業として、空き店舗を活用する場合、賃借料等の一部を補助します。

区分	コミュニティー支援事業 ※休憩所、トイレ、イベント会場等として活用	店舗運営事業 ※組合が小売・サービス業の店舗を運営 ※賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを選択できます。
対象者	商店街や市場組合(法人・任意団体)	商店街や市場組合(法人・任意団体)
対象事業	商店街や市場組合が賃借した店舗でのコミュニティー施設設置 ※営利事業はコミュニティー施設の機能が確保される範囲内で可 営利事業が認められる例 ①月に1回程度（イベント時など）の物品販売等、②飲料自動販売機の設置	商店街や市場組合が賃借した店舗での営利事業の実施 ※組合自らの事業として、店舗の運営を行うものに限る。 ※組合が出店者を誘致する場合は当事業の対象としない。（組合が誘致する場合は、商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）として取扱うこととする。なお、この場合は、大企業も開業支援事業の対象者とする。）
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借料の75% (限度額は年間200万円)</li> <li>・補助期間は2年間</li> </ul>	<p>賃借料補助を選択する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借料の50% (限度額は年間75万円 (月額62,500円))</li> <li>・補助期間は1年間</li> </ul> <p>改装費補助を選択する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業時の改装費の50% (限度額は75万円) ※詳細は93ページ参照</li> </ul>

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

## 5 プレミアム付商品券発行支援

個人消費低迷の打開策として、商店街等が発行するプレミアム付商品券の発行支援を行うことにより、個人消費を喚起し、商店街をはじめとする地域経済の活性化を図ります。

以下は2021年度、2022年度に発行する場合の支援内容です。

対象者	商店街や市場組合（法人・任意団体）	商店街
対象事業	プレミアム率20%以上の プレミアム付商品券を <u>総額500万円以上</u> 販売する事業	プレミアム率20%以上の プレミアム付商品券を <u>総額500万円未満</u> 販売する事業
補助対象経費	①プレミアム分 ②事務費	①プレミアム分 ②事務費
補助額	①プレミアム分 福岡県の『福岡県新型コロナ対策地域商品券発行支援事業』(98ページ参照)の助成（販売総額10%）に上乗せして販売済総額の10%を上限にプレミアム分を補助 ②事務費補助 福岡県の助成の限度額を超える額について、県と同じ限度額まで補助	①プレミアム分補助 販売済総額の20%を上限に全額補助 ②事務費補助 100万円を上限に全額補助

### 【問い合わせ先】

北九州市 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

## 商業者等に対する支援

市内の商業者等を対象に、経営や販売のノウハウ、インターネットを活用した販売促進などに関する講座の開催や、具体的かつ実践的な個別サポートを実施します。

対象者	市内で小売店や飲食店、サービス業を営む中小企業者など
事業内容	専門のコンサルタントや実践者による、経営や販売のノウハウ、インターネットを活用した販売促進などに関する講座の開催や、具体的かつ実践的な個別サポートを実施予定。 (参考: 2021年度の例) ・商業人材育成事業「頑張る飲食店を応援します!」(2021年7月~9月)
会場	市内
定員	各事業によって異なります
受講料	各事業によって異なります
申込方法	決定次第、北九州市ホームページや市政だより等に詳細の掲載を予定しています。

### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

## 商店街（空き店舗）への出店者に対する支援

### シャッターヒラクプロジェクト

本事業は、「空き店舗で何かしたい」そこから応援する事業です。

商店街の特色や場所、事業化までに必要な人・支援機関とのつなぎ、専門家相談、事業計画作成の相談、補助金、リノベーション、アフターフォロー等、相談者の商店街への出店に伴走することにより、円滑な出店、商店街関係者等とのネットワークの構築を支援し、商店街の活性化を目指します。

事業計画を検討中の段階でも、お早目・お気軽にご相談ください。

※商店街空き店舗活用事業の利用を考えていない方でもお気軽にご相談ください。

### 商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）

商店街に賑わいや活力を生み出すことを目的として、商店街の空き店舗へ出店する方へ、賃借料又は改装費の一部を補助する制度です。事業計画書等の審査により、補助の可否を決定します。

※・審査の結果、補助対象者とならない場合もあります。

・補助の可否が決定される前に開業した場合は、補助対象者となれません。

・改装費補助を選択する方は、補助の可否決定後、交付決定通知があるまで工事を行うことができません。

補助の対象	対象者	次のいずれかに該当する出店者 ①個人 ②中小企業者 ③社会福祉法人 ④特定非営利活動法人 ⑤一般社団法人・一般財団法人 ※市外に在住している方、又は市外に所在する法人等の場合は、一定の条件があります。
	対象業種	小売業とサービス業（飲食店を含む）で、昼間の営業を行う業種 ※昼間（12時～13時を含む3時間以上）の営業を行う店舗に限ります。 ※小売業やサービス業であっても事務所等は対象となりません。 ※風営法の規制対象業種や社会通念上公序良俗に反する業種は対象なりません。
	対象となる空き店舗	商店街（市場を含む）にある空き店舗で、3ヶ月以上賃借されていない店舗（階数問わず） ※対象となる商店街の範囲は、商業・サービス産業政策課へ確認してください。
	賃借料補助を選択する場合	改装費補助を選択する場合
補助内容	●賃借料の50% (限度額は年間75万円(月額62,500円)) ●補助期間は1年間	●開業時の改装費の50% (限度額は75万円) ※内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）が対象です。 ※建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）や器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）は対象となります。 ※3年を経過するまでの間は、営業状況の報告や営業廃止の際の補助金返還が必要です。
備考	賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを出店者が選択できます。	

### スケジュール

#### 賃借料補助



#### 改装費補助



### 問い合わせ先

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

## 国の商店街に対する支援（一部掲載）

国（経済産業省・中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構）では、商店街等に対してさまざまな支援事業を実施しています。ここでは代表的な事業の概要を掲載しますが、詳細やその他の事業については、下記お問い合わせ先にご相談ください。

### ●地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業

#### 【事業の目的・概要】

近年の地域経済の構造変化に伴い、商店街等は、地域における雇用や生活関連サービスなど生活に不可欠な機能の維持・確保を担う主体としての期待が高まっています。

このため、中小商業者等のグループが、商店街等において、来街者の消費動向や需要の変化を踏まえ、需要に応じた最適な供給体制（テナントミックス）の実現を目指す取組を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用を一部補助し、地域の持続的発展を促進します。

#### 【事業内容】

- 補助対象者 中小小売・サービス業のグループ等（まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など）
- 補助対象事業

#### （1）地域商業機能複合化推進事業

##### 【ソフト事業】 デジタルツールの活用やチャレンジショップの実施

AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップの実施による消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援します。

##### 【ハード事業】 新たな需要を創出する施設の整備

最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援します。

#### （2）外部人材活用・地域人材育成事業

地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワークショップ等の伴走支援を実施するとともに、当該取組の全国への横展開を促進します。



※1. 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者

※2. まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など

※本事業は、国会での令和4年度予算成立等を前提とするものです。そのため、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

#### 【問い合わせ先】

中小企業庁 商業課 TEL 03-3501-1929 / 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 TEL 03-3501-3754  
九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 092-482-5456

## ●中小企業生産性革命推進事業

### 【事業の目的・概要】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。

### 【事業内容】

#### ○補助対象事業

##### (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円 (※従業員規模により異なる)	原則1/2 (※小規模事業者・再生事業者は2/3)  2/3
回復型賃上げ・雇用拡大枠		
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円(※同上)	

##### (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3(※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4)
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

##### (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

#### 【補助上限と補助率】

- ITツール：～50万円(補助率：3/4)、50～350万円(補助率：2/3)
- PC、タブレット等：10万円(補助率：1/2)
- レジ：20万円(補助率：1/2)

#### ■商店街等における(3)事業について(複数社連携IT導入類型)

※グループ構成員は10以上であること

#### 【事業の概要】

中小企業のデジタル化を促進するため、従来のIT導入補助金を拡充し、「複数社連携IT導入類型」を創設。複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援します。

#### ○補助対象者

- 商工団体等(商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合等)
- 当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体  
(まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO)等)
- 複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム

#### ○補助対象経費(一例)

##### ①基盤導入経費

- ITツール：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト
- ハードウェア：PC・タブレット、レジ・券売機等

## ②消費動向等分析経費

- ITツール：消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム等
- ハードウェア：AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ等

## ③参画事業者のとりまとめに係る事務費・専門家費

### ○補助率・補助上限額

#### ・補助率

①基盤導入経費：1/2～3/4（デジタル化基盤導入類型と同様）

②消費動向等分析経費：2/3 ③事務費、専門家費：2/3

・補助上限額：①+②⇒3,000万円、③⇒(①+②)×10%または上限額200万円のいずれか低い方

### ○事業イメージ例

商店街振興組合やまちづくり会社、観光協会等が中心となり、商店街内の個店にPOSシステム等を導入するとともに、街路や周辺エリアにAIカメラやビーコンなどの人流分析機器を導入し、外部専門家の助言等を受けながら、双方の消費動向データを掛け合わせて分析することにより、デジタルマーケティングにつなげる取組等。

### ○人流分析ツール例

#### ・AIカメラ

自動で人物の属性（性別・年齢など）や天候情報などを取り込み、購買に至るまでの来店客の行動や商品棚の陳列状況を定量化。

#### ・ビーコン

無線で半径数m～数十mの範囲に信号を発する装置。顧客のスマホが受信機になり、顧客に適した情報を提供することが可能。

#### ・POSレジ

顧客情報（属性、行動変化、購買頻度）を基に、顧客のリアルな購買行動を分析し、効果的な商品分析を行うことが可能。

## (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

### (1) (2) (3) (4) の条件（対象者、対象行為、補助率等）



※今後、交付要綱及び募集要領等策定する中で、内容が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

### 【問い合わせ先】

(1) 中小企業庁 技術・経営革新課 TEL 03-3501-1816

(2) 中小企業庁 小規模企業振興課 TEL 03-3501-2036

(3) 中小企業庁 経営支援課 TEL 03-3501-1763

※商店街向け事業（複数社連携IT導入類型）について

中小企業庁 商業課 TEL 03-3501-1929

(4) 中小企業庁 財務課 TEL 03-3501-5803

九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL 092-482-5456

## 県の商店街に対する支援

### 福岡県商店街活性化・まちづくり推進事業

商店街等が、来街者の消費動向や需要の変化を踏まえ、需要に応じた最適な供給体制（テナントミックス）の実現を目指す取組みを支援するとともに、安全・安心、にぎわいの創出など、商店街の「買い物の場」としての機能を強化する取組みについて支援します。

#### 1 支援対象

中小小売・サービス業のグループ等（商店街組織、まちづくり会社、飲食店街 等）

#### 2 補助対象事業

##### (1) 地域商業機能複合化推進事業（国の公募により採択）

###### ①ハード事業 新たな需要を創出する施設の整備

最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費行動等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組

○補助率 5/8（国1/2、県1/8（市町村補助と同額以内））

###### ②ソフト事業 デジタルツールの活用やチャレンジショップの実施

AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップの実施による消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組

○補助率 9/12（国2/3、県1/12（市町村補助と同額以内））

##### (2) 「買い物の場」としての商店街の機能強化事業

###### ①ハード事業

- ・アーケードの改修、街路灯のLED化、防犯カメラの設置 等

###### ②ソフト事業

- ・空き店舗活用促進事業、賑わい創出事業、地域貢献活動事業、繁盛店創出事業、まちゼミ活性化支援事業、商店街人材育成 等

○補助率等

- ・補助率：1/3以内（市町村補助と同額以内）

- ・補助限度額：5,000千円

※但し、「(1) 地域商業機能複合化推進事業（ハード）」と合わせて実施する取組み（ハード・ソフト）については、補助率3/8、補助限度額5,625千円に引き上げ

#### 【問い合わせ先】

福岡県 商工部 中小企業振興課 地域経済係 TEL 092-643-3420 FAX 092-643-3427

## 福岡県新型コロナ対策地域商品券発行支援事業

商工会議所、商工会や商店街がプレミアム付き地域商品券を発行する場合、プレミアムの一部及び発行に係る事務経費について補助金を交付します。

### 1 支援対象

商工会議所、商工会及び商店街

(発行主体が商店街の場合、商工会議所または商工会を通じて交付)

### 2 補助対象事業

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業、キャッシュレス商品券発行事業

### 3 支援内容

#### (1) 補助金額 (①～③の合計額)

①プレミアムの一部助成：商品券販売額の100分の10

(ただし、プレミアム率が20%未満の場合、商品券販売額の3/100)

②発行に係る事務経費：発行冊数に応じて定めた標準額を上限（補助率10/10）

※共通利用商品券発行事業の場合、標準額に20万円を加算

※キャッシュレス商品券発行事業の場合、680万円が上限

③事務経費の特例

・商品券の券面分けにより大型店制限を実施する場合、事務経費を嵩上げ

・他の模範となるような創意工夫を凝らした集客力の高い取組み（プロモーション事業）を実施する場合で、知事が認めるものについては、50万円を上限に助成（補助率10/10）

#### (2) 補助対象となる発行規模

500冊（販売金額で500万円）以上（キャッシュレス商品券を除く）

#### 【問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課 TEL 092-643-3420 FAX 092-643-3427

## 宿泊事業者・旅行事業者に対する支援

### 1 北九州安全・安心の旅応援事業

ワクチン接種済証、陰性証明等を提示した観光客に向けた特別プランを造成・販売しようとする宿泊事業者等や旅行代理店に対して助成金を支給します。

支援対象	市内の宿泊事業者等	旅行代理店
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宿泊プランの「造成」にかかる必要経費（広告費、販促費など）の一部</li> <li>●宿泊プランの「販売」にかかる必要経費の一部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宿泊や市内の有料観光施設の利用等を伴う旅行商品の造成・販売経費の一部を助成</li> </ul>

※なお、事業の詳細が決定次第、北九州市ホームページで掲載を予定しています。

### 2 北九州市宿泊施設等改修事業補助金

施設のバリアフリー化、ストレスフリー環境の整備や、生産性向上などに取り組む市内の宿泊施設等に対して設備投資などの一部を助成します。

支援対象	市内の宿泊施設等
助成内容	宿泊者の利便性や生産性向上のための設備の設置に資する改修等費用の一部

#### 〔活用事例〕(令和3年度活用事業)



朝食コーナーをワークーションスペースとして整備（写真提供：アルクイン黒崎）

※なお、事業の詳細が決定次第、北九州市ホームページで掲載を予定しています。

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 観光課 TEL 093-551-8150 FAX 093-551-8151

# 第13章 起業・創業をしたい

## 日本一起業家に優しいまちを目指した取組み

北九州市は、日本一起業家に優しいまちを目指して、地域の大手企業、商工会議所、金融機関、ベンチャーキャピタル（VC）、産業学術推進機構（FAIS）、モノづくりを応援してくれる教育機関や団体など、創業支援に関わる多くの方々と様々な取組みを推進しています。

また、創業支援の中核施設として、小倉駅新幹線口近くのAIMビル6階にある「COMPASS小倉（北九州テレワークセンター）」を運営しています。施設内にある相談窓口では、相談内容に応じて様々な専門家や団体を紹介（人つなぎ）するなど、創業支援に関するハブ機能を果たしています。ビジネス関連のセミナー、起業家と支援者の交流会、イノベーションを起こすイベントなども開催していますので、是非ご利用ください（詳しくはP109）。

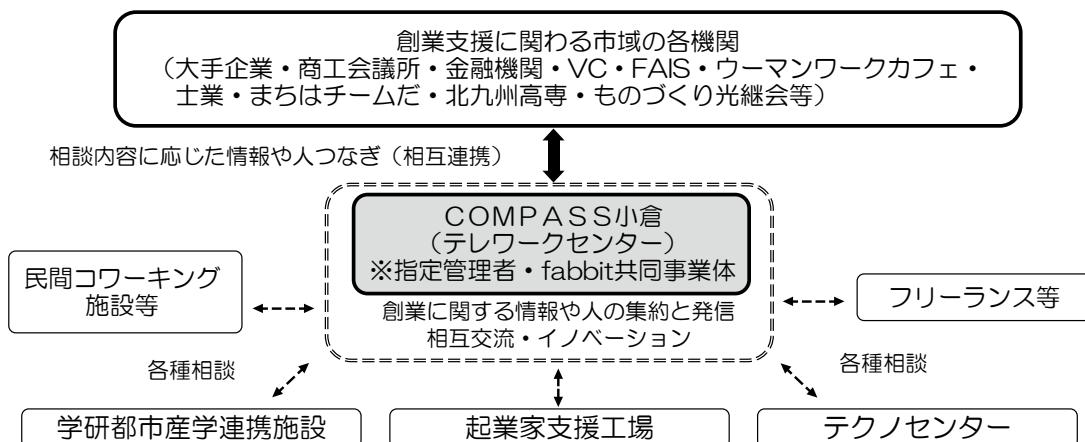
北九州市は新しいことにチャレンジする皆さんをまちぐるみで応援します。

詳しくは市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/k9901001.html>



### 【北九州市の創業支援の体系図】



### 【まちぐるみで創業を応援する北九州市のイメージイラスト】



### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-551-3605 FAX 093-551-3615  
COMPASS 小倉（北九州テレワークセンター）※指定管理者：fabbit 共同事業体 TEL 093-513-5300

## スタートアップ SDGsイノベーショントライアル事業

スタートアップ企業の事業化の取り組みや実証実験に対する支援を北九州市が認定したベンチャーキャピタル（以下、「認定VC」）と連携して行うとともに、それに係る費用の一部を補助します。

### 1 事業化支援事業（補助金）

認定VCから出資を受けているスタートアップ企業に対して、製品・サービスの開発や販路拡大などに係る費用の一部を補助します。

<b>主な要件</b>	○中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。 ○法人格を有すること。 ○北九州市内に本社若しくは事業所（支店、営業所等）を有すること。又は、北九州市内に本社若しくは事業所を置き、新たに補助事業を開始しようとする者であること。 ○令和2年4月1日以降、認定VCからの出資を受けていること。
<b>対象事業</b>	新たな産業の創出に向けた製品・サービスの事業化の取り組みを行い、北九州市 SDGs スタートアップエコシステムコンソーシアムが目指すビジネスによるSDGs 未来都市の実現に貢献する事業であること。
<b>補助額（上限額）</b>	<環境、ロボット、DXの分野> 2,000万円（対象経費の2/3以内） <上記以外の分野> 1,000万円（対象経費の2/3以内）
<b>対象経費</b>	土木、建築工事費、機械装置等製作・購入費、消耗品費、保守・改造修理費、労務費、旅費、外注費、研究開発費、その他経費
<b>受付期間</b>	令和4年6月頃から受付開始予定

### 2 実証支援事業（補助金）

北九州市内で実証実験を行うスタートアップ企業に対して、ビジネスモデルの検証や試作品の改良などに係る費用の一部を補助します。

<b>主な要件</b>	○中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。 ○法人格を有すること。 ○北九州市内に本社若しくは事業所（支店、営業所等）を有すること。又は、北九州市内に本社若しくは事業所を置き、新たに補助事業を開始しようとする者であること。
<b>対象事業</b>	北九州市内で行う新たな産業の創出に向けた製品・サービスに係る実証実験であり、北九州市 SDGs スタートアップエコシステムコンソーシアムが目指すビジネスによるSDGs 未来都市の実現に資する取り組みであること。 (別途募集テーマを設定する予定)
<b>補助額（上限額）</b>	<環境、ロボット、DXの分野> 250万円（対象経費の2/3以内） <上記以外の分野> 100万円（対象経費の2/3以内）
<b>対象経費</b>	消耗品費、労務費（実証実験を行うために雇用したアルバイト、パート等の経費）、旅費、外注費、その他経費
<b>受付期間</b>	令和4年6月頃から受付開始予定

※事業の内容等詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://startup-kitaq.com/>

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-551-3605 FAX 093-551-3615

## 北九州市創業支援等事業計画について

北九州市では産業競争力強化法に基づいて「北九州市創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けています。

本計画は、北九州市と北九州商工会議所、(公財)北九州産業学術推進機構、みずほ銀行、福岡銀行、福岡ひびき信用金庫、西日本シティ銀行、北九州銀行、西京銀行、(一社)まちはチームだが連携し、創業希望者へのハンズオン支援や創業セミナー等、創業の実現に向けた効果的な支援策を実施するものです。年間延べ800件以上の支援を行い、150件を超える創業の実現を目指します。

「北九州市創業支援事業計画」に掲げる事業のうち、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行なわれる事業（特定創業支援事業）の支援を受けた方は、様々な支援制度を活用することもできます。

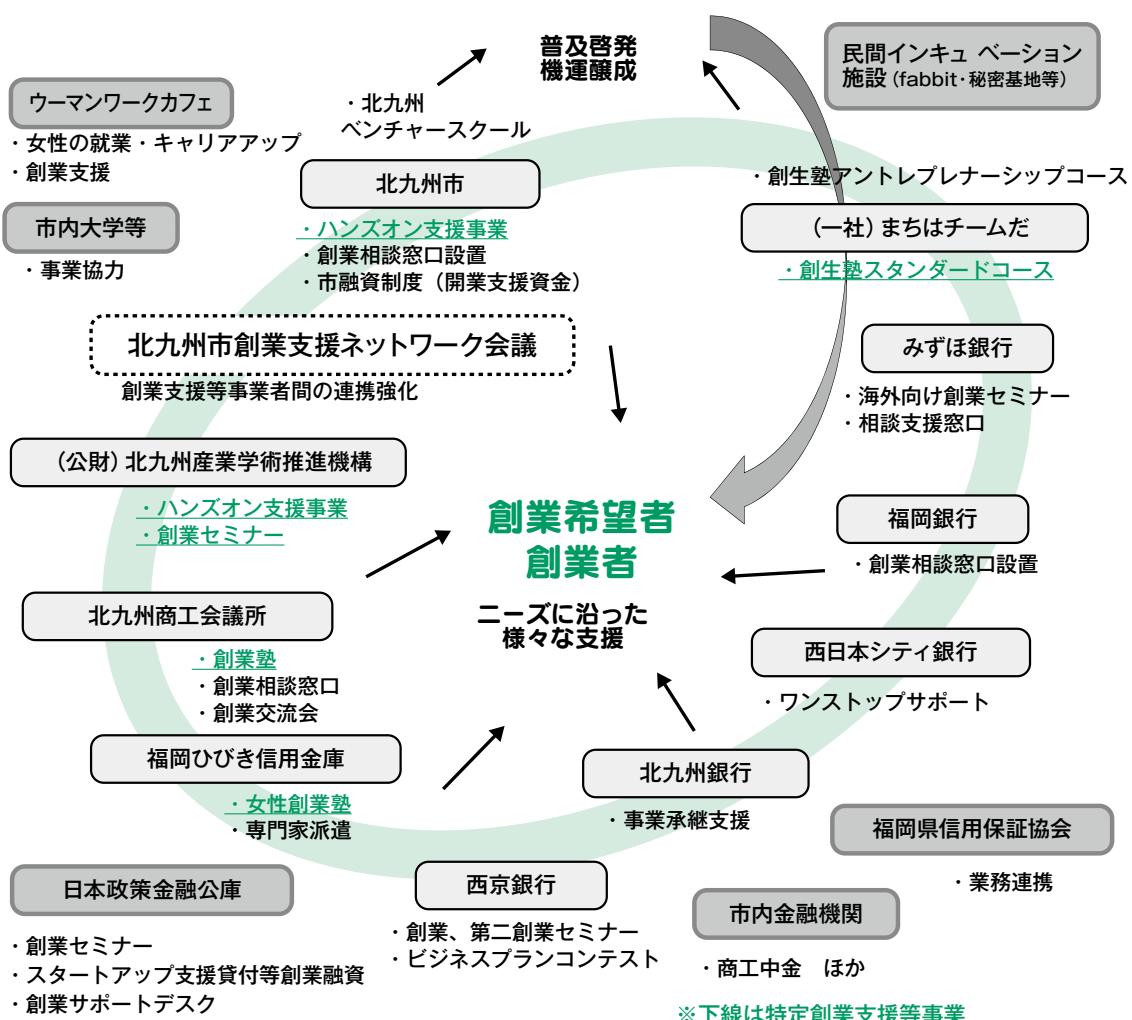
詳しくは市ホームページでご確認ください。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700156.html>



### <全体像>

### 創業無関心者



### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-551-3605 FAX 093-551-3615

## 起業・創業の相談

起業・創業に関する一般的な相談をはじめ、事業計画の作成、会社設立の方法など、起業・創業に向けた支援を行っています。

### 1 (公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター

経営や技術、税務、法律、資金繰りなどの相談に、各分野の専門家が交代で対応します。また、平日の相談が困難な場合は、土・日曜日（祝日を除く）に相談に応じます。 ◎詳しくは P1

### 2 北九州商工会議所

商工会議所の経営指導員や各分野の専門家が、具体的な創業計画の立て方、資金調達の方法、創業に必要な諸手続きの方法など、さまざまな問題の相談に応じます。相談窓口に来られた方には、創業に関する基礎知識、税務・労務、許認可手続き、問い合わせ先などを一冊にまとめた創業マニュアルをお渡しします。 ◎詳しくは P5~6

### 3 日本政策金融公庫 国民生活事業

「創業サポートデスク」において、日本政策金融公庫 国民生活事業の専任のスタッフが創業に関する様々なご相談を承っています。

### 4 福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行

北九州市内の各店舗にて、創業支援の相談窓口を設置し、創業に関する様々なご相談に応じます。

#### 【相談窓口一覧】

相談窓口	1 中小企業支援センター	2 北九州商工会議所	3 日本政策金融公庫国民生活事業創業サポートデスク 〔北九州支店・八幡支店〕	4 福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行 北九州市内の各店舗
相談分野	経営や技術、税務、法律、資金繰りなど、創業に関する全般的な相談	創業計画の作成や資金調達の方法など、創業に関する全般的な相談	創業に関する相談	創業に関する相談
日 時	平日：9:00～17:00 土日：指定した時間	平日：9:00～17:25	平日：9:00～17:00	平日：9:00～15:00 ※
場 所	戸畠区中原新町2-1 北九州テクノセンター1F	門司、小倉、若松、八幡、戸畠の各サービスセンター ◎詳しくは P6	[北九州支店] 小倉北区鍛冶町1-10-10 小倉北・小倉南・門司・戸畠の方 [八幡支店] 八幡西区黒崎3-1-7 八幡西・八幡東・若松の方	北九州市内の各店舗
対応する専門家	中小企業診断士、税理士、司法書士、社会保険労務士など	北九州商工会議所の経営指導員、中小企業診断士など	日本政策金融公庫国民生活事業の職員	各店舗の職員および事業カウンセラー
相談時間	1時間程度 (内容によって異なる)			1時間程度
料 金	無 料			
申込方法	電話で予約 093-873-1430	予約不要。ただし、電話、ホームページから予約可能	予約不要。ただし、電話又は日本政策金融公庫のホームページから予約可能	予約不要

※一部の店舗では昼休業の実施や上記時間外での受付も行っています。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

1：(公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

2：北九州商工会議所 門司、小倉、若松、八幡、戸畠の各サービスセンター ◎詳しくは P6

3：日本政策金融公庫 北九州支店 国民生活事業 TEL 093-541-7551 FAX 093-541-7578

日本政策金融公庫 八幡支店 国民生活事業 TEL 093-641-7715 FAX 093-642-3004

4：福岡銀行 営業統括部 法人金融グループ TEL 092-723-2512 FAX 092-712-0731

西日本シティ銀行 ビジネスサポートセンター北九州 TEL 093-521-6545 FAX 093-521-6550

北九州銀行 営業統括部 TEL 093-513-5215 FAX 093-513-6655

## 女性のためのビジネス支援

### ウーマンワークカフェ北九州

	窓口相談	セミナー	交流会
内 容	先輩起業家や専門家が創業に関する相談に応じます。	創業に関する知識や先輩起業家・経営者からのアドバイスを受けるセミナーやミニ交流会等を開催します。	先輩起業家・経営者との交流・情報交換会を開催し、ネットワーク形成を図ります。
日 時	月8回	未定	未定
料 金	無料		
問い合わせ先	ウーマンワークカフェ北九州 総合受付 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F TEL 093-551-0092 FAX 093-551-0093 <a href="https://www.woman-work-cafekitakyu.com/">https://www.woman-work-cafekitakyu.com/</a>		



※日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

## 起業・創業に関する専門家の派遣

実施機関	中小企業支援センター	北九州商工会議所
対象者	創業予定者、創業間もない事業者	創業予定者、創業間もない事業者
派遣内容	中小企業支援センターに登録している専門家を派遣します。専門家が現地で実情を分析しながら、課題解決に向けたアドバイスと実地指導を行います。	創業計画の作成、税務・労務、法務、販路拡大など創業にあたっての不安や課題解決のために経験豊富な専門家を派遣します。
派遣料金	1回目は無料 2回目以降は派遣費用の1/3(1万円程度/回)を企業負担	年3回まで無料
問い合わせ先	中小企業支援センター TEL 093-873-1430 <b>○詳しくはP3</b>	北九州商工会議所 門司、 小倉、若松、八幡、戸畠の 各サービスセンター <b>○詳しくはP6</b>

## 第13章 起業・創業をしたい

## 起業・創業に関するセミナー（中小企業支援センター主催）

## 【中小企業支援センター主催セミナー】

セミナー名	実践起業塾
対象者	・起業予定者、起業後間もない方
内容	・起業の心構え ・事業計画書の作成の基礎知識 ・財務、会計など
日程	令和4年9月～10月（予定）
会場	小倉駅付近（予定）
定員	30人
募集時期	令和4年7月（予定）
受講料	5,000円（予定）
問い合わせ先	公益財団法人北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450



※詳細が決まり次第、ホームページ等でご案内します。

## 起業・創業に関するセミナー（その他のセミナー）

## 【その他のセミナー】

セミナー名	北九州商工会議所「創業塾」	海外向け創業セミナー
対象者	創業予定の方、創業後間もない方	海外取引を展望する創業希望者・予定者
内容(予定)	・創業の心構え ・創業体験談 ・開業の基礎知識 ・ビジネスプランの作成ほか	未定
日程	2022年7月開催予定	未定（年2回開催予定）
会場	毎日西部会館5階会議室 (北九州市小倉北区紺屋町13-1)	未定
定員	30人	10人
募集時期	2022年4～5月	未定
受講料	5,000円(予定)	無料
問い合わせ先	北九州商工会議所 中小企業振興課 TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759	株式会社みずほ銀行 北九州支店 TEL 093-521-4371 FAX 093-533-3498

事業名	事業承継による創業支援
対象者	事業承継希望者・予定者
内容(予定)	年1回事業承継セミナーを開催し、事業承継にかかる創業支援のサポート、創業資金ニーズへの対応を行います。
日程	未定（年1回程度開催予定）
会場	未定
定員	30人
募集時期	未定
受講料	無料
問い合わせ先	株式会社北九州銀行 営業統括部 TEL 093-513-5215 FAX 093-513-6655

## 商店街（空き店舗）への出店者に対する支援

### 商店街空き店舗活用事業（開業支援事業）

商店街に賑わいや活力を生み出すことを目的として、商店街の空き店舗へ出店する方へ、賃借料又は改装費の一部を補助する制度です。事業計画書等の審査により、補助の可否を決定します。

補助内容	賃借料補助を選択する場合	改装費補助を選択する場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃借料の50% (限度額は年間75万円（月額62,500円）)</li> <li>●補助期間は1年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開業時の改装費の50% (限度額は75万円) ※内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）が対象です。 ※建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）や器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）は対象となりません。 ※3年を経過するまでの間は、営業状況の報告や営業廃止の際の補助金返還が必要です。</li> </ul>
備考	賃借料補助又は改装費補助のいずれか一つを出店者が選択できます。	

※詳細はP93に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課 TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

## 開業時の融資制度のご案内（北九州市、福岡県、日本政策金融公庫）

項目	北九州市	福岡県
名称	開業支援資金	新規創業資金
対象者	<p><b>【一般枠】</b></p> <p>① 新たに事業を開始しようとする事業を営んでなかつた個人で、次のア～ウのいずれかの要件を満たす方            ア 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する方            イ 法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする方            ウ 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した方</p> <p>② 事業を営んでいなかつた個人が個人又は会社で創業して5年未満の方</p> <p>③ 県内の会社で、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立する方または分社化した会社で設立して5年未満の方</p> <p>④ 法人成企業で個人創業から5年未満の方</p> <p><b>【特別枠】</b></p> <p>① 事業を営んでいなかつた女性及び申込時点で35歳未満又は55歳以上の男性及び市外から転入し次のア～ウのいずれかの要件を満たす方            ア 開業しようとする業種と同一又は関連する業種に従事した実績を2年以上有する方            イ 法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする方            ウ 国、県、市等が開催する開業支援の講座を修了した方</p> <p>② 事業を営んでいなかつた個人で、雇用の創出を伴う事業を開始する方</p> <p>③ 個人又は会社で創業して5年未満の方のうち代表者が女性及び35歳未満又は、55歳以上の男性及び市外からの転入者</p> <p>④ 法人成企業で個人創業から5年未満の方のうち代表者が女性及び35歳未満又は、55歳以上の男性及び市外からの転入者</p> <p>※なお、【一般枠】①、【特別枠】①で下記1、2のいずれかに該当する方は、上記ア～ウの適用はありません。            1 事業に必要な資金の1/2以上の自己資金を有する方            2 特定創業支援事業を受け、市区町村の証明を得た方</p>	<p>次の①～⑦のいずれかに該当する方</p> <p><b>【事業を営んでいない個人】</b></p> <p>① 1ヶ月以内に新たに県内で創業する具体的な計画を有する方、又は創業をした日から1年を経過していない方</p> <p>② 2ヶ月以内に新たに県内で会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方、又は事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立した日から1年を経過していない方</p> <p><b>【中小企業者の別会社】</b></p> <p>③ 県内で事業を営む中小企業である会社であって、自らの事業を継続しつつ新たに県内で中小企業である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方、又は設立の日から1年を経過していない方</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>④ 会社設立創業者が、事業譲渡により事業を承継させ、会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過していないとして、産業競争力強化法第2条第29項第4号の創業者とみなされる方（当該会社の設立の日から1年を経過していない方に限る）</p> <p>⑤ 開業予定日時点で満55歳以上であって、①もしくは②に該当する方、又は開業日時点でその代表者が満55歳以上であって、⑦に該当する方</p> <p>⑥ ①もしくは②に該当し、認定特定創業支援等事業による支援を受けた方（この場合、①の「1ヶ月以内」及び②の「2ヶ月以内」は「6ヶ月以内」とする。）又は③に該当し、現に事業を営む会社の役員で新たに設立される会社において発起人から引き続いて役員となり認定特定創業支援等事業による支援を受けた方</p> <p>⑦ NPO法人であって、設立した日から1年を経過していない方</p>
融資限度額	3,500万円以内	①～④・⑥・⑦ 2,000万円以内 ⑤ 1,000万円以内
融資期間	10年以内 (※据置期間2年以内)	運転7年以内 設備10年以内 (※据置期間2年以内)
融資利率	一般枠：1.20% 特別枠：1.10%	①～④・⑦ 1.30% ⑤・⑥ 1.20%
信用保証料	0.00%（初回のみ） 0.36～1.38%（2回目以降）	0% ただし、他の資金や、新規創業資金のうち信用保証料「0%」が適用されたもの以外を借換する場合1.01%以内（創業後で決算到来済の方は1.76%以内）となる場合があります。
担保	原則不要	不要
保証人	原則として法人は代表者、個人事業主は不要	原則として法人は代表者、個人事業主は不要
申込先	北九州商工会議所 中小企業振興課（TEL 093-541-0188） 小倉北区紺屋町13-1（毎日西部落会館1F） 市中小企業融資取扱金融機関（14行） 北九州市産業経済局中小企業振興課（TEL 093-873-1433） 戸畠区中原新町2-1 北九州テクノセンタービル1F	北九州商工会議所 門司、 小倉、若松、八幡、戸畠の各サービスセンター <b>詳しく述べる</b>

【事業計画作成支援機関】（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター（TEL 093-873-1430）  
北九州商工会議所 中小企業振興課（TEL 093-541-0188）

(令和4年4月1日現在)

<b>日本政策金融公庫 国民生活事業</b>
<b>新規開業資金</b>
新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
<b>7,200万円以内</b> (うち運転資金4,800万円以内)
<b>運転7年以内</b> ※うち据置期間2年以内
<b>設備20年以内</b> ※うち据置期間2年以内
基準利率他
—
お客様のご希望を伺いながら、ご相談に応じます。
日本政策金融公庫北九州支店国民生活事業 (TEL 093-541-7551) 小倉北区鍛冶町1-10-10 (大同生命北九州ビル3F)
日本政策金融公庫八幡支店 国民生活事業 (TEL 093-641-7715) 八幡西区黒崎3-1-7 (アースコート黒崎駅前BLDG.3F)

## 第13章 起業・創業をしたい

## 市内の主なインキュベーション施設（創業時に利用可能なコワーキングスペース・オフィス等）

施設名称	① COMPASS 小倉	②北九州学術研究都市産学連携施設
入居対象者	<一般企業、ベンチャー企業、個人等> 情報通信技術を活用して様々なビジネスを開拓しようとする企業や個人など	<一般企業、ベンチャー企業、起業予定者等> 産業技術の高度化、新たな産業の創出等各施設の設置目的・機能に合致する企業・団体
施設概要	①スマートオフィス：17室（約10m <sup>2</sup> ～23m <sup>2</sup> ） ベンチャー企業などを対象にしたオフィスです。 ②一般オフィス：21室（約21m <sup>2</sup> ～292m <sup>2</sup> ） 一般テナント向けのオフィスです。 ③コワーキングスペース：約200席 創業準備段階の方やフリーランスの方などを対象にした座席です。※施設内では創業全般の総合問合せ・相談対応も行っています（⇒詳しくはP100）	①研究室：157室（約7～285m <sup>2</sup> ） ※産学連携センター、共同研究開発センター、情報技術高度化センター、事業化支援センター、技術開発交流センターの各施設 ②共同研究室：10ブース（約5m <sup>2</sup> ） ※事業化支援センター ③シェアオフィス：6スペース（約2m <sup>2</sup> ） ※事業化支援センター
入居期間	①スマートオフィス：原則1年以内、以降1年毎の更新（最大3回まで） ②一般オフィス：期限なし ③コワーキングスペース：期限なし	入居可能期間 ①研究室：期限なし ②共同研究室：1年毎の更新（最大3回まで） ③シェアオフィス：期限なし ※ただし、毎年更新の審査があります。
利用料金	<月額利用料金> ①スマートオフィス、②一般オフィス 使用料：月額2,700円/m <sup>2</sup> 共益費：月額1,080円/m <sup>2</sup> 敷金：なし その他：光熱費は実費 ③コワーキング フリースペース 9,800円/月額/席 固定席 12,000円/月額/席 チームルーム 65,000円/月額/室  詳しくはホームページでご確認ください。 <a href="http://compass-kokura.com/">http://compass-kokura.com/</a> 	<月額利用料金（通常）> ①研究室・③シェアオフィス 使用料：月額2,000円/m <sup>2</sup> 共益費：月額500円/m <sup>2</sup> 敷金：なし ②共同研究室 使用料：月額1,000円/m <sup>2</sup> 共益費：月額500円/m <sup>2</sup> 敷金：なし <使用料の減免制度> 一定の条件を満たす方には、使用料の減免制度があります。 ①研究室・③シェアオフィス 減免後の使用料：月額1,000、1,400円/m <sup>2</sup> ②共同研究室 減免後の使用料：月額500、700円/m <sup>2</sup>
所在地	小倉北区浅野3-8-1 AIMビル6F	若松区ひびきの (北九州学術研究都市内)
問い合わせ先	COMPASS 小倉 (正式名称：北九州テレワークセンター) ※指定管理者：fabbit 共同事業体 TEL 093-513-5300	公益財団法人 北九州産業学術推進機構 事務局総務企画部 TEL 093-695-3111



COMPASS 小倉

北九州学術研究都市 産学連携施設  
共同研究室

<b>③北九州市立起業家支援工場</b>
<ものづくり、商品試作、生産型企業> 新技術を駆使した商品を試作、あるいは生産する個人 又は創業5年未満のベンチャー企業の方など
①Aタイプ：3区画（約101m <sup>2</sup> ） ②Bタイプ：3区画（約166m <sup>2</sup> ）
原則1年以内。最大令和5年度末まで入居可。 ※ただし、毎年更新の審査があります。
<月額利用料金> ①Aタイプ 使用料：月額61,110円 敷金：なし その他：光熱水費は実費 ②Bタイプ 使用料：月額99,630円 敷金：なし その他：光熱水費は実費
八幡西区夕原町8-2
北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433



北九州市立 起業家支援工場

<b>ATOMica 北九州</b>
所在地：小倉北区京町3-1-1 セントシティ北九州7F 問合せ先：093-600-2782 URL： <a href="https://atomica.co.jp/">https://atomica.co.jp/</a>
<b>魚町三番街中屋ビル</b>
所在地：小倉北区魚町3-3-20 問合せ先：093-531-0331 URL： <a href="http://vicolo3.com/about/">http://vicolo3.com/about/</a>
<b>コワーキングスペース秘密基地</b>
所在地：小倉北区京町2-2-19 小倉ジャンジャンビル3階 問合せ先：093-967-1003 URL： <a href="https://coworking802.com/">https://coworking802.com/</a>
<b>DISCOVERY coworking</b>
所在地：小倉北区浅野1丁目1-1 ビエラ小倉1F 問合せ先：093-513-1007 URL： <a href="https://discoverycoworking.com/">https://discoverycoworking.com/</a>
<b>NUWORKS FUKUOKA</b>
所在地：小倉北区浅野2丁目14-3 あるある City2号館3階 問合せ先：03-4214-2522 URL： <a href="https://nuworks-shareoffice.com/nuworks-fukuoka/">https://nuworks-shareoffice.com/nuworks-fukuoka/</a>
<b>リージャス小倉駅前ビジネスセンター</b>
所在地：小倉北区米町1-1-1 小倉駅前ひびきビル6F 問合せ先：093-285-3785 URL： <a href="https://www.reglas-office.jp/area-serch/kitakyushu-area/kokura_ekimae/">https://www.reglas-office.jp/area-serch/kitakyushu-area/kokura_ekimae/</a>
<b>オープンオフィス小倉</b>
所在地：小倉北区鍛冶町1-1-1 北九州東洋ビル 3・5階 問合せ先：0120-965-391 URL： <a href="https://www.reglas-office.jp/area-serch/kitakyushu-area/opo_kokura/">https://www.reglas-office.jp/area-serch/kitakyushu-area/opo_kokura/</a>
<b>ダイヤモンドシェア</b>
所在地：八幡東区西本町4-1-1 一番街2階 問合せ先：093-616-1994 URL： <a href="http://www.colead.co.jp/diamond/">http://www.colead.co.jp/diamond/</a>
<b>TIME SKY 1号館</b>
所在地：八幡西区熊手2-3-27 ITSビル2F 問合せ先：093-616-1331 URL： <a href="https://timesky.jp/">https://timesky.jp/</a>
<b>北九州テクノセンター</b>
所在地：戸畠区中原新町2-1 問合せ先：093-873-1488 URL： <a href="https://www.kitakyu-techno-ctr.co.jp/">https://www.kitakyu-techno-ctr.co.jp/</a>

※詳しくはホームページでご確認ください。

## 第13章 起業・創業をしたい

### 北九州スタートアップネットワークの会

起業した人、起業を目指す人、起業を支える人たちがフラットな立場で気軽につながり交流する北九州市独自のコミュニティです。

同会が運営するフェイスブックでは、スタートアップに関する様々な情報を発信しています。

フェイスブックページはこちらから→



#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-551-3605 FAX 093-551-3615

### IoT メイカーズプロジェクト

共創企業が提示するテーマについて、IoTに関するアイデアを全国から募集します。採択されたアイデアは、共創企業とのオープンイノベーションや製作支援チーム・メンター等と連携して、試作品の製作を支援します。

#### 【参考：令和3年度スケジュール】

2021年7月	事業の告知（説明会の開催等）
7月～9月	ビジネスプランの募集・選抜
10月～	メンタリング、試作品制作等の支援
2022年3月	試作品の発表（Demo Day）

※募集開始時期や事業の内容等の詳細については、下記ホームページをご確認ください。

<https://kitakyushu-iot.com/>



事業説明会の様子



プレゼン審査会の様子

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 スタートアップ推進課 TEL 093-551-3605 FAX 093-551-3615

## ベンチャーキャピタルなどのマッチングの場

### 1 フクオカベンチャーマーケット (FVM)

中小・ベンチャー企業と金融機関、ベンチャーキャピタル、商社、メーカーなどビジネスパートナーとのマッチングを推進するため、ビジネスプラン発表会・商談会を開催しています。

対象者	新しい技術やサービスをお持ちのベンチャー企業及び新たな分野にチャレンジしようとする中小企業（創業年、業種、地域は問いません）
支援内容	<p><b>マンスリーマーケット</b>            新製品の販路拡大を目指す企業や、事業拡大にあわせて資金調達したい企業など、各企業のニーズに応じたプレゼンテーションを行う場を提供しています。</p> <p>発表する企業に対しては、ビジネスプランのブラッシュアップ支援やプレゼンテーションがより効果的なものとなるようセミナーや練習会等を通じてサポートします。</p> <p>また、マンスリーマーケット当日は、コーディネーターやスタッフが商談開始に向けたサポートをします。</p>
募集方法	<p>随時募集。フクオカベンチャーマーケットのホームページ (<a href="https://www.fvm-support.com/">https://www.fvm-support.com/</a>) からエントリー。</p> <p>あわせて事業計画書（ビジネスプラン）を提出していただきます（発表していただく企業は審査のうえ決定します）。</p>

### 2 (一社)九州ニュービジネス協議会 (九州 NBC)

ニュービジネスの創出・育成を通じ、九州経済の活性化に取り組んでいます。

対象者	ベンチャー企業や新事業に取り組むベンチャー指向の中小企業・小規模企業等
支援内容	<p><b>ベンチャープラザ二月会（年3回程度福岡市内で開催予定）</b>            販路開拓・資金調達等の課題解決を目指すベンチャー支援事業です。</p> <p>ベンチャー企業（毎回3～4社）によるプレゼンテーション等を通じて、ベンチャー企業と参加者とのマッチングを行っています。</p> <p>同様に、二火会（熊本）・二水会（鹿児島）等を開催するなど、ベンチャー企業の支援を行っています。</p>
募集方法	九州ニュービジネス協議会ホームページ ( <a href="https://www.qshu-nbc.or.jp/">https://www.qshu-nbc.or.jp/</a> ) からお申込みください。

#### 【問い合わせ先】

1：福岡県ベンチャービジネス支援協議会

TEL 092-710-5800 FAX 092-710-5809

2：(一社)九州ニュービジネス協議会

TEL 092-833-3097 FAX 092-833-3088

# 第14章 スキルアップのために学びたい

## 中小企業大学校直方校研修生派遣補助金

中小企業大学校直方校に研修生を派遣する中小企業者又は中小企業団体に対して補助金を交付します。令和4年度の補助対象となる研修コースは、管理者養成、組織マネジメント、生産管理、営業・マーケティング、財務管理、人事・組織などの計30コースです。

補助金の交付対象となる企業には、令和5年2月頃、補助金申請の案内を送付します。詳細については、お問い合わせください。

### 1 補助金の制度概要

対象者	補助申請者が中小企業者又は中小企業団体であって、対象研修を受講する者（経営者を含む）が市内の事業所に勤務し、修了証書の交付を受けた者であること ※中小企業者以外の法人が発行済株式の2分の1を超えて保有している場合は交付対象となりません。 ※国、地方公共団体等が行う同種の助成・補助制度との併用はできません。
対象研修	下記の「令和4年度 中小企業大学校直方校の補助対象研修コース」
補助金額	受講生1名につき受講料の1/3以内（1,000円未満の端数は切り捨て）
交付申請	1 申請期間 補助金申請の案内到着（令和5年2月）から令和5年2月28日（火）まで（予定） 2 申請書類 補助金交付申請書、受講料の振込みが確認できる書類等

### 2 令和4年度 中小企業大学校直方校の補助対象研修コース

分野	No.	コース名	日程	期間	受講料（円）
階層別	101	新任管理者研修・4月	令和4年4月12日（火）～令和4年4月14日（木）	3日間	32,000
	113	女性リーダーのためのステップアップ講座（博多）	令和4年6月21日（火）～令和4年6月23日（木）	3日間	29,000
	122	中堅管理者研修（博多）	令和4年8月2日（火）～令和4年8月4日（木）	3日間	32,000
	131	新任管理者研修・10月（博多）	令和4年10月25日（火）～令和4年10月27日（木）	3日間	32,000
	141	中堅管理者研修	令和5年1月17日（火）～令和5年1月19日（木）	3日間	32,000
	145	次世代トップリーダー養成講座	令和5年2月1日（水）～令和5年2月3日（金）	3日間	32,000
組織マネジメント	104	ムダを省いて計画性を高める仕事管理術	令和4年4月26日（火）～令和4年4月28日（木）	3日間	32,000
	106	部下指導の考え方・進め方	令和4年5月10日（火）～令和4年5月12日（木）	3日間	32,000
	110	コミュニケーション活性化講座	令和4年5月25日（水）～令和4年5月27日（金）	3日間	32,000
組織マネジメント	114	チームマネジメント力強化講座	令和4年6月28日（火）～令和4年6月30日（木）	3日間	32,000
	121	実践で学ぶ！問題発見・解決力強化講座	令和4年7月27日（水）～令和4年8月26日（金）	4日間	36,000

## 第14章 スキルアップのために学びたい

組織マネジメント	126	ムダを省いて計画性を高める仕事管理術（博多）	令和4年9月13日(火)～令和4年9月15日(木)	3日間	32,000
	130	部下指導の考え方・進め方（博多）	令和4年10月4日(火)～令和4年10月6日(木)	3日間	32,000
生産管理	102	実践で学ぶ！5Sと目で見る管理	令和4年4月18日(月)～令和4年5月17日(火)	4日間	39,000
	111	管理者のためのQCD講座「品質管理」	令和4年6月1日(水)～令和4年6月3日(金)	3日間	32,000
	120	生産現場の改善の進め方（博多）	令和4年7月26日(火)～令和4年7月28日(木)	3日間	32,000
	127	管理者のためのQCD講座「原価管理」	令和4年9月20日(火)～令和4年9月22日(木)	3日間	32,000
	139	管理者のためのQCD講座「納期管理」	令和4年12月6日(火)～令和4年12月8日(木)	3日間	32,000
	143	5Sの定着化と成果の高め方	令和5年1月24日(火)～令和5年1月26日(木)	3日間	32,000
	112	ビジネスチャンスを広げる新規顧客開拓	令和4年6月7日(火)～令和4年6月9日(木)	3日間	32,000
営業・マーケティング	134	実践で学ぶ！提案営業の進め方	令和4年11月1日(火)～令和4年12月2日(金)	4日間	36,000
	140	営業担当者のためのわかりやすいプレゼンの極意	令和5年1月11日(水)～令和5年1月13日(金)	3日間	32,000
	147	営業担当者のための営業スキルの決め手	令和5年2月14日(火)～令和5年2月16日(木)	3日間	32,000
	105	決算書の読み方入門講座（博多）	令和4年4月26日(火)～令和4年4月28日(木)	3日間	32,000
財務管理	124	決算書の読み方入門講座	令和4年8月23日(火)～令和4年8月25日(木)	3日間	32,000
	146	経営課題と対策が見えてくる財務分析講座	令和5年2月7日(火)～令和5年2月9日(木)	3日間	32,000
	107	人事・労務管理がよくわかる入門講座	令和4年5月18日(水)～令和4年5月20日(金)	3日間	32,000
人事・組織	137	人が育つ会社になるための人材育成	令和4年11月28日(月)～令和4年11月30日(水)	3日間	32,000
	201	経営管理者養成コース（第36期）	令和4年7月5日(火)～令和4年12月9日(金)	24日間	298,000
管理者養成	202	工場管理者養成コース（第29期）	令和4年6月15日(水)～令和4年11月18日(金)	18日間	182,000

## 【問い合わせ先】

**1 换金交付申請先：**北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433

**2 研修申し込み先：**(独) 中小企業基盤整備機構 九州支部 中小企業大学校直方校

TEL 0949-28-1144

URL <https://www.smrj.go.jp/institute/nogata/index.html>

## 市内支援機関主催のセミナー等

市（産業経済局中小企業振興課、商業・サービス産業政策課）・FAIS 中小企業支援センター・北九州商工会議所では、各支援メニューのページで紹介しているもの以外に、中小企業のみなさんに役立つセミナー等を開催しています。

詳しい内容や日程は、各支援機関ホームページや広報誌でお知らせします。

### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課

TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

URL <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/san-chuushou.html>

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課

TEL 093-582-2050 FAX 093-591-2566

URL <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/san-shougyou-service.html>

(公財) 北九州産業学術推進機構 (FAIS) 中小企業支援センター

TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450 URL <http://www.ktc.ksrp.or.jp/>

北九州商工会議所 中小企業振興課

TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759 URL <https://www.kitakyushucci.or.jp/>

## 人材育成機関の紹介

**公立大学法人 北九州市立大学  
大学院マネジメント研究科  
(北九州市立大学ビジネススクール)**

〒802-8577 北九州市小倉南区北方4-2-1  
TEL 093-964-4208 (学術振興課教務第三係)  
E-mail [k2bs@kitakyu-u.ac.jp](mailto:k2bs@kitakyu-u.ac.jp)  
URL <http://k2bs.kitakyu-u.ac.jp/>

北九州市立大学ビジネススクールで「マネジメント」を学んでみませんか！

主に社会人を対象に、MBA（経営学修士）の学位を授与する専門職大学院です。

### 概要

大学院マネジメント研究科（北九州市立大学ビジネススクール）は、主に社会人を対象に MBA（経営学修士）の学位を授与する専門職大学院です。経営感覚に優れ、地域の中核的役割を担える高度なマネジメント能力を備えたリーダーを養成するため、アカデミックな「知」（理論知）と経験ベースの「知」（実践知）の双方が融合した実践的なプログラムを提供しています。

- <社会人に配慮した修学環境>
- ◇開講時間は平日夜間（18：30～21：40）と土曜日。平日夜間は、小倉駅直結のサテライトキャンパスにて授業実施。
- ◇長期履修学生制度を導入。標準修業年限2年を超えてもトータル授業料は同額。（最長4年）
- ◇社会での経験や知識、問題意識を重視した入学者選抜を実施。
- ◇2年間で修了する場合、ハローワークへ申請することにより入学金および授業料の一部が給付される、専門実践教育訓練給付金制度が適用。（受給条件等あり）

- 課程：専門職学位課程
- 定員：1学年30名
- 学位：経営学修士（専門職）  
MBA (Master of Business Administration)
- 修業年限：2年（最長4年までの長期履修学生制度あり）
- キャンパス：平日夜間／小倉サテライトキャンパス（アミュプラザ小倉7階）  
土曜日／北方キャンパス

### 入試概要

◆大学を卒業し、企業・官公庁等で2年以上の実務経験を有する社会人を中心募集します。  
※大学卒業以外の方は、出願前に出願資格審査を行います。入学試験日程等、その他詳しくは、学生募集要項をご確認ください。  
募集要項は、下記ホームページから、ダウンロードできます。

<http://k2bs.kitakyu-u.ac.jp/>

## 第14章 スキルアップのために学びたい

## 公益社団法人 九州機械工業振興会

〒804-0003 北九州市戸畠区中原新町1-1  
TEL 093-861-3001 FAX 093-861-3007  
URL <http://www.kyukishin.or.jp/>

「教育研修」「材料試験」「機械加工」の3事業を通じて、地域企業等の技術・技能の高度化や経営合理化の促進を図り、地域産業の振興を支援してまいります。お困りのことがあればお気軽にご相談ください。

確かな技術力で地域産業の育成・支援を続ける九機振	材料試験 (TEL: 093-861-3011)
<b>教育研修 (TEL: 093-861-3001)</b>	
豊富な経験と実績を兼ね揃えた講師陣が資格取得をバックアップいたします。新入社員、技能者及び技術者のスキルアップのため、ご活用ください。	○引張試験 (1,000KN) ○曲げ試験 ○マクロ試験 ○圧縮試験 (2,000KN) ○高温引張試験 ○金属ミクロ組織試験 ○硬さ試験 (ブリネル・ビッカース) ○衝撃試験 (500J) ○コンクリート・モルタル試験 ○プラスチック試験 (引張・曲げ・圧縮・耐薬品性) ○フィルム (ごみ袋) 試験 (引張・厚さ・伸び・衝撃・ヒートシール等) ※弊会発行の成績書は、公平・公正な第三者機関のものとして広く認められております。 ※北九州市発注の建築・土木・上下水道工事等の試験を行っております。
■クレーン関係資格取得のための講座 ○クレーン運転実技教習 (国家資格実技試験免除) ★ ○クレーン・デリック運転士「クレーン限定」学科試験準備講習会 ○玉掛け技能講習 (修了証交付) ★ ○床上操作式クレーン運転技能講習 (修了証交付) ★ ○クレーン運転業務特別教育 (修了証交付) ★は福岡労働局登録教習機関としての教習及び講習	
■非破壊試験技術者資格試験 (学科・実技・学科直前・再認証) 講習会 ○超音波 (UT) ○浸透 (PT) ○磁気 (MT)	○精密機械による依頼加工 ○機械加工技術における相談 ○三次元 CAD/CAM システムによる NC データの作成 ○主要設備 ジグボーラー (7B)、立形マシニングセンター (VS-5A) CNC ジグボーラー (YBM-9150V) (YBM-850) 大型平面研削盤、ガンドリルマシン、三次元測定機 ラジアルボール盤 横形マシニングセンター (SH-633) 他
■北九州市ものづくり人材育成講座 ○電気制御基礎技術 ○加工のための測定基礎技術	
■施設の開放利用 ○研修室 ○会議室 他	

職業訓練法人 北九州地区職業訓練協会  
マイテク・センター北九州

〒805-0048 北九州市八幡東区大蔵2-13-7  
TEL 093-651-3775 FAX 093-651-5573  
URL <http://www.mytec.ac.jp/>

職業訓練機関として、中小企業在職者のニーズに合わせた技能労働者の育成、技術の維持向上、資格取得に向けた各種講座を行っています。

資格取得・技能取得講座	パソコン講座
<b>■機械・金属系</b> ○ガス溶接技能講習 ○フォークリフト運転技能講習 ○玉掛け技能講習 ○小型移動式クレーン運転技能講習 ○高所作業車運転技能講習 ○足場の組立て等作業主任者技能講習 ○型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ○有機溶剤作業主任者技能講習 ○特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ○酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ○酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ○アーク溶接特別教育 ○クレーン運転業務の特別教育 ○自由研削用といしの取替え業務等の特別教育 ○高所作業車運転業務の特別教育 ○粉じん作業特別教育 ○低圧電気取扱い業務の特別教育 ○足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育 ○チエーンソーによる伐木等の業務の特別教育 ○足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育 (ベトナム人向け) ○墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務の特別教育 ○墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務の特別教育 (ベトナム人向け) ○第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育 ○安全衛生推進者養成講習 ○衛生推進者養成講習 ○職長・安全衛生責任者教育 ○チエーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育 ○携帯用丸のこ盤取扱作業者に対する安全衛生教育 ○刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 ○騒音作業従事労働者に対する労働衛生教育	○Windowsフォトで動画編集入門 ○YouTubeスキルアップ講座 ○親子でプログラミング入門 ○基礎から始めるワードとエクセル ○エクセル 関数 ○エクセル マクロ・VBA ○アクセス基礎 ○MOSワードとエクセル ○Photoshop・Illustrator基礎 ○Photoshop応用 ○必ずできるホームページ作成 (HTML/CSS) ○弥生会計入門 ○AutoCAD基礎 ○AutoCAD応用 ○AutoCAD 3D ○Jw_cad基礎
<b>安全体験講習</b>	
次の各コーナーでの安全作業の体験を通じて安全を考える マネキンを使ったリスクアセスメント教育	
<b>施設利用</b>	
教室・講堂・実習場などが利用できます。	

## 第14章 スキルアップのために学びたい

### 九州職業能力開発大学校 九州ポリテクカレッジ

〒802-0985 北九州市小倉南区志井 1665-1  
TEL 093-963-8352 (生産性向上人材育成支援センター)  
URL <https://www3.jeed.go.jp/fukuoka/college/>

企業・事業主団体や産業界からのニーズに対応するため、高度な技能や技術を有する人材を育成するために設けられた2年制・4年制の理系大学校です。

人材育成支援	技術支援
<p><b>■レディメイド型セミナー</b> 訓練時間数は12～24時間程度で、訓練内容や日程をあらかじめ設定、広く受講生を募集するコース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機械系セミナー (24講座予定)</li> <li>○電気・電子・情報系セミナー (37講座予定)</li> <li>○居住系セミナー (13講座予定)</li> </ul> <p>※各セミナーの詳細はホームページをご覧ください。</p>	<p><b>■受託・共同研究</b> 企業・団体等と連携を図りながら、機械、電気、電子情報、居住系の分野で、多様なニーズ（新製品の開発・新技術の導入・生産設備の自動化・業務の効率化等）に対応した研究開発を行っています。</p> <p><b>研究事例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○磁気探査用ペンレコーダ無線遠隔操作装置の改良</li> <li>○メカトロ機器学習装置の開発</li> <li>○3Dプリンタ制御装置の応用における工作機械リノベーション</li> <li>○協働ロボットのためのエンドエフェクターアクティブ検出機能の開発及び協働ロボット活用に関する研究</li> <li>○床および屋根構面の面内せん断性能に関する実験的研究</li> </ul>
<p><b>■オーダーメイド型セミナー</b> レディメイド型セミナーでは、企業・団体等が希望する内容、日程等とならない場合、当大学校と内容、日程等を調整し実施するコース</p> <p>※受講料等はレディメイド型セミナーと同等です。</p>	<p><b>施設設備・機器等の利用</b></p>
<p><b>■講師派遣</b> 企業・団体等が従業員や構成員の社員教育や研修の実施をする場合、機械、電気、電子情報、居住系の講師の派遣を行います。</p>	<p><b>■貸与施設・設備</b> 事業主や事業主団体が自ら行う教育訓練や研修の場を提供するために、教室や会議室等の施設のほか、実習場の設備・機器等の開放を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○旋盤・フライス盤・マシニングセンタ 等</li> </ul>

### 福岡職業能力開発促進センター ポリテクセンター福岡

〒806-0049 北九州市八幡西区穴生 3-5-1  
TEL 093-622-5738  
URL <https://www3.jeed.go.jp/fukuoka/poly/>

企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、企業の人材育成を総合的にサポートします。

能力開発セミナー	■オーダーメイドセミナー
<p><b>在職者の方を対象にした、ものづくりに関する専門知識や技能・技術の向上を目的とした2～5日間程度の短期間のセミナーです。</b></p> <p>コースは、機械・金属、電気・電子、居住の“もののづくり分野”を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などのコースを設定しております。</p>	<p><b>カリキュラム内容などをご相談しながら、カスタマイズしたセミナーを計画・実施させていただきます。</b></p> <p>〈こんな方にオススメ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の生産現場に即した研修を実施したい。</li> <li>・公開中のセミナーでは、日程が合わない。</li> </ul>
<p><b>■レディメイドセミナー</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○機械系コース (30コース予定)</li> <li>○電気・電子系コース (14コース予定)</li> <li>○居住系コース (32コース予定)</li> </ul> <p>※各セミナーのコース詳細はホームページをご覧ください。</p> <p>〈こんな方にオススメ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能や技術の向上を図りたい。</li> <li>・仕事で必要な知識を学びたい。</li> <li>・中堅・指導者向けの社員を育成したい。</li> <li>・新たな製品を開発したい。</li> </ul>	<p><b>生産性向上支援訓練</b></p> <p>企業が生産性を向上させるために必要な知識などを習得する訓練で、専門的知見を有する民間機関等と連携して、企業が抱える課題や人材育成ニーズに対応した訓練を実施します。</p>
	<p><b>施設設備貸出・指導員派遣</b></p> <p>「研修したいが講師がない」「研修したいが機械を止められない」「研修場所がない」といった企業の要望に応じて、当センターの施設・設備（実習場や訓練用機器等）の貸出や指導員を企業に派遣しています。</p>



# 第15章 技能や技術者としてのセンスを高めたい

## 北九州マイスター・北九州技の達人

本市の産業を支えている高度な技術・技能を次世代に継承するため、「北九州マイスター」、「北九州技の達人」として認定・表彰しています。

### 1 北九州マイスター、北九州技の達人

	北九州マイスター	北九州技の達人
対象産業分野	金属・機械関係、化学・窯業関係、電気・電子関係、建築・建設関係など	生活関連・サービス系技能職種等を含む全産業分野
認定者数	56名（別途、名誉マイスターとして1名認定）	84名
募 集	令和4年5月～6月頃（予定） ※募集に関する詳細は <a href="#">北九州マイスター</a> 検索	隔年で認定・表彰を行っているため、2022年度の募集はありません。

※認定の制度や過去の認定者は、[北九州マイスター](#) 検索 もしくは [北九州技の達人](#) 検索

### 2 北九州マイスター「匠塾」

企業などで働く技術者に北九州マイスターの「匠の技」を伝授する少数精銳・実技中心の技能講習会です。令和4年度は、仕上げ・旋盤・フライス盤コースを春に、溶接コースを春と冬に開講します。

※開催日程、開催場所や申込先などの詳細は、[北九州マイスター匠塾](#) 検索

### 3 北九州マイスターヘルプデスク事業（北九州マイスターによる出張技術指導）

技術の課題を克服し、体力をつけようとする地域企業のもとへ、「北九州マイスター」が出張し、技術指導を行います。普段使い慣れている貴社の施設・設備を使って指導を受けることができます。まずは、お気軽にご相談ください。

指導項目	溶接、旋盤、フライス盤、マシニングセンター、仕上げなど ※その他、ご希望する指導内容をご相談ください。		
費 用	指導時間	技術指導料	補助金額 (市内中小企業)
	3時間（半日）	20,000円	10,000円
			6時間（1日） 40,000円 20,000円
※北九州市からの費用負担については、回数および上限金額の制限があります。 ※北九州市内中小企業でない場合、旅費などが必要な場合があります。			
申込方法	①まずは、希望する指導内容を下記の申込先へ電話でご相談ください。 【お申込み・お問合せ先】 北九州市産業経済局雇用政策課 TEL 093-582-2419 ②指導内容決定後、所定の様式にて、お申込みください。		

※その他、申込様式などの詳細は [北九州マイスターヘルプデスク](#) 検索

#### 【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

# 第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

## 官公需受注に関する情報サイト

### 1 官公需情報ポータルサイト（中小企業庁）

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している発注情報を収集、中小企業・小規模事業者が欲しい入札情報を一括して検索・入手できるポータルサイトです。

サイト URL <https://www.kkj.go.jp/>

### 2 北九州市技術監理局契約部ポータルサイト

北九州市の入札・契約情報等を検索・入手できるポータルサイトです。

サイト URL <http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

#### 【問い合わせ先】

1：中小企業庁 事業環境部 取引課	TEL 03-3501-1669
2：北九州市技術監理局契約部	
制度・業者登録など 契約制度課	TEL 093-582-2545
工事入札契約案件 契約課【工事】	TEL 093-582-2256
物品入札契約案件 契約課【物品】	TEL 093-582-2017

## 国の補助金等情報サイト

ミラサポ plus では、中小企業事業者・小規模事業者の皆様に、中小企業支援施策（制度）を「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指し、制度をわかりやすく検索できる機能や、各制度の説明や申請方法をご案内しています。



サイト URL <https://mirasapo-plus.go.jp/>

#### 【問い合わせ先】

ミラサポ plus コールセンター TEL 050-5370-4340

## 中小企業等経営強化法に基づく支援

### ～即時償却や税額控除といった税制支援、金融支援等の特例を措置～

中小企業等経営強化法は、中小企業・小規模事業者等の経営力向上を図るため、「経営力向上計画」を策定し国の認定を受けた企業に対し、税制や金融支援などの特別措置を行うものです。

なお、(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センターは、経営革新等支援機関に認定されており、経営力向上計画の作成支援をはじめ、経営課題解決のためのサポートを行っています。お気軽にご相談ください。

#### ◆ STEP1 経営力向上計画を策定

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、事業者の経営力を向上させるための取組内容を記載した事業計画です。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取り組み等を記載します。策定にあたっては、認定経営革新等支援機関のサポートを受けることができます。

#### ◆ STEP2 担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等にのっとって策定した計画を提出し、認定を受けます。

#### ◆ STEP3 税制・金融などの支援措置

新たに取得した一定の設備について支援措置を受けることができます。

##### 【税制措置】

- 中小企業経営強化税制（法人税・所得税）の活用により、即時償却または最大で10%の税額控除が可能
- 中小企業事業再編投資損失準備金の活用により、株式取得時の準備金積み立て（取得額の一定割合の損金算入）
- 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減

##### 【金融支援】

- 特定事業者向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など
- 特定事業者等向け（特定事業者除く）：（独）中小企業基盤整備機構の債務保証 など

##### 【問い合わせ先】

★ 詳細な手続きや要件等については、中小企業庁ホームページよりご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

(公財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

## 国立大学法人九州工業大学 先端研究・社会連携本部 産学イノベーションセンター

国立大学法人九州工業大学 先端研究・社会連携本部 産学イノベーションセンターでは、大学の研究活動の強化を図るべく国際産学連携活動の推進等に取り組むほか、産学連携を推進するべく技術相談や共同研究等の組成支援、技術移転などに取り組んでいます。

研究能力強化	学内の研究強化	大学の研究活動の調査・分析・評価・広報に取り組み、研究能力の強化と特徴的な研究活動の先鋭化等に取り組んでいます。
	国内外の連携研究プロジェクト	学内外の連携研究プロジェクトの企画・立案を行うほか、海外研究機関等との国際産学連携活動の推進に取り組んでいます。
産学連携支援	情報発信	ホームページ、メールマガジン、出展事業等で各種セミナーやシンポジウム、技術シーズ等の情報発信を行っています。
	産学官の交流の場づくり	大学の技術シーズ等を紹介する「技術シーズ移転セミナー（仮称）」を開催しています。
	技術相談	企業の皆様から技術課題の相談を受けています。
技術移転	共同研究等の組成支援	企業と本学の研究者の共同研究・受託研究等のコーディネートをします。
	技術移転	本学が生み出した特許のライセンスに関する相談や契約手続き等を支援しています。
	ベンチャー支援	インキュベーション施設の運営を通じて、ベンチャー企業を支援します。

### 【問い合わせ先】

国立大学法人九州工業大学 先端研究・社会連携本部 産学イノベーションセンター

〒804-8550 北九州市戸畠区仙水町1-1 TEL 093-884-3485 FAX 093-881-6207

◆その他詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.ccr.kyutech.ac.jp/>



## 北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター

北九州工業高等専門学校地域共同テクノセンターは、地域産業の振興、新製品開発を積極的に支援するために地場企業との連携をサポートします。

共同研究	本校の教職員と企業等の研究者が在職のままで、共通の課題について共同で研究を進めます。
受託研究	企業等から委託を受け、企業等に代わって本校の教員が研究を行います。
技術相談	技術相談部門で受け付けます。また、技術者の再教育や研修を行います。
施設利用	本校が所有する加工設備を利用できます。

### 【問い合わせ先】 北九州工業高等専門学校 地域共同テクノセンター（総務課 研究支援係）

〒802-0985 北九州市小倉南区志井5-20-1

TEL 093-964-7216 FAX 093-964-7214 URL <https://www.kct.ac.jp>

## 公立大学法人 北九州市立大学 地域産業支援センター

北九州市立大学地域産業支援センターは、地域の企業からの技術相談や経営相談に対応する『大学の相談窓口』として、理系・文系を問わず幅広く大学の研究成果を地域へ還元し、地域の産業を支援します。

技術相談	環境技術研究所等が相談に対応します。
経営相談	地域戦略研究所等が相談に対応します。
研究開発	技術相談から共同研究課題を発掘して、実りのある产学連携を実現します。
施設利用	大学の豊富な計測・分析機器および加工設備が利用できます。
情報提供	大学独自のネットワークを活用したセミナー等により、新しい視点を発信します。

**【問い合わせ先】**公立大学法人 北九州市立大学 地域産業支援センター事務局  
 〒808-0135 北九州市若松区ひびきの1-1 TEL 093-695-3311 FAX 093-695-3368  
 E-mail kikaku@kitakyu-u.ac.jp

## 福岡県工業技術センター

「地域企業の発展を支援する実践的研究開発機関」として、県内中小企業等からの技術相談対応・依頼試験の実施や、センターの研究成果をベースとした製品開発など、地域企業を技術面から支援しています。

〈技術支援研究機関〉

機械電子研究所	金属系材料及び機械・電子関連技術の研究・相談 所在地 北九州市八幡西区則松3-6-1 TEL 093-691-0231 (技術総合支援室)
化学繊維研究所	繊維及び有機・無機材料関連技術の研究・相談 所在地 筑紫野市上古賀3-2-1 TEL 092-925-7402 (技術総合支援室)
生物食品研究所	食品及びバイオテクノロジー関連技術の研究・相談 所在地 久留米市合川町1465-5 TEL 0942-30-6213 (技術総合支援室)
インテリア研究所	生活・住環境関連技術の研究・相談 所在地 大川市上巻405-3 TEL 0944-86-3259 (技術総合支援室)

〈事業（支援内容）〉 それぞれの研究機関が各専門分野で次の事業を行っています。

研究開発	企業や市場のニーズを踏まえ、新製品・新技術の開発から企業での事業化までの実践的研究開発を推進します。
人材育成	生産現場のものづくりを担う人材や新たな技術を開発する人材の育成を目指し、関連団体等とも連携して研修などを行います。
技術相談	企業の抱える課題やニーズを把握し、研究開発事業や試験分析などへの開発を含めた、きめ細やかな支援を行います。
情報収集・提供	企業現場への積極的な訪問等により業界状況を把握するとともに、技術や研究成果、補助金やセミナー等の情報発信を行います。
技術交流	技術研究会の運営、産学官交流・連携の促進により、研究開発プロジェクトの創出や関連機関との連携を図ります。
試験分析	新たな製品化、事業化につながる試験分析を行います。設備を使用することができます。
コーディネート	研究開発だけにとどまらず、それぞれのステージに合った総合的支援を行うために、関係機関と連携・協力して企業の発展を支援します。

**【問い合わせ先】**福岡県工業技術センター 企画管理部

〒818-8540 筑紫野市上古賀3-2-1 TEL 092-925-5977 FAX 092-925-7724

URL <https://www.fitc.pref.fukuoka.jp/> E-mail [joho@fitc.pref.fukuoka.jp](mailto:joho@fitc.pref.fukuoka.jp)

## ロボット・DX推進センター

### 概要

「ロボット・DX推進センター」は、地域企業の生産性向上や産業の高度化を図ることなどを目的として、地域企業のロボット導入やDX（IoTの導入や業務のデジタル化等からビジネスモデルの変革まで）推進をワンストップで支援するために、令和4年4月に開設しました。

「導入支援」、「操作体験」、「人材育成」等の取組みを通じてロボット導入やDX推進に意欲のある地域企業を総合的・一元的に伴走支援します。

また、地域企業と高等教育機関、金融機関等との連携を促進し、地域産業の高度化を目指します。

### 場所

北九州学術研究都市（技術開発交流センター1F）



### センターの取組み

#### ワンストップで支援

##### ロボット導入支援

##### DX推進支援

###### 導入支援（無料相談、現場訪問、伴走支援） P34 参照

企業の生産性向上に向けた相談にワンストップで対応。  
FAISコーディネータや市内企業などの専門家が無料で相談、現場訪問、導入検討・導入実施まで切れ目の無い伴走支援を実施  
事例紹介やSler企業・大学等の紹介・連携など幅広くサポートします。

###### 操作体験（ロボット・デジタル展示） P34 参照

ロボット、デジタル機器のデモ展示を実施。見て、触れ、操作することができます。  
コーディネータが丁寧に説明します。

###### 人材育成 P35 参照

経営層向けスクール、現場リーダー向けスクール、地元大学生の専門知識を活用したインターンシップ  
など、多様な人材育成メニューを用意し、中小企業を支援します。

###### 導入補助金 P36 参照

産業用ロボット・デジタル化・DXに係る各種補助金を準備  
企業のロボット導入・DX推進の段階に応じたきめ細やかな支援を行います。  
※研究開発補助も実施します。

###### 集いの場、産学官金連携、情報発信 P34 参照

地域企業、Sler、大学、金融機関等の集いの場を創出  
(地域企業のニーズやSler、九工大のシーズの情報共有を促進)  
交流会の実施や協力企業等によるセミナー・説明会も企画します。

###### DX推進プラットフォーム・Slerネットワーク P37 参照

当センターに関する支援内容の詳細はP33～P37をご確認ください。

### 【問い合わせ先】

ロボット・DX推進センター

(公財) 北九州産業学術推進機構 (FAIS)

〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1 技術開発交流センター1F

TEL 093-695-3077 FAX 093-695-3667

## 北九州市東京事務所・首都圏企業立地支援センター

北九州市東京事務所は、交通に便利な有楽町駅前の東京交通会館6階にあります。

事務所は、「土曜日開所」「Free-WiFi完備」「50名規模が使用できるスペース」という利便性を有しております。北九州市に御縁のある企業・個人であれば、どなたでもご利用いただけます。

**■ご利用例：営業の合間の立寄り、商談場所、会社説明会、セミナー、採用会場（試験・面接）等**

ご利用に関するお問い合わせ、ご予約についてはお気軽に東京事務所までご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事務所の開所日等を変更する場合がありますので、一度お問い合わせください。

### 【北九州市東京事務所】

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館6階  
(JR「有楽町駅」中央口・京橋口より徒歩1分、

地下鉄「有楽町駅」D8出口から直結)

開所時間：9:00～17:45（月～土曜日）

※土曜日が祝日の場合はお休み



### 【問い合わせ先】

北九州市東京事務所・首都圏企業立地支援センター TEL 03-6213-0093

## 司法書士総合相談センター

福岡県司法書士会が開設した窓口で、相続登記や会社設立などの登記相談、悪質商法などの消費者問題、借金などの多重債務問題、成年後見など、司法書士が相談に応じます。個人だけでなく、自営業者等の中小企業の相談も受け付けています。

無料電話相談	月曜日～金曜日（祝日除く） 18時～20時 TEL 0570-783-544
司法書士紹介	月曜日～金曜日（祝日除く） 10時～16時 TEL 0570-783-544 事案に応じて司法書士を紹介します。 費用については、事務所ごとに決まっていますので、直接お尋ねください。

【問い合わせ先】福岡県司法書士会北九州支部

〒803-0817 北九州市小倉北区田町11-10 オークラ田町ハイツ202号  
TEL 093-571-8445

## 福岡県中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業の組合設立や運営など、組織化支援を行う団体です。その他、組合制度を活用した創業、BCP策定支援など、企業が連携して行う活動を支援します。

- 協同組合・企業組合などの設立・運営支援
- 弁護士や税理士等による個別専門指導
- 官公需適格組合の認定取得支援、官公需受注の促進
- 中小企業組合等課題対応支援事業の実施・支援
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の育成
- 組合青年部の強化、福岡県青年部協議会の事業実施支援
- 「BCP」及び「事業継続力強化計画」の策定支援
- 組合の各種問題に関する講習会・講演会等の開催
- 企業組合制度を活用した創業・起業支援
- 組合等が行う研修会等への経費支援
- 中小企業及び組合に関する調査・研究
- 各種共済制度の申込窓口設置
- 機関誌・ホームページ・Eメールによる情報提供

組合等に対し、問題解決のための調査及び対策の実現化等にかかる費用を補助（詳細は次のとおり）

補助事業名	内 容	補助割合
中小企業組合等活路開拓事業	組合等を中心に共同して調査研究、ビジョン策定、事業化・試作品開発等実現化に向けた支援	6/10以内
組合等情報ネットワークシステム等開発事業	組合等を基盤としたネットワークシステムの構築、アプリケーションの開発並びにこれらの計画立案や提案依頼書の作成支援	6/10以内

【問い合わせ先】福岡県中小企業団体中央会 北九州支所

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館6階  
TEL 093-531-0181 FAX 093-531-0469  
URL <https://www.chuokai-fukuoka.or.jp/>

## 北九州市の国家戦略特区について

「国家戦略特区」は、国が区域を指定して、規制緩和や事業者への支援を進めることにより、ビジネスがしやすい環境を創出するための制度です。北九州市は、2016年に市全域が指定されました。

### ○北九州市が活用している規制緩和・事業者への支援メニュー（主なもの）

北九州市は、高齢化社会への対応や創業・雇用創出、近未来技術分野を中心に、規制緩和や事業者支援に係る特区メニューを活用しています。

#### 先進的介護・高齢者活躍拠点の形成

**特区活用  
全国初!** 介護ロボット等を活用した先進的介護の実証実装

市内の介護施設で、介護ロボットの開発・導入の実証実験を実施。



**特区活用  
全国初!** シニア・ハローワークの設置

50歳以上の求職者を重点的に支援。



#### 近未来技術の開発・実証拠点の形成

**電波法・特定実験試験局免許の迅速な取得**

電波を活用した実証実験を行った際、迅速な免許発給が可能。

**北九州高度産業技術実証  
ワンストップサポートセンター**

研究主体による自動走行、小型無人機、電波利用の実証実験が円滑に実施できるよう、ワンストップでサポート。



ONE STOP  
Support Center  
for Demonstration Tests

#### 創業・雇用創出拠点の形成

**外国人創業活動促進事業**



外国人の起業に必要な要件（資本金・雇用人数、事業所）を半年間猶予し、その後、さらに最長1年間、コワーキングスペース等も事業所として認めることで創業がより円滑に。

**高度人材外国人受入促進事業**

Pick up!

本市が認定した対象財政支援を受ける企業で就労する外国人材を対象に、在留資格「高度専門職」の取得に必要なポイントを「+10点」特別加算。

**特区活用  
全国初!** 海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

海外の大学を卒業後、日本での就職を目指して来日した外国人留学生の日本語学校卒業後の就職活動継続を支援。

**開業ワンストップセンター/雇用労働相談センター**

開業に必要な登記、税務、年金・社会保険等の手続に関するオンライン申請や相談をワンストップで対応。



また、スタートアップ企業を中心に、雇用主や労働者からの相談に弁護士等が対応。

外国人社員の方の在留資格「高度専門職」の取得を支援し、企業のダイバーシティの取組を応援！

**特例活用のメリット**

「高度人材外国人受入促進事業」をご活用いただくことで、「+10点」の特別加算により、「高度専門職」の許可を取得※しやすくなります。※合計70点以上

#### <在留資格の比較>

出入国管理上の優遇措置あり		
	技術・人文知識・国際業務	高度専門職
在留期間	中小企業は当初1年更新（上場企業等は5年更新）	5年更新
永住許可要件	在留歴10年	在留歴3年（70点以上） 在留歴1年（80点以上）
親の帯同	×	○
配偶者の就労	週28時間以内の資格外活動のみ	「技術・人文知識・国際業務」「研究」「教育」「興行」分野
入国管理局での在留手続き優先処理	×	○

#### <ポイント計算イメージ>

項目	要件	点数
学歴	日本の大学・大学院卒業	10点
	修士号	20点
職歴	3年以上5年末満	5点
年齢	30歳未満	15点
年収	400～500万円	10点
特別加算	特区特例	10点
合計		70点

#### <対象>

下記の財政支援を受けている市内企業で就労する高度外国人材で、在留資格の更新・変更・新規取得の申請をする方

- グリーンアジア国際戦略総合特区における固定資産税の課税免除（P.28）
- 北九州市環境未来技術開発助成（P.68）
- 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金（P.88）

申請方法等の詳細は、ホームページをご確認ください。（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/28500203.html>）



これら以外にも、国が制度化しているメニューを活用することができます。

また、新たな規制緩和を、国へ提案することもできます。

もし、事業実施にあたり、国の規制による「お困りごと」がありましたら、ご相談ください。

#### 【問い合わせ先】

北九州市 企画調整局 地方創生 SDGs 推進部 企画課 TEL 093-582-2904 FAX 093-582-2176

## SDGs（持続可能な開発目標）について

### 1 SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2030年までの世界共通の開発目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）から構成され「誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、すべての国々が取り組んでいます。

北九州市は、公害克服の経験で培われた技術力や市民力を生かし、環境国際協力からビジネスに繋げるなど様々な分野でSDGsを先取りする取り組みを行ってきました。これらの取り組みは、国の「SDGs未来都市」への選定をはじめとして、国内外から高い評価を受けています。



SDGs 未来都市選定



SDGs 推進に向けた世界のモデル都市選定



地方・地域政府フォーラム（ニューヨーク）での発表

### 2 北九州SDGsクラブについて

SDGsの達成のために、産学官民による幅広い活動の推進が不可欠です。北九州市では、SDGsに関連する活動に取り組んでいる、又は関心をもっている団体・企業・個人等が参加できる組織「北九州SDGsクラブ」を創設し、会員同士の交流や情報交換、会員間が連携した取り組みの実施や会員金融機関による支援などを通じて、各々の活動の活性化を目指しています。



#### (1) 加入について

- ・SDGsに取り組む、または関心のある企業・団体・学校・個人等
- ・会費は無料

※詳細、会員登録等については、HPをご覧ください。<https://www.kitaq-sdgs.com/>



#### (2) プロジェクトチーム

プロジェクトチームとは、北九州SDGsクラブ会員（以下、クラブ会員）が地域課題の解決のため、趣旨に賛同する他のクラブ会員と連携して活動するチームのことです。

クラブ会員は、解決したい課題などに基づき、共通の認識を持つクラブ会員を募り、連携することにより、活動の幅を広げることができます。SDGsクラブは、会員のマッチングや情報発信をサポートします。

プロジェクトチームを推進することで「地域課題の新たな解決モデル」の創出を目指します。



※詳細、現在活動中のプロジェクト等については、下記HPをご覧ください。

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324\\_00011.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00011.html)

## 第16章 ご利用ください（役立つ制度・各種機関）

### (3) SDGs 経営サポート

北九州 SDGs クラブでは、金融機関と連携し、会員企業が経営戦略として SDGs を活用することを支援する「SDGs 経営サポート」を実施しています。

北九州 SDGs クラブの会員である金融機関のご協力のもと、会員企業のみなさまのご依頼をワンストップで受け、様々なニーズやシーズにお応えします。

#### 【各金融機関による様々なサポート内容】

- ・自社の技術やサービスを SDGs に役立てるための連携先を探したい
- ・SDGs に取組みたいが、何から始めていいのか相談したい
- ・労務管理を見直し、働き方改革をしたい
- ・海外展開のサポートを依頼したい

#### 【参加金融機関一覧（R4.3 現在）】 ※ 50 項順

	金融機関名		金融機関名
1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11	株式会社広島銀行
2	アクサ生命保険株式会社	12	株式会社福岡銀行
3	株式会社北九州銀行	13	福岡ひびき信用金庫
4	住友生命保険相互会社	14	株式会社みずほ銀行
5	損害保険ジャパン株式会社	15	三井住友海上火災保険株式会社
6	第一生命保険株式会社	16	株式会社三井住友銀行
7	東京海上日動火災保険株式会社	17	三井住友信託銀行株式会社
8	株式会社西日本シティ銀行	18	三井住友ファイナンス&リース株式会社
9	株式会社日本政策金融公庫	19	株式会社三菱 UFJ 銀行
10	日本生命保険相互会社	20	明治安田生命保険相互会社

※詳細、サポート利用方法等については、下記 HP をご覧ください。

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324\\_00006.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00006.html)

## 3 北九州 SDGs 登録制度について

今後、企業等が経営を行っていく上で、SDGs や脱炭素の取組みは不可欠な要素であり、対応しないと市場から淘汰されかねない潮流となりつつあります。

そのような中、本制度は、SDGs の達成に寄与する企業等の取組内容等を「見える化」し、地域の SDGs の取組みの誘発・加速を図ります。

その結果、多くの企業等が SDGs や脱炭素の視点を経営に取り入れることで持続可能な成長につなげていただき、それを以って、地域の自律的・好循環（※）の実現を目指します。

#### （※）自律的好循環

地域の企業や金融機関、地方公共団体等が連携し、地域における SDGs 達成に向けた事業活動を通じて、地域課題の解決を図りながら、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資すること。

### (1) 対象

市内に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業・団体  
※教育機関、個人事業主含む

### (2) 登録の要件

SDGs クラブに加入している企業等が、下記の 3 要件を満たすことが必要  
※ SDGs クラブ未加入の企業等は、登録時に加入

#### 【様式 1】 SDGs 達成に向けた取組状況（チェックシート）

・「経済・社会・環境」を網羅した 12 項目を原則全て記載

#### 【様式 2】 SDGs 達成に向けた宣言書

・「経済・社会・環境」の三側面に関連して重点的に取り組む内容を宣言

#### 【様式 3】 地域課題への取組み（随時追加）

・市が示す「企業等が参画可能な取組一覧」の中から、参画する取組を選択

## (3) 登録のメリット（随時追加）

- ① 企業等の取組みの発信・PR 【例】市HPでの登録内容の公開
- ② 公共調達等における優遇措置
  - 北九州市総合評価落札方式（工事）における加点
  - まち・ひと・しごと創生総合戦略資金の融資対象
- ③ 「SDGs 経営サポート」参加金融機関による支援
- ④ 北九州 SDGs マークの利用

※詳細については、下記HPをご覧ください。

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324\\_00016.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00016.html)

## 4 北九州 SDGs 未来都市アワードについて

北九州 SDGs 未来都市アワードとは、SDGs 及び ESD（持続可能な開発のための教育）に取り組む活動者の意欲の向上と、本市におけるこれらの活動をより一層発展させることを目的とし、SDGs の達成に貢献する「持続可能な社会づくり」やそれを担う「人づくり」活動を表彰するものです。

## (1) 対象者

北九州市内を中心に SDGs・ESD の普及に貢献し、SDGs 達成に寄与する活動を展開している企業・団体・学校の活動。

## (2) 表彰部門（令和3年度）

- ①市民部門 ②企業部門

※受賞企業は、北九州市中小企業融資制度「⑫まち・ひと・しごと創生総合戦略資金」(P.15)の申込対象になります。

## (3) 募集期間（予定）

令和4年7月～令和4年10月頃（表彰式は令和5年3月頃）

※詳細については、下記HPをご覧ください。

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01\\_0613.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0613.html)

### 【問い合わせ先】

1～3：北九州市企画調整局企画課  
4：北九州市環境局総務政策部環境学習課

TEL 093-582-2302 FAX 093-582-2176  
TEL 093-582-2784 FAX 093-582-2196

## 働く人のメンタルヘルスに関する相談窓口

### 1 九州労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター（北九州市小倉南区曾根北町1番1号）

悩みやストレスに伴う心身の不調を抱える勤労者のための相談機関です。医学的に問題の無い方の相談を積極的に受け付けております。通常の診察とは異なりますので、投薬や検査などは行いません。各種保険は適用されません。初回相談は無料、2回目以降は有料です。

○個別相談 予約制 TEL 093-475-9626までお問い合わせください。

※その他、職場でのメンタルヘルス研修や体制整備づくりのご相談も承ります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

URL [http://www.kyushuh.rofuku.go.jp/bumon/c\\_mental.html](http://www.kyushuh.rofuku.go.jp/bumon/c_mental.html)

### 2 福岡産業保健総合支援センター・地域窓口（地域産業保健センター）

働く人の「こころ」と「からだ」の健康保持増進活動をサポートするため、無料で産業保健サービスを提供します。

○福岡産業保健総合支援センター（産業保健スタッフ向けのサービス）

産業保健スタッフからのメンタルヘルス相談対応、産業保健スタッフ向けの研修、職場のメンタルヘルス対策取組み支援・管理監督者向けメンタルヘルス教育研修（デモンストレーション）など。

○地域窓口（地域産業保健センター）（小規模事業場向けのサービス）

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者・労働者からのメンタルヘルス相談対応など。

※メンタルヘルスを含む、労働安全衛生に関する様々な相談への対応について情報発信しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。URL <http://www.fukuokasanpo.jp/>

#### 【問い合わせ先】

- |                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| ○福岡産業保健総合支援センター                      | TEL 092-414-5264 |
| ○門司地域窓口（門司区）                         | TEL 093-371-2115 |
| ○小倉地域窓口（小倉北区、小倉南区）                   | TEL 093-513-1212 |
| ○北九州西地域窓口（八幡東区、八幡西区、若松区、戸畠区、中間市、遠賀郡） | TEL 093-681-6222 |

#### 【メンタルヘルス関連ホームページ】

##### 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」(URL <http://kokoro.mhlw.go.jp>)

こころの悩みがある、誰かに相談したい、こころの健康問題により休職中の社員がいる、職場のメンタルヘルス対策について知りたい等、働く人のこころの健康に関するさまざまな情報を提供しています。（運営：厚生労働省）

○メンタルヘルスに関する相談機関、診療機関の名簿等の事業場外資源

##### 労働衛生関係情報 厚生労働省ホームページ (URL <http://www.mhlw.go.jp>)

福岡労働局ホームページ (URL <http://fukuoka-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

メンタルヘルス対策等労働衛生関係の情報等を掲載しています。（運営：厚生労働省・福岡労働局）

○事業場内メンタルヘルス推進担当者テキスト ○労働者の疲労度蓄積度チェックリスト  
○ストレスチェック制度について ○心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き など

##### 北九州市「いのちとこころの情報サイト」(URL <http://www.ktq-kokoro.jp/>)

ストレスと上手に付き合うために、こころの病気の基礎知識など、情報や地域に特化した各種相談窓口を掲載しています。（運営：北九州市）

##### 気軽に簡単ストレスチェック 北九州市「こころの体温計」(URL <https://fishbowlindeindex.jp/kitakyushu/>)

簡単な質問に答えるだけで、現在のストレスや落ち込み度が分かります。（運営：北九州市）

## 保健・医療・福祉・介護に関する相談窓口

### 1 地域包括支援センター【北九州市】

保健師等の専門職が、無料で介護保険や認知症等、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じます。詳しくは市のホームページ又は右記の2次元コードでご確認ください。

ホームページアドレス [https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file\\_0951.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0951.html)



### 2 まちかど介護相談室【北九州市、公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会】

介護施設等の職員が無料で介護等に関する相談に応じます（働く方も相談しやすい土日相談可の施設あり）。

詳しくは市のホームページ又は右記の2次元コードでご確認ください。

ホームページアドレス <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500252.html>



#### 【問い合わせ先】

北九州市保健福祉局地域福祉推進課

TEL 093-582-2060 FAX 093-582-2095

## 北九州商工会議所取扱の各種共済制度など

### 1 労働保険事務組合

労働保険（労災保険・雇用保険）に関する事務処理を事業主に代わって行います。

#### 労働保険事務組合へ委託するメリット

- ①労働保険料の申告・納付等を事業主に代わって手続きしますので事務負担が軽減されます。
- ②金額に関係なく労働保険料を3回に分割納付できます。
- ③労災保険に加入できない事業主なども労災保険に加入できます（特別加入制度）。

#### 委託できる事務の範囲

- ・概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する手続き
- ・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届等の届出等の手続き
- ・労災保険の特別加入（特別な任意加入）の申請、雇用保険被保険者の届出等の手続き
- ・その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する手続き

### 2 北九州商工会議所 生命共済制度

事業主や役員、従業員の事故などを対象とした共済制度です。業務上、業務外を問わず、事故死亡・病気死亡にくわえ、不慮の事故による身体の障がい・入院（5日以上）を24時間保障します。

加入資格	北九州商工会議所会員事業所もしくは特定商工業者の事業主、役員およびその従業員で14歳6ヶ月超70歳6ヶ月以下の方（更新する場合に限り、75歳6ヶ月までご継続いただけます）。
掛 金	掛捨て式の保険です。 掛金は年齢区分、性別、口数（最高11口、61歳以上は低減）により金額が異なります。 《加入例：35歳までの方1口（100万円）につき1月あたり 男性 324円、女性 283円》
手続き等	簡単な手続きでご加入いただけます。ただし、被保険者各人の健康告知が必要です。 ・申込み：毎月15日まで ・効力：毎月15日までの申込み分は、翌々月の1日から効力が発生 (ただし、第1回目の掛金振替（申込み翌月22日）ができた契約に限ります。)
保 障	業務上、業務外を問わず、安心の24時間保障。事故死亡・病気死亡、身体の障がいやけがの入院（5日以上）を保障します。 また、北九州商工会議所独自の病気入院見舞金もあります。
掛 金 の 税務上の 取 扱 い	法人：全額損金に算入できます。 個人事業所：被保険者が経営者であれば生命保険料の控除、被保険者が従業員であれば全額必要経費に算入できます。

\* 詳しくはお問い合わせください。

### 3 退職金制度

従業員や経営者の退職金を、無理なく積み立てできる制度です。

#### (1) 北九州商工会議所 特定退職金共済制度（従業員の退職金積立制度）

事業主（事業所）が従業員の退職金を準備するための制度です。従業員の勤労意欲の向上や、事業の安定成長にお役立てください。

また、加入すると各種の福利厚生事業をご利用いただけます。

加入対象企業	原則として、市内にある事業主（事業所）。
加入対象者	従業員（専従者控除の対象者を除く）で、満15歳から85歳未満の方
掛 金	月額1口1,000円～30口30,000円（全額事業主負担） 月払いと翌月分を指定の市内金融機関より口座振替（毎月15日）
申 込 み	毎月10日まで
掛金の税務上の取扱い	法人：全額損金に算入できます。 個人事業所：全額必要経費に計上できます。
受 取 人	加入従業員（被共済者）
ご利用いただける福利厚生事業	●健康診断受診料金補助サービス ●施設利用補助サービス（市民プール利用券・美術館等共通利用券） ●観劇優待サービス

※詳しくはお問い合わせください。

#### (2) 小規模企業共済（小規模企業の経営者の退職金）

小規模企業の個人事業主や共同経営者、会社役員の方が、「事業の廃止」や「退職された」場合、「その後の生活の安定」あるいは「事業の再建」を図るための資金を準備しておく国の共済制度で、『経営者の退職金』といえるものです。

制度の特色	■税制面のメリット！掛金が全額所得控除になります。 ■共済金の受取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」のいずれかを選択できます。 ■納付した掛金の範囲内で貸付制度が利用できます。
加入対象者	■常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業は5人以下、宿泊・娯楽業は20人以下）の個人事業主や共同経営者、会社の役員 ■事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員 ■常時使用する従業員の数が20人以下の協同組合の役員 ■小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）
掛 金	■毎月の掛金は1,000円～70,000円（500円刻み）です。 ■加入後、増・減額できます。 ■掛金は、加入された方ご自身の預金口座より口座振替となります。 ■前納、半年払い、年払いもできます。

※ 詳しくは、(独)中小企業基盤整備機構「小規模企業共済」のホームページをご覧ください。  
<https://www.smrij.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

## 4 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、掛金を積立てておけば貸付けが受けられる共済制度です。

加入対象者	1年以上継続して事業を行っている中小企業者
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。</li> <li>■ 加入後も掛金月額は増額・減額ができます（ただし、減額には一定の要件が必要です）。掛金は総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した場合には掛け止めもできます。</li> </ul>
税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 掛金は損金（法人の場合）あるいは必要経費（個人事業）に算入できます。</li> </ul>
貸付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます。</li> <li>■ 加入後6ヶ月以上経過し、かつ6ヶ月以上の掛金を納付している場合で、取引先業者が倒産した場合に、売掛金等の回収が困難となった額と、積立てた掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額の貸付けが受けられます。</li> </ul>
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無担保、無保証人です。ただし共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積立てた掛金総額から控除されます。</li> </ul>
掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 12ヶ月以上掛金を納付していれば任意解約でも80%以上、40ヶ月以上の場合には全額が受け取れます。</li> </ul>

※詳しくは、（独）中小企業基盤整備機構「経営セーフティ共済」のホームページをご覧ください。  
<https://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/index.html>

### 【問い合わせ先】

- 1 : 北九州商工会議所 各サービスセンター ◆詳しくはP6  
 2・3(1) : 北九州商工会議所 会員・共済課 TEL 093-541-0182 FAX 093-531-1799  
 3(2)・4 : 北九州商工会議所 中小企業振興課 TEL 093-541-0188 FAX 093-531-1759  
 《北九州商工会議所 URL <https://www.kitakyushucci.or.jp/>》

## 北九州市のホームページ

北九州市のホームページでは、市の計画や取組み、財政状況、観光・イベントなどさまざまな情報を掲載しています。

また、事業者向けとして、「入札・契約」、「商・工業振興」、「企業等の誘致」などの情報を掲載していますので、ご利用ください。



### <主な掲載内容>

- 入札・契約結果などに関する情報
- 北九州市の産業団地に関する情報（用地情報）
- 大規模小売店舗立地法にかかる事務手続きの方法及び届出状況のお知らせ
- 地価公示の価格表
- 危険物取扱者試験・準備講習の案内
- 各種統計資料

事業所・企業統計、工業統計、商業統計、国勢調査、家計調査、産業連関表 など

### 【アクセス先】

URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

## 北九州市コールセンター（ていたんコール）

北九州市コールセンターでは、市役所や区役所の手続き、市のイベント・施設等に関するお問い合わせなど、市政情報や生活情報についてご案内します。

また、北九州市ホームページで「よくある質問と回答【FAQ】」を公開しています。どこにたずねたらよいかわからない時にご利用ください。

### <お問い合わせの事例>

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■中小企業支援センターについて知りたい</li> <li>■会社の創業、経営の相談について</li> <li>■事業を始める際の届出について知りたい</li> <li>■中小企業融資について教えてほしい</li> <li>■セーフティネット保証制度について教えてほしい</li> <li>■中小企業向けの研究開発・技術開発に対する補助金について知りたい</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■中小企業向けの講座・セミナーについて知りたい</li> <li>■ISO認証取得支援について知りたい</li> <li>■ごみ減量・リサイクル・生ごみ処理などについて知りたい</li> <li>■観光情報を知りたい</li> <li>■平日以外でも住民票や印鑑証明を受け取ることはできますか</li> </ul> |
|--|--|

### 【問い合わせ先】

TEL 093-582-4894 (1月1日～3日を除く 8時30分～20時)

FAX 093-582-3318 (年中無休、24時間)

E-mail [call-center@kitakyushu-cc.jp](mailto:call-center@kitakyushu-cc.jp) (年中無休、24時間)

## 情報紙「ネットワーク北九州」のご案内

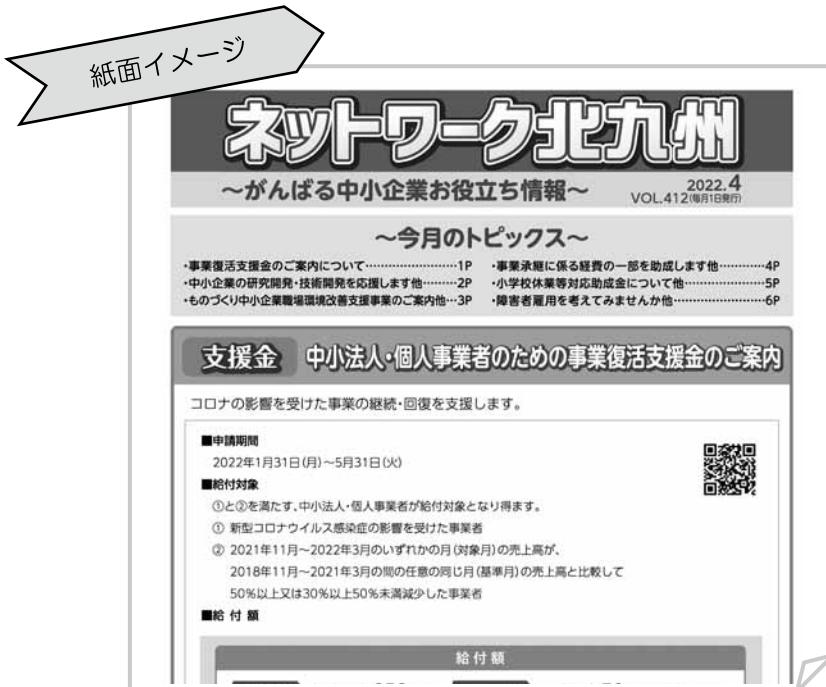
中小企業支援センターでは、地元中小企業向け情報紙「ネットワーク北九州」を発行しています（毎月1日発行）。

中小企業支援施策の紹介や皆様の経営に役立つ情報が満載です。

\*「ネットワーク北九州」メール配信にご登録ください！\*

<https://www.ktc.ksrp.or.jp/nwk/index.html>

※「ネットワーク北九州」紙面は、中小企業支援センターのホームページ（上記アドレス）からPDF形式でダウンロードすることができます（バックナンバー含む）。



## 中小企業支援センター メールマガジンのご案内

中小企業支援センターでは、各種セミナー・講座・助成金のご案内や募集情報、経営に関するタイムリーな情報をメールマガジンで提供しています（毎週木曜日配信）。登録は無料です。

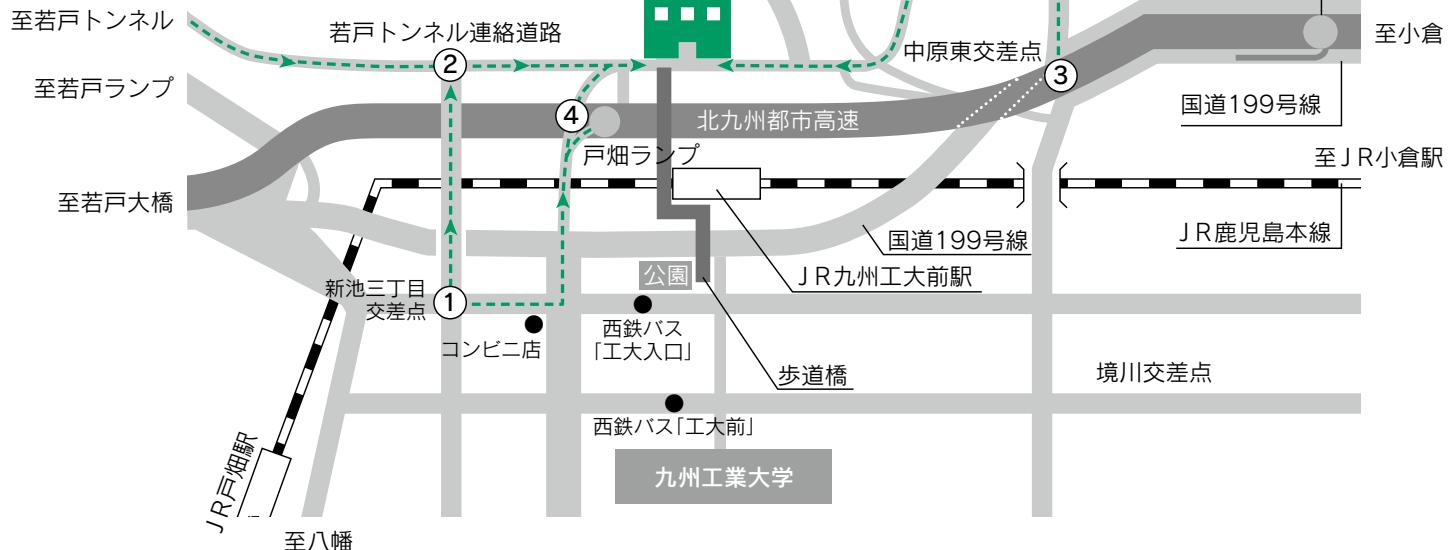
配信をご希望の方は、下記URLからご登録ください。（携帯電話のアドレスはご利用できません。）  
<https://www.ktc.ksrp.or.jp/mlmagazine/index.html>

【問い合わせ先】（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL:093-873-1430

# 北九州テクノセンタービル

〒804-0003 北九州市戸畠区中原新町2番1号  
北九州テクノセンタービル1F

中小企業支援センター、北九州知的財産支援センター、北九州市中小企業振興課が中小企業支援活動を行っています。



## ACCESS

### [JR]

- 「JR 九州工大前駅」(JR 小倉駅から6分)  
⇒駅に隣接する歩道橋を北進（徒歩2分）

### [西鉄バス]

- 「工大入口」バス下車後、JR 九州工大前駅に隣接する歩道橋を北進（徒歩5分）
- 「工大前」バス下車後、JR 九州工大前駅方向へ向かい、駅に隣接する歩道橋を北進（徒歩10分）

### [都市高速]

- 「戸畠ランプ」※Uターンの必要あり  
⇒戸畠ランプからは、九州工業大学側の一般道（テクノセンタービルとは反対側）に降りてしまうため、一般道に降りたら、「新池三丁目交差点①」方面に向かい、「若戸トンネル連絡道路②」経由でテクノセンタービルへ

### [車]

- 「小倉方面・中井方面から」  
⇒国道199号「中原東交差点③」を北進。最初の信号を左折し、直進
- 「戸畠方面から」  
⇒「新池三丁目交差点①」より「若戸トンネル連絡道路②」経由でテクノセンタービルへ  
⇒「都市高速戸畠ランプ入口（連絡道路）④」からもテクノセンタービルへ行くことが可能（料金所手前にテクノセンター側へ行く道路あり。料金所に行かないように注意が必要）
- 「若松方面から」  
※若戸トンネルより「若戸トンネル連絡道路②」を直進。

駐車場を  
ご用意して  
います。

### 【問い合わせ先】

公益財団法人 北九州産業学術推進機構 (FAIS) 中小企業支援センター  
TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450

北九州市産業経済局中小企業振興課  
〒804-0003 北九州市戸畠区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1F  
TEL : 093-873-1433 FAX : 093-873-1434